

官報号外 昭和五十年六月五日

○第七十五回 衆議院会議録 第二十六号(一)

昭和五十年六月五日(木曜日)

議事日程 第二十三号

昭和五十年六月五日

午後二時開議

第一 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第三 改正する法律案(農林水産委員長提出)

第四 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

第五 都市再開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案(第七十二回国会、内閣提出)

第七 船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件

第八 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 飼料の品質改善に関する法律案(内閣提出)

を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第三 昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第四 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 都市再開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案(第七十二回国会、内閣提出)

日程第七 船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件

日程第八 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第一とともに、日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

○午後二時五分開議

○副議長(秋田大助君) これより会議を開きます。

本案は、最近における飼料をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、飼料の安全性の確保を図るとともに、その品質の改善に資するために所要の改正を行おうとするもので、

加えること、

第二に、飼料の品質の改善に資するため、飼料及び飼料添加物につき基準または規格を設定して、その製造・販売等の規制を行うほか、有害な物質を含む飼料または飼料添加物、有害でない旨の確認がないと認められる新飼料等についての販売を禁止する制度を設けること、

第三に、飼料の品質の改善に資するため、飼料登録の制度にかけて公定規格適合表示の制度を設けるとともに、品質に関する表示の適正化のための基準事項を設けること、

等をその主な内容としております。

委員会におきましては、三月二十八日安倍農林大臣から提案理由の説明を聴取し、四月七日以降五回にわたり質疑を行い、その間、参考人から意見を聴取する等、慎重な審議を重ねてまいりました。

かくて、六月四日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党及び民社党の三党共同提案により、基準、規格等に違反した飼料等の廃棄、回収等の命令をすることができる要件に、家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されること等を内容とする修正案が提出され、また、日本共産党・革新共同並びに公明党からも修正案が提出され、それぞれの趣旨説明の後、原案及び修正案を一括して討論に付し、次いで採決しましたところ、日本共産党・革新共同並びに公明党の修正案はいずれも否決され、三党共同の修正案及び修正部分を除く原案は可決され、結局、本案は、多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

○澁谷直藏君登壇

ただいま議題となりました両案について申し上げます。内閣提出、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

次に、農林水産委員長提出、外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

わが国の漁業は、国際的には、第三次国連海洋法会議における距岸二百海里に及ぶ經濟水域設定の動き等の重大な問題に直面するとともに、国内においては、昨年の石油危機に端を発する燃

油、漁網綱等、生産資材価格の異常な高騰、総需要抑制に伴う水産物の消費の停滞と価格の低迷等の問題を抱え、内外ともまことに容易ならざる事態に立ち至つております。

このようなかにあって、水産物の輸入は年々増加を続け、マグロ類等の一部魚種については需給事情が悪化し、当該国内漁業者の経営を一層窮地に陥らせているところであります。

しかも、わが国総合商社等が業務提携して行う外国漁業によるこれら水産物の無秩序な輸入は、わが国指定漁業の許可制度の根幹をも揺るがす問題となつてゐるところであります。

かかる事態に対処し、今後における特定水産物の輸入と国内漁業者の経営の安定との調和を図るために、この際、輸入の方途等について一定の秩序を確立することが緊要であると考えるのであります。

このような見地に立つて、農林水産委員会におきましては、去る昭和四十九年四月三日、「当面、まぐろ等の輸入について調整措置を講ずる等輸入水産物の取扱いについて適切な対策を樹立すること。」等を決議し、政府を督励してまいりたところでありますが、その後における事態の推移等にかんがみ、これが実効を期するため、ここに、当面必要最小限の措置として、本案を提出した次第であります。

以下、その主な内容について申し上げます。

第一点は、特定漁獲物等の陸揚げ等を目的とする外国漁船の寄港の禁止措置を新たに設けたことであります。

すなわち、諸外国の例にならない、外国漁船の船

長は、第四条に定める寄港の許可の規定にかかるらず、政令で定める特定漁獲物等を本邦に陸揚げし、または他の船舶に転載することを目的として、当該外国漁船を本邦の港に寄港させてはならないこととしたしております。

第二点は、特定漁獲物等の漁港及び漁港区への陸揚げの禁止措置の新設であります。

外國漁船以外の船舶の船長は、特定漁獲物等を漁港または漁港区に陸揚げしてはならないことをいたしております。

なお、特定漁獲物等は、政令で定めることとしておりますが、さしあたり、マグロ類を予定して

おります。

以上が、本案の提案理由及びその主な内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決くださいま

すようお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第三 昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第四 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第三、昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案、日程第四、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長地崎宇三郎君。

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案及び同報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

○地崎宇三郎君 登壇

○地崎宇三郎君 ただいま議題となりました両法

律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、昭和二十四年五月以前に効力が発生した簡易生命保険契約について、簡易生命保険事業の運営の効率化を図るとともに、加入者の利便を図るため、保険金の支払いにかえて特別一時金を支給する特別措置を講じようとするものであります。

その内容は、まず、この特別措置の対象とする保険契約は、昭和二十四年五月三十一日以前に効力が発生した保険契約で、この法律施行の際に有効に存続中のものといたしております。

次に、取り扱い期間は、保険契約の締結年度に従い二区分とし、昭和十六年三月三十一日以前の保険契約については昭和五十一年一月一日から三年間、昭和十六年四月一日以後の保険契約については昭和五十一年七月一日から三年間とし、この契約を消滅させ、保険金受取人に保険金支払いにかかれて、特別一時金を支給しようとするものであります。

なお、本案の施行期日は、本年十月一日から

いたしております。

本案は、去る二月二十八日当委員会に付託され、五月八日村上郵政大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査したのでありますが、六月四日質疑を終了し、採決いたしました結果、全

会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。

なお、本案に對して附帯決議を付したことを申

します。

特別一時金の額は、保険金繰上支払金、分配金、繰上支払金及び特別付加金の合計額といたしておられます。

なお、本案の施行期日は、五十一年一月一日からとなつております。

本案は、去る二月二十七日当委員会に付託され、五月八日村上郵政大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査したのでありますが、六月四日質疑を終了し、採決いたしました結果、全

会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみ、加入者に対する保障内容の充実を図るため、保険金の最高制限額を被保険者一人につき、現行の五百万円を、比較的低廉な保険料により高い死亡保障が確保できる定期保険及び一定の養老保険に限り、八百万円に引き上げようとするものであります。

また、廃疾保険金支払い制度について、被保険者が身体障害になつた日に、被保険者が死亡したものとみなして保険金の支払いをしようとするものであります。

なお、本案の施行期日は、本年十月一日から

いたしております。

本案は、去る二月二十八日当委員会に付託され、五月八日村上郵政大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査したのでありますが、六月四日質疑を終了し、採決いたしました結果、全

会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に對して附帯決議を付したことを申

し添えます。

なお、本案に對して附帯決議を付したことを申

し添えます。

以上、御報告申し上げます。

なお、本案に對して附帯決議を付したことを申

し添えます。

以上、御報告申し上げます。

なお、本案に對して附帯決議を付したことを申

し添えます。

以上、御報告申し上げます。

なお、本案に對して附帯決議を付したことを申

し添えます。

以上、御報告申し上げます。

します。
両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 都市再開発法の一部を改正する法律案(第七十二回国会、内閣提出)

日程第六 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案(第七十二回国会、内閣提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第五、都市再開発法の一部を改正する法律案、日程第六、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長天野光晴君。

都市再開発法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔天野光晴君登壇〕
〔本号〔〕に掲載〕

○天野光晴君 ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、都市再開発法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における都市化の進展に伴い、環境の悪化、災害の危険の増大等の都市問題がますます深刻化しておる事態にかんがみ、既成市街地の再開発の一層の推進を図るために、主として土地の所有者等による市街地の計画的再開発を促進す

るための市街地再開発促進区域及び個人施行者の制度を設けるとともに、公益性が高く、かつ、大規模な再開発事業を早急に実施するための手法として、買収手続による第二種市街地再開発事業の制度を設けるほか、再開発事業の実施に伴う関係権利者の助成措置を充実する等、所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、昨年三月、第七十二回国会に提出され、同年四月、本委員会に付託、以来継続審査となつて来たものであります。昨四日質疑を終了、討論採決の結果、本案は、賛成多数をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

修正の要旨は、公団の名称を改める等、事務的な整理を行ふものであります。

なお、本案に対し、六項目より成る附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(秋田大助君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

本件は、委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

理士の資格証明に関する条約につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申しあげます。

本条約は、一九四六年に国際労働機関の第二十八回総会で採択されたものであります。その内容は、船舶料理士資格証明書を有していない者を船舶料理人として従事させてはならないこと、船舶料理士の試験の実施及び資格証明書の付与たる一定の要件等について規定しております。

本件は、去る四月十六日本委員会に付託され、五月二十三日宮澤外務大臣から提案理由の説明を受け、質疑を行いましたが、詳細は会議録により御承知を願います。

かくて、昨四日質疑を終了し、採決の結果、本件は、全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 日程第八、船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長栗原祐幸君。

船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件及び同

〔栗原祐幸君登壇〕
〔本号〔〕に掲載〕

○天野光晴君 ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、都市再開発法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本件は、昨年四月、第七十二回国会に提出され、同年五月本委員会に付託、以来継続審査となつて來ましたものであります。昨四日質疑を終了、討論採決の結果、本案は、賛成多数をもつて修正議決すべきものと決しました。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(一)に掲載〕

〔小澤太郎君登壇〕

○小澤太郎君登壇 ただいま議題となりました両案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案について申し上げますと、本案は、まず、最近における選挙の実情にかんがみ、衆議院議員の総定数を二十名増員するとともに、十一の選挙区においてその定数を是正することといたしております。

次に、選挙の腐敗を防止し、その公正を確保するため、供託金を大幅に引き上げ、選挙運動用自動車、ボスター、新聞による政策広告等について選挙公管の拡充を図り、文書図画の掲示の制限を強化し、公職の候補者等の寄付を禁止し、機関紙誌等の領布についても、選挙期間中は一定の制限を加えるほか、連座制の強化など、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、本案は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとしており、衆議院議員の定数に関する改正規定は、次の総選挙から施行するものといたしております。

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案について申し上げますと、本案は、議会制民主政治のもとにおける政党その他の政治団体の機能的重要性にかんがみ、その政治活動の公明と公正を確保するため、最近における国民世論の動向と政党政治の現状とを考慮しつつ、必要な改正を行おうとするものであります。

第一に、政治活動に関する寄付の制限を設けよ

うとするものでありまして、その主な点は、個人の寄付については、年間二千万円を超えてはならないものとし、会社、労働組合その他の団体の寄付については、それぞれの団体の規模に応じ段階的に制限額を定めることといたしております。

また、当分の間に限り、政党、政治資金団体及び公職の候補者を除き、これ以外の政治団体に対する寄付については、例外的に別枠を設けることといたします。

第二に、政治資金の公開を強化しようとするものであります。すなわち、政党及び政治資金団体にあっては、年間一千万円以上、その他の政治団体にあっては、年間百万円以上の寄付はすべて公開することとするほか、機関紙誌の発行等の事業による収入も、具体的に報告すべきことといたしております。

その他、個人が拠出する政治資金に対する税制上の優遇措置など、所要の措置を講ずるとともに、五年後には、政治資金の個人拠出強化のための方途及び会社、労働組合その他の団体の拠出する政治資金のあり方について、さらに検討を加える旨を明記いたしております。

なお、本案は、昭和五十一年一月一日から施行することとなつております。

両案は、四月十八日本特別委員会に付託され、両案を一括して審査に入り、同月二十三日福田自治大臣より提案理由の説明を聴取した後、五月七日から質疑を行い、六月三日には参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を行いました。

質疑の行われた主な事項は、公職選挙法改正案に関しては、衆議院及び参議院議員の定数の是正、選挙公管の拡充、公職の候補等の寄付の禁止、機関紙等の領布の規制、連座制の改正等の問題についてであり、政治資金規正法改正案に関しては、政治資金のあり方、会社等の寄付の制限、公開の強化等の問題についてであります。

詳細は会議録に譲ることといたしました。

等調査小委員長から、衆議院議員の選挙区の分区に関する同小委員会の結論について報告があつた

後、公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、小泉純一郎君外六名から、自由民主党、日本社会党及び民社党の三党共同提案に係る分区についての修正案及び山田芳治君外六名から、日本社会党及び民社党の両党共同提案に係る選挙運動用ビラの領布等についての修正案がそれぞれ提出されました。

次いで、討論を行いましたところ、自由民主党趣旨説明の後、両修正案に対し質疑が行われました。

次いで、討論を行いましたところ、自由民主党の小泉純一郎君から、公職選挙法改正案の原案及び両修正案に賛成、政治資金規正法改正案に反対、民社党の小沢貞孝君から、公職選挙法改正案に賛成、政治資金規正法改正案に賛成、日本社会党の佐藤觀樹君から、公職選挙法改正案の原案及び両修正案に賛成、政治資金規正法改正案に反対、日本共産党・革新共同の津金佑近君及び公明党の林幸矩君から、それぞれ公職選挙法改正案の原案及び両修正案に反対、政治資金規正法改正案に反対、民社党の小沢貞孝君から、公職選挙法改正案に反対、民社党の小沢貞孝君から、公職選挙法改正案に反対、政治資金規正法改正案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決に入り、まず、公職選挙法の一部を改正する法律案につきましては、山田芳治君外六名提出の修正案、小泉純一郎君外六名提出の修正案は、それぞれ賛成多数をもって可決、修正部分を除く原案も賛成多数をもって可決、よって、本案は、修正議決すべきものと議決いたしました。

次いで、政治資金規正法の一部を改正する法律案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、公職選挙法の一部を改正する法律案に対しましては、自由民主党、日本社会党及び民社党三党共同提案による附帯決議を付することに決しました。

○副議長(秋田大助君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。津金佑近君。

〔津金佑近君登壇〕

○津金佑近君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました公職選挙法並びに政治資金規正法両改正案について、断固たる反対の討論を行うものであります。(拍手)

公職選挙法改正案について、まず第一に指摘しなければならないことは、政党、政治団体の機関紙誌活動に対する重大な規制であります。これは選挙期間中と否とを問わず、日常不斷に守らなければならない憲法に明記された言論、表現の自由、政治活動の自由に対する挑戦であり、なればならないことは、政党、政治団体の機関紙誌活動に対する重大な規制であります。

これは選挙期間中と否とを問わず、日常不斷に守らなければならぬ憲法に明記された言論、表現の自由、政治活動の自由に対する挑戦であり、なればならないことは、政党、政治団体の機関紙誌活動に対する重大な規制であります。

本来、選挙は、国民主権の重大な行使の場であり、議会制民主主義の根幹をなすものであります。主権者たる国民にとって、選挙期間中こそ、選挙の争点、各党や候補者の主張や政策を十分に知る権利が最大限に保障されるべきことは、議会制度の不可欠の条件であります。

しかし、政府・自民党や一部野党は、きわめて党利党略的な公正論や、事実をゆがめ、これを意図的に誇張したビラ公害論、金がかかるなどを口実として、言論表現の自由という侵すべからざる国民の基本的権利を抑圧する暴挙をとり押ししてきましたのであります。

これららの論議は、すでに、きわめて短時間に制限された委員会質疑の中ですら、全く妥当性のないことが証明されたではありませんか。機関紙号外、ビラの是非は、その内容を含め、主権者たる国民の自主的な判断にゆだねるべきであり、党略的な口実でこれを権力をもつて規制するがどこといふことは、近代政党の自殺行為と言はばかないのです。

以上、御報告申し上げます。(拍手、発言する者あり)

ただいまの報告中の討論者名について、日本共

ります。

ましてや、選舉期間中のわずか二十日間だからという口実で言論規制を強めようとする公選法調査特別委員会における三木総理の答弁は、正々堂々たる政策論争を呼びかけた選舉の明正に関する国会決議への挑戦であり、自称議会の子は、いまと議会政治の反逆者になつたと言わざるを得ないのです。(拍手)

第二に、本改正案は、確認団体の機関紙で、選舉に関する報道評論を掲載した号外はすべて禁止するのみならず、機関紙の号外で、選舉に関する報道評論を掲載していないものについても、特定候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項が記載されているものまでを、改めて制限する不当なものであります。

さらに改正案は、それにかわるものとして、個人版公報を枚数を定めて頒布できるものとしておりません。これは、衆議院選舉の場合は最大十万枚、参議院地方区最大三十万枚、全国区三十五万枚に制限され、その対象は、各当該選舉区の全有権者のわざか一〇%に満たず、最初から有権者の九〇%には知らせる必要がないとするべきで不當なものであります。また、それに一枚ずつ証紙を張るなど、非現実的なものであります。しかも、その配布の方法も政令に任せ、政府に白紙委任するなど、機関紙号外規制の代價とはおよそ認めがたいものであります。

第四に、本改正案は、国民の要望にこたえ、衆議院議員定数は正を予定しておりますが、自民党と社会、民社両党は、事もあるうに、定数は正に伴う区割り案といきわめて重大な問題を、各党が検討する余裕も与えず、審議も全く行わず、六月三日深夜、公選法小委員会において強行採決をしましたのであります。しかも遺憾なことは、これまで自民党的強行採決を、議会制民主主義破壊の暴挙として糾弾してきた一部野党が、これに積極的に加担したことであります。こうした態度は、必ずや国民の批判を受けるであろうことを厳しく指

摘するものであります。(拍手)

次に、政治資金規正法の改正案について申し上げます。

第一の問題は、改正案が企業献金、労働組合献金、団体献金を法律で公認していることあります。政治の腐敗の最大の根源は、政党が大口献金者の中見に左右されることにあることは、すでに国民周知の事実であります。

政治資金規制の本来の目的は、企業、労働組合、団体からの政治献金を規制することにあります。しかし、今回の改正案は、一定の限度額を設けておりますが、これはかえって限度額いっぱいまでの献金を奨励する企業、団体献金拡大法、奨励法であり、まさに改悪案と言わねばなりません。

労働組合の献金についても、企業と同額の限度額を設け、初めて法律によって労働組合献金を合法化しようとするもので、憲法が保障する労働組合員の思想、信条、政党支持の自由は、一層めがめられるることになることは必至であると言わなければなりません。(拍手)

第二に、大企業などの莫大なやみ寄付、匿名寄付が禁止されなければならないことは当然のことです。

ところが、今回の改正案は、派閥などには百万円までの寄付は届けなくともよいとしておりま

す。これは一貫して、国民の疑惑の対象であった派閥献金を奨励し、その收支の公開どころか、事実上やみ寄付を公認するものであります。

その一方で、国民の零細な寄付に対しては、匿名寄付禁止という名目によって、事実上の制限と

不當な罰則が科せられ、国民の浄財による零細な大衆募金活動を抑止せんとするもので、断じて容認しがたいものであります。

また、改正案は、附則第十条において、「政治活動を行う団体」という新しい概念をこつそりと

行おうとするものであります。(拍手)

まず第一に、公職選舉法改正案に対する自由民主党、日本社会党、民社党の共同修正案であります。違反した場合は罰則だけが明確に規定され、しか

も、その認定は警察当局にみだねられるものであります。これはまさに、活動制限を政府や警察権

力の一方的判断によって、民主団体その他の大衆団体にまで適用するおそれがあり、民主主義破壊の意図に左右されることにあることは、すでに

力を一層拡大する危険な内容を持つ、きわめて不适当なものと言わなければなりません。

日本共産党・革新共同は、このような両法案の反動的、ファシヨ的な内容の面はもちろん、委

員会の審議が不適に制限され、十分な審議も行つてない段階にある点から考えても、このような両法案について断固として反対せざるを得ないの

であります。(拍手)

これに反対する声は、いまやわが党のみならず、労働組合団体、法律家、学者、文化人、マス

コミなど、広範な国民世論に発展しつつあります。選舉の公正を汚す買収、供應などの金権選舉を厳格に取り締まり、言論、文書による正々堂々たる言論戦による選舉の自由を拡大することこそ

時代の要請なのであります。言論、表現の自由、国民の知る権利に対するいかなる抑圧の企ても、必ずや歴史の厳しい審判を受けるであります。

私は最後に、このよろな不當さわまる両法案に對し、その反対を重ねて強く主張し、討論を終わ

ります。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 小山省二君。

〔小山省二君登壇〕

○小山省二君 私は、自由民主党を代表して、たゞいま議題となりました公職選舉法の一部を改正する法律案について、自由民主党、日本社会党、民社党の三党共同修正案及び日本社会党、民社党の修正案並びにこれらの修正案による修正部分を除く政府案に賛成するとともに、政治資金規正法の一部を改正する法律案について、賛成の討論を行おうとするものであります。(拍手)

まず第一に、公職選舉法改正案に対する自由民

主党、日本社会党、民社党の共同修正案であります。

政府案では、衆議院議員の総定数について、昨

年來各党間で検討された結果、合意を見た線に沿つて定数の増加が図られており、これにより選

挙区別定数の不均衡の状態は、相当程度是正され

るわけですが、現行中選挙区制のたてまえを崩すこととなり、したがつて、妥当な分区案を

検討してもらいたいというのが政府の意向であります。

三党の修正案は、中選挙区制の原則が維持され

ておるばかりでなく、その分割も、地勢、交通、

社会的経済的事情、行政的沿革、地域の特殊性等、諸般の事情を総合的に勘案いたしますれば、合理的、妥当な画定であると考えるのであります。

現行法では、選挙運動用の文書図画のうち、領布できるのは郵便はがきだけとなっておりま

る。これは、有権者が候補者の政見を知る機会を

拡充するとともに、各候補者に平等な条件で選挙運動の手段を提供するものであり、実情に即した適切な措置であると考えられるのであります。

その第二点は、選挙公報の拡充強化についてであります。

この点については、政府案においても、選挙運動用の自動車の使用及びボスターの作成並びに確

認団体の新聞による政策広告について、公営の拡充が図られておりますことは評価できるのであり

ますが、修正案では、さらにはがきの枚数を増加するとともに、国会議員の選挙について、ビラ

の作成に要する費用を国庫で負担することとし、

することとされております。これらは、最近の選

挙の実情にかんがみ、やむを得ざる措置であると考えられるのであります。

その第二点は、公職の候補者等の寄付の禁止についてであります。

政府案では、公職の候補者等が行う寄付につい

ては規制の強化が図られておりますが、寄付を受ける側の規制がないのは片手落ちの感がいたしま

す。その意味で、修正案が、寄付を受ける者についても一定の規制を加えることとしておりますの

は必要な措置であつて、これにより規制の実効が確保されるものと考えております。

その第四点は、新聞紙の領布の制限であります。

選挙期間中に選挙に関する報道評論が許されるのは、第百四十八条第三項のいわゆる適格紙に限

られておるわけであります。その要件の一つに、公示または告示の日の一年前から発行してお

るものでなければならぬものとされておりま

す。これは、いわゆる選挙日当の報道を防ぐのが目的であると思ひます。今回の修正案は、これ

が六カ月に短縮しようとするものであります。

選挙に関する報道評論の自由ができるだけ尊重す

る意味において、実情に即したものと考えられます。

政府案では、選挙に関する報道評論を掲載した確認団体の届け出機関紙誌の本紙の領布について

は、選挙期間中は、定期講読者以外の者に対し

ては、有償でする場合に限りととしておりまし

たが、修正案のように、通常の方法の定義を明らかにすることとし、選挙期日の公示または告示の

で、臨時または特別の方法を含まないこととする

のであれば、現行どおり通常の方法で領布ができることとする方が、機関紙の性格、実情から見て

適当ではないかと思います。

また政府案では、政党、政治団体の機関紙誌の号外等については、選挙に関する報道評論を掲載したもののが禁止されておりますが、同時に、選挙区内の特定の候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項が記載されている号外は、選挙運動用の文書とまぎらわしい場合が多く、選挙の公正を期する上で問題があると考えら

れることから、今回の修正案では、その領布を禁止することとしておりますので、これによつて、規制の実効が期せられるものと考えます。

第三に、これらの二つの修正案による修正部分以外の政府原案につきましては、最近における選挙の実情にかんがみ、衆議院議員の総定数及び各選挙区において選挙すべき定数については正が行

われるとともに、選挙の腐敗を防止し、及びその公正を確保する等のため、供託金の引き上げ、選挙公費の拡充、寄付の制限の徹底、文書画圖の掲示及び機関紙等の領布の制限の強化並びに連座制の強化、その他所要の改正を行おうとするものであります。

以上のよう考へまして、公職選挙法の一部を改正する法律案に対する、自由民主党、日本社会

党、民社党の三党共同修正案及び日本社会党、民

社党の修正案並びにこれらの修正案による修正部

分を除く政府原案に賛成するものであります。

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案に賛意を表する理由について申し述べます。

本改正案は、昭和四十二年の選挙制度審議会の答申以来、国会における三たびにわたる審議は

もとより、各方面における論議の経緯にかんがみ、最近における国民世論の動向と政党政治の現

状を考慮しつつ、現実に即した政治資金の授受の規制、政治資金の収支の公開の強化、個人の拠出

する政治資金に対する課税上の優遇措置などを講ぜ

る考へる必要があります。

もとより、政治活動の公明と公正の確保のため、適切な措置であると思うであります。

政治資金規正法のよう、わが国の政党政治に多大な影響を及ぼす制度の改正は、いたずらに理

想にとらわれず、現実に即して一步ずつ前進する

ことが必要であります。理想案に固執して現状の改革を怠ることは、国民の期待にこたえる道では

できません。

その意味で、本改正案は、現状を踏まえて、実

現可能な、そして政界浄化のための一つの方法を示すもので、国民の期待する方向へ大きく前進す

るものだと思います。(拍手)

以上をもって、賛成の討論を終わります。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 新井彬之君。

〔新井彬之君登壇〕

○新井彬之君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案並びに自民党、社会党、民社党

の共同提案による公職選挙法の一部を改正する法律案及び社会党、民社党共同提案による公職選挙法の一部を改正する法律案に反対する討論を行います。(拍手)

以下、反対する理由を重点的に申し述べます。

憲法は、主権が国民に存することを宣言し、特に二十一条には、「言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」とあるように、選挙

は、國民主権により、國民の基本的権利を尊重し、言論、表現の自由が確保されて行われること

が当然であります。

しかるに、政府提出の公職選挙法改正案は、國

民の広範かつ当然の要求である、衆議院選挙区の定数のははだしい不均衡を是正すること、機

関紙等の規制のごとく、政党の当然の責務である機関紙等の政治活動や、言論、表現の自由を庄毅す

るという重大問題を抱き合わせて、一括成立を図るうとするものであり、この政府・自民党的暴挙には絶対に反対であります。(拍手)

わが党は、金権政治の追放と、政治活動の自由の保障、選挙の明る化を要求する国民的立場から、かかる政府・自民党の反国民的態度に猛省を促すとともに、もしこれを強行するならば、議会民主政治の上で重大な汚点をしるすであろうことを警告するものであります。(拍手)

この党略的改悪は、即政治活動そのものを規制するものであり、憲法に抵触する危険な思想であります。一方において悪質な買収、供應等の実質犯に対する罰則を厳しくチェックせず、腐敗選舉が大手を振つて横行している現実をないがしろにして、民主主義の生命にかかる文書活動が規制されることは、矛盾もはなはだしく、主権を持つ国民のとうてい納得するものではありません。

三木総理は、機関紙等の頒布の制限は、憲法で保障された表現の自由や、国民の知る権利とは別に重大な認識の誤りであります。

現行法では、選挙運動と区別して、二百一十五条以下に、政党が選挙期間中にできる政治活動を認めており、機関紙等は、その性格上、政治活動そのものであり、選挙運動ではありません。総理が、これを全面的に選挙運動と認識するところから、本来自由であるべき政党の政治活動を、号外配布の足腰がある、なしの次元でとらえ、選挙の公正確保のたてまえに名をかりて、国民の自由な政治的思形成を妨げようとする党略的措置に陥ることになるのであります。これこそ、政治活動の規制であり、言論、表現の自由の侵害でなくして何でありましょうか。(拍手)

現行法は、選挙の公正確保と政治活動の自由との調和から構成されています。このように、政治活動の自由との調和をいかにして行うかということについて、各党が時間をかけて、重点的に検討することこそ、国会の使命であります。

ところが、改正案は、この調和を破つて、書く自由、配る自由を侵し、一方的に言論、表現の自由そのものを規制し、さらに、ビラ公害などとい

う大衆操作的言動によって、あたかも機関紙号外の配布が公共の福祉に反しているかのごとく宣伝し、言論、表現の自由を規制することは、反国民的であります。批判されるべき必要以上のビラ配布は、国民が判断すべき問題であつて、国民の良識を踏みにじつて、法による過剰規制はすべきでなく、この条項は断じて削除すべきであります。(拍手)

次に、連座制に関する問題についてであります。今回の改正措置は、裁判所が罪が確定したことを当選人に通知し、当選人は、検察官を被告として三十日以内に、連座に該当しない旨の申し立てをする制度を取り入れ、一見強化されたよう錯覚しますが、現行法の原告と被告を逆転したにすぎず、依然裁判の長期化は必至であり、その実効を期待できないことは明らかであります。

総括主導者とか出納責任者等は、当該候補者の選挙の中核にあって、候補者と常に緊密な関係にあり、候補者はそれらの人たちに対し、終始違反を起さぬよう監督する立場にあり、いわば両罰規定と同様に考えられるので、三木私案にあつた同時失効、百日裁判の義務化が当然であります。以上の観点から、この改正規定は、全くの骨抜きであると言わざるを得ません。

次に、自民、社会、民社各党の共同提案による修正案についてであります。

言論、表現や政治活動の自由を拘束することを前提にした、政治活動の自由より党略的選挙対策を優先させた便宜的な修正案には反対であります。

選挙期間中の機関紙の号外配布を禁止する一方において、個人公報の種類やその枚数をふやし、また、選挙はがきの枚数増など、選挙公報の無原則な拡充には反対せざるを得ません。なぜなら、公報といつても、国民の税金によって賄われているのであって、金のかからない選挙の実現がイ

コール公報では矛盾しております。

公明党は、党利党略などという次元で反対するのではなく、憲法で保障された言論、表現等の自由が、将来にわたって侵害されることには絶対に黙視できないと、強く反対しているのであります。

次に、政治資金規正法の改正案についてであります。

政治資金改革の決め手となるものは、言うまでもなく、資金の質的、量的二面にわたる規制であり、そのために、政治資金は個人献金に限定し、も、「保守政治改革の原點」の中で、企業は献金を行わず、個人献金として献金の額には限度を設けないとまで主張し、総理に就任してからも、三年の経過措置の後、廃止すると公約しました。

しかし、個人献金全面移行の国民世論を将来にわたって完全に葬り去った責任は重大であります。総理は、五年後、党常費への企業献金は廃止するとの党議決定をした、いささかも公約をたがえていた同時失効、百日裁判の義務化が当然であります。以上の観点から、この改正規定は、全くの骨抜きであることは明らかであり、財界依存の金権体質は何ら変わらないであります。

また、個人献金の限度額を二千万円までにしたこと、さらに、個人の党費、会費を寄付とみなされないため、現行法ですら、寄付を会費として公開の原則を空文化していることを思えば、企業献金の個人名義による肩がわりは明白であります。

議会制民主主義を守り、国民主権を尊重することこそ、政党政治のかなめであります。今回の二法案並びに修正案が、かかる意味において重大な欠陥を存することを指摘して、反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 山田芳治君。

○山田芳治君 「山田芳治君登壇」

私は、日本社会党を代表して、公職選挙法の一部を改正する法律案に対する両修正案を含めて政府案に賛成。政治資金規正法の一部を改正する法律案に反対の討論をいたしたいと存じます。(拍手)

まず、公選法関係の政府案と両修正案を一括し

て、賛成の理由を申し述べたいと存じます。

昨年の七月執行された参議院議員選挙以来、金権選挙批判や金のかかる選挙制度をなくするそういった国民世論の急速な高まりとともに、從来からの世論であった衆参両院議員の定数の問題を解決するための議員定数の是正が大きく取り上げられるとともに、政治資金の規制の強化、参議院全国区制度の検討等が求められてまいりたのであります。

これらの世論の動きに対応して、本院では昨年の八月、いち早く、公職選挙法改正等調査特別委員会の中に小委員会を設置して、選挙制度、政治資金のあり方について各党の話し合いが続けられ、自來約十カ月、衆議院の定数は正は、糾余曲折はあつたものの各党の合意ができ、十一選挙区二十名増員、現在の中選挙区制を堅持し、六名以上は分区をするということといたし、分区の作業を自治省に委任をいたしたのであります。委任に当たっては、分区を行う原則として、人口比、地勢などの自然的条件、従来の行政区割りを考慮に入れて線引きを行うことを小委員会で確認したのであります。

わが党は、自治省提出の分区案については、必ずしも満足ではありません。しかし、各党や各候補予定者がそれぞれ意見を申し述べれば、必ず党利党略となります。したがって、われわれは、不満足であつても、この案に賛成することによつて、定数は正を一日も早く実現さるべきであると

いう国民世論に沿うという立場をとつたのであります。したがつて、強行採決などというのは当らないのであります。(拍手)

去る四月十八日、政府案が、ただいま申し述べた定数は正を含めて提案されたことは、御承知のとおりであります。この政府案は、定数は正のみならず、供託金の引き上げや、選挙公営の拡充、寄付、文書図画の掲示及び機関紙の頒布制限強化、連座制の強化等がその内容でありますが、必ずしもこれは十分なものではありません。特に、小委員会で議題になりました参議院の地方区の定数は正、全国区制の改革には何ら触れられておらないのであります。まことに不満であります。

とりわけ、参議院地方区については、そのアンバランスの比は一対五・〇と、改正前の衆議院の比よりもはなはだしい状況で、早急に是正が必要なことは多言を要しないところであります。参議院の特別委員会において現在協議中であります。が、今国会において成案を得て、必ず是正がなされることが強く要求するものであります。(拍手)

次に、政府案の公首の拡大の問題であります。

選挙運動用自動車やポスターに要する経費の一部を国庫負担することは、確かに一定の前進であります。が、まだ不十分でありますから、私たちには、次に述べる修正案を提出したのであります。

选举文書の頒布は国庫負担を含めて認めることが、ねばねば放送の拡大、はがきの枚数の増加等が修正案

に含まれており、評価すべきものと思うのであります。

第三に、制限規定の問題であります。

政府案に盛られた寄付行為の禁止については、望むところでありますけれども、要求した側に至つても触れられていないので、これは修正案にこの旨を明確に規定したのであります。

最後に、確認団体の機関紙誌の頒布の制限について申し述べます。

今回の政府案は、選挙に関する報道評論を掲載した確認団体の届け出機関紙誌について、選挙期間中、定期購読者以外は有償頒布に限ることとされ、選挙に關する報道評論を掲載した号外について、頒布を禁止することとされております。

この問題を論ずるに当たり、私たちは、政治活動と選挙運動とは厳然と區別すべきであると存じます。これを同一視する誤りを犯している政党がある。政治活動は、憲法の理念のように、選挙期間中といえども最大限自由であるべきであります。しかし、選挙活動は、一定のルールの中で、有権者に政策や考え方を訴える手段をどの候補者にも平等に、公正に確保されるという原則が必要であります。したがつて、ポスターの枚数やはがきの枚数、選挙運動用の自動車の台数

は、次に述べる修正案を提出したのであります。

こうした見地に立つて、今回わが党は、確認団体の機関紙誌の本紙は、まさに政治活動の重要な手段でありますから、通常頒布の方法に戻すべきであると主張し、修正案を提案したのであります。

したがつて、ここで問題になりますのは、確認団体の機関紙の号外であります。この号外は、今回の政府案の改正によって禁止されるのは、選挙の報道評論に関するものだけでありまして、これ以外の号外、すなわち、純粹の政策等のみを記載した選挙に関するものは依然として自由であります。

一部の政党が言われるよな、憲法違反とかファシズムに道を開くというようなことは絶対に当たらないであります。禁止されるのは選挙の報道評論のある号外だけであつて、これは選挙の公正を期するため、他の文書の制限をしている現行選挙法体系の中では当然で、さらにわが党提案の個人版公報の頒布、すなわち、選挙文書を配布する道を新しく開くことの法制化を通じて、この文書図画の制限を一步緩和させたものであります。

以上、述べてまいりましたように、わが党は、政府案の不十分さを指摘し、これが是正のための修正案を提出してこれを補うとともに、内容的な修正案を提出してこれを補うとともに、内容的な前進をかち取るため努力をしてまいつたわけであります。(拍手)

要するに、選挙運動期間中、選挙の報道評論を載せた機関紙の号外頒布の制限につき、種々異論が唱えられていることは私たちも知つております。言論、出版の自由と、選挙の公正、候補者間

の公平を期することの調和をどこに求めるかが問題であります。わが党は、政府案の公営化と修正案の内容にあるごとく、一部規制の緩和措置等を含めて、今回の改正は近来まれに見る大幅なものであり、一定の前進であります。有権者各位の良識と相まって、わが党は、今後のわが国の議会制度民主主義を一層発展させ、国民の福祉向上を一層前進させることを誓つて、両修正案を含めて政府案に賛成するものであります。(拍手)

次に、政治資金規正法について、反対の討論をいたします。

今回の改正案は、きわめて不十分であります。が、経理の公開の原則が貫かれていることは一定の前進ではあります。が、政党に対する企業献金の最大限を一億五千万と、われわれにはおよそ関係のない額を許容し、政治資金奨励法と言われるゆえんであり、公開の額も、政党や政治資金団体に対しても一万円以上はすべて公開するのに対し、派閥への献金は百万円以下は公開しなくてもよいというような、派閥温存を認めるなど、どうい容認できないところであります。また、個人献金の延長線上にある労組の献金まで企業献金と同列に置いて制限を加える等、全く理解ができません。

とりわけ、三木總理は、かつて総理になる以前

においては、個人献金が望ましいということを声を大にして主張していたにもかかわらず、今回の提案では、五年後に見直すという規定を挿入した

にとどまり、五年後完全に今までの主張どおりとする保証は何らないであります。

したがつて、私たちは衆議院に、わが党のあるべき姿の改正案を提出して審議を願つてゐるところでありますので、これが成立に各位の御協力を

お願いいたし、政府案に対する反対の意思を表明して、反対の討論を終ります。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 河村勝君。

〔河村勝君登壇〕

○河村勝君 私は、民社党を代表して、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案の委員長報告に対し賛成、政治資金規正法の一部を改正する法律案に反対の討論を行ふものであります。(拍手)

近年、衆参両院の選挙を初め、各級選挙に金のかかり方が激増した状態は異常であります。かくては、民意を正しく反映する公正な選挙は望むべくもありません。

その原因の一つは、金権政治という言葉に象徴されるように、自民党に対する企業からの膨大な資金の流入であり、第二には、ビラ公害と言われるほどの驚くべき大量の機関紙類が無差別に領布され、また、ポスター、立て看板のたぐいが無制限に利用されることが慣行化したことによるものであります。

とりわけ、三木總理は、かつて総理になる以前

においては、個人献金が望ましいということを声を大にして主張していたにもかかわらず、今回の

提案では、五年後に見直すという規定を挿入した

に制限を加えようとするものであつて、その点ににおいては大きな前進であります。

ビラ領布の制限等について、一部に、言論、出

版の自由を喪失するというような説をなすものがありますが、機関紙の号外などを利用して、候補者の写真、名前などを掲載し、それを全戸に配布するような行為は、明らかに脱法的な行為であつて、法の精神に照らせば、現行法のもとにおいても違法と言うべきものであります。かかる行動が当然のことと蔓延する以上、これに規制を加えることは当然であつて、共産、公明両党の反対は全く理由なきものであります。

衆議院の定数は正について言えども、本来、国民は、国政に対して、選挙を通じて平等の権利を持つものであつて、いまや抜本的な改正を要する段階にあります。しかしながら、今回の改正は、少なくとも一步前進として評価をいたします。

政治資金規正法について述べれば、政界浄化を求める国民の声にこたえるには、余りにも規制が微弱的であつて、どういこれでは資金の量を制限する効果があるとは認められません。ただ、從来、政治団体に対する会費であるという名目で出来ます。

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第九につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第九につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十九分散会

をするとはできません。

以上、公職選挙法改正案に賛成、政治資金規正法改正案に反対の理由を述べて、私の討論を終ります。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(秋田大助君) これより採決に入ります。

まず、日程第八につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第九につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたしました。

午後三時二十九分散会

出席國務大臣

外務大臣 宮澤 喜一君
農林大臣 安倍晋太郎君(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

建設大臣 仮谷 忠男君
自治大臣 福田 一君

一、去る三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

河村 勝君 小沢 貞孝君
内閣委員 辞任 補欠 文教委員 辞任
大蔵委員 辞任 補欠大蔵委員 辞任 補欠
農林水産委員 辞任 補欠
社会労働委員 辞任 補欠

大蔵委員 辞任 補欠

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

河村 勝君 小沢 貞孝君
内閣委員 辞任 補欠 文教委員 辞任
大蔵委員 辞任 補欠大蔵委員 辞任 補欠
農林水産委員 辞任 補欠
社会労働委員 辞任 補欠

大蔵委員 辞任 補欠

皇室経済法施行法の一部を改正する法律

(政府委員承認)

一、去る三日、前尾議長は、三木内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十五回国会政府委員に任命することを承認した。

河村 勝君 小沢 貞孝君
内閣委員 辞任 補欠 文教委員 辞任
大蔵委員 辞任 補欠大蔵委員 辞任 補欠
農林水産委員 辞任 補欠
社会労働委員 辞任 補欠

大蔵委員 辞任 補欠

命することを承認した。

(政府委員任命)
公害等調整委員会事務局長 小熊 鐵雄
環境庁長官官房審議官 伊勢谷 三樹郎河村 勝君 小沢 貞孝君
内閣委員 辞任 補欠 文教委員 辞任
大蔵委員 辞任 補欠大蔵委員 辞任 補欠
農林水産委員 辞任 補欠
社会労働委員 辞任 補欠

大蔵委員 辞任 補欠

（政府委員任命）
公害等調整委員会事務局長 小熊 鐵雄
環境庁長官官房審議官 伊勢谷 三樹郎河村 勝君 小沢 貞孝君
内閣委員 辞任 補欠 文教委員 辞任
大蔵委員 辞任 補欠大蔵委員 辞任 補欠
農林水産委員 辞任 補欠
社会労働委員 辞任 補欠

大蔵委員 辞任 補欠

一、去る三日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、三日議長において承認した小熊鐵雄外一名を同日第七十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

河村 勝君 小沢 貞孝君
内閣委員 辞任 補欠 文教委員 辞任
大蔵委員 辞任 補欠大蔵委員 辞任 補欠
農林水産委員 辞任 補欠
社会労働委員 辞任 補欠

大蔵委員 辞任 補欠

一、去る三日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、三日議長において承認した小熊鐵雄外一名を同日第七十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

河村 勝君 小沢 貞孝君
内閣委員 辞任 補欠 文教委員 辞任
大蔵委員 辞任 補欠大蔵委員 辞任 補欠
農林水産委員 辞任 補欠
社会労働委員 辞任 補欠

大蔵委員 辞任 補欠

(議員死去)
一、さきに永年在職議員として院議表彰された山口県第二区選出議員佐藤榮作君は、去る三日死去了された。河村 勝君 小沢 貞孝君
内閣委員 辞任 補欠 文教委員 辞任
大蔵委員 辞任 補欠大蔵委員 辞任 補欠
農林水産委員 辞任 補欠
社会労働委員 辞任 補欠

大蔵委員 辞任 補欠

一、さきに永年在職議員として院議表彰された山口県第二区選出議員佐藤榮作君は、去る三日死去了された。

河村 勝君 小沢 貞孝君
内閣委員 辞任 補欠 文教委員 辞任
大蔵委員 辞任 補欠大蔵委員 辞任 補欠
農林水産委員 辞任 補欠
社会労働委員 辞任 補欠

大蔵委員 辞任 補欠

綿貫 民輔君	金子 岩三君
山本 幸一君	柴田 健治君
高橋 繁君	林 孝矩君
商工委員	
辞任	
粕谷 茂君	林 義郎君
小山 省二君	正君
山崎 拓君	和穂君
倉成 正君	省二君
谷川 和穂君	拓君
林 義郎君	茂君
荒木 宏君	粕谷 茂君
建設委員	
辞任	
大村 裕治君	綿貫 民輔君
三枝 三郎君	志賀 節君
野中 英二君	田中 覚君
浜田 幸一君	今井 勇君
今井 勇君	浜田 幸一君
志賀 節君	三枝 三郎君
田中 覚君	野中 英二君
綿貫 民輔君	大村 裕治君
(常任委員死去)	
一、去る三日、懲罰委員佐藤榮作君は死去された。	
(特別委員辞任及び補欠選任)	
一、去る三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任

補欠

角屋堅次郎君

角屋堅次郎君

井上 普方君

井上 普方君

商工委員

辞任

補欠

林 義郎君

正君

和穂君

省二君

拓君

山崎

正君

和穂君

省二君

倉成

正君

和穂君

谷川

正君

和穂君

林

義郎君

荒木

宏君

大村

裕治君

三枝

三郎君

野中

英二君

浜田

幸一君

今井

勇君

志賀

節君

田中

覚君

綿貫

民輔君

建設委員

辞任

補欠

林 義郎君

正君

和穂君

谷川

和穂君

小山

省二君

倉成

正君

和穂君

林

義郎君

荒木

宏君

大村

裕治君

三枝

三郎君

野中

英二君

浜田

幸一君

大村

裕治君

(議案提出)

一、昨四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

一、去る三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一
部を改正する法律案

合等からの年金の額の改定に関する法律等の一
部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等
共済組合法に規定する共済組合が支給する年金
部を改正する法律案

の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等
共済組合法の一部を改正する法律案

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正す
る法律案(農林水産委員長提出)

一、去る三日、次の内閣提出案(参議院回付)に對
する参議院の修正に同意した旨参議院に通知し
た。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組
合法の年金の額の改定等に関する法律等の一
部を改正する法律案

合等からの年金の額の改定に関する法律等の一
部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等
共済組合法に規定する共済組合が支給する年金
部を改正する法律案

昭和五十年六月五日 衆議院會議錄第二十六号(二)

八五〇

明治三十五年三月三十日
可日
候物記

官報 号外 昭和五十年六月五日

O第七十五回 衆議院会議録 第二十六号(二)

〔本号(一)参照〕

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和五十年三月十七日 内閣総理大臣 三木 武夫

国会に提出する。

昭和五十年三月十七日

内閣総理大臣 三木 武夫

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 飼料の製造等に関する規制(第二条の二~第二条の八)

第三章 飼料の公定規格及び表示の基準(第三条~第九条)

第四章 指定検定機関(第十一条~第十五条の七)

第五章 雑則(第十六条~第二十六条)

第六章 好い(第二十七条~第三十二条)

附則

第二章 飼料の製造等に関する規制

(検定及び表示)

第二条の四 第二条の二第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生じることにより畜産物の生産が阻害されるおそれがあるもの(以下同じ。)が生産され、又は家畜等に被害が生じることにより畜産物(家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。)の生産が阻害される生産物をいう。以下同じ。)の生産が阻害されることを防止する見地から、農林省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

農林大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会の意見を聽かなければならぬ。

(製造等の禁止)

第二条の三 前条第一項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該基準に合わない方法により、飼料又は

飼料添加物を販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林省令で定める授与を含む。以下同じ。)の用に供するため製造し、若しくは保存し、又は使用すること。

二 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は貯蔵する。

三 当該基準に合う表示がない飼料又は飼料添

加物を販売すること。

四 当該規格に合わない飼料又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって有害畜産物が

(検定及び表示)

第二条の四 第二条の二第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生じることにより畜産物の生産が阻害されるおそれがあるもの(以下同じ。)が生産され、又は家畜等に被害が生じることにより畜産物(家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。)の生産が阻害される生産物をいう。以下同じ。)の生産が阻害されることを防止する見地から、農林省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

農林大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会の意見を聽かなければならぬ。

(表示の禁止等)

第二条の五 農林省の機関及び前条第一項の農林大臣が指定した者以外の者は、特定飼料等又はその容器若しくは包装に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

二 農林省の機関又は前条第一項の農林大臣が指

定した者は、特定飼料等について同項の表示又は(合格の表示の禁止等)

三 第二条の二第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について適用する。

四 第二条の三 前条第一項の表示の付してある容器又は包装

五 第二条の四 第二条の二第一項の規定により定められた当該特定飼料等に係る規格に適合しない場合でなければ、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に前条第一項の表示を付してはならない。

六 第二条の五 農林大臣は、次に掲げる飼料添加物の使用

七 第二条の六 農林大臣は、次に掲げる飼料添加物の使用

八 第二条の七 農林大臣は、次に掲げる飼料添加物の使用

九 第二条の八 農林大臣は、次に掲げる飼料添加物の使用

十 第二条の九 農林大臣は、次に掲げる飼料添加物の使用

十一 第二条の十 農林大臣は、次に掲げる飼料添加物の使用

十二 第二条の十一 農林大臣は、次に掲げる飼料添加物の使用

十三 第二条の十二 農林大臣は、次に掲げる飼料添加物の使用

十四 第二条の十三 農林大臣は、次に掲げる飼料添加物の使用

生産されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の販売を禁止することができる。

一 有害な物質を含む飼料又は飼料添加物
二 病原微生物により汚染された飼料又は飼料添加物

三 使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料
(廃棄等の命令)

第二条の七 農林大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる飼料又は飼料添加物を販売した場合において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて有害畜産物が生産されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に對し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第二条の三第二号から第四号までに規定する飼料又は飼料添加物
二 特定飼料等で、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に第二条の四第一項の表示が付されていないもの
三 前条の規定による禁止に係る飼料又は飼料添加物
(飼料製造管理者)

第二条の八 第二条の二第一項の規定により製造の方法につき基準が定められた飼料又は飼料添加物で、その製造の過程において同項に規定する見地から特別の注意を必要とするものとして政令で定めるものの製造業者(農林省令で定める者は除く。)は、その飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事業場ごとに、飼料又は飼料添加物の製造に関し農林省令で定める資格を有する飼料製造管理者を置かなければ

ければならない。ただし、当該資格を有する製造業者が自ら飼料製造管理者となつて管理する事業場については、この限りでない。

2 飼料製造管理者は、当該事業場において、そ

の管理に係る飼料又は飼料添加物の製造につき、この法律又はこの法律に基づく処分の違反が行われないように必要な注意をしなければならない。

3 第一項に規定する製造業者は、飼料製造管理者を置き、又は自ら飼料製造管理者となつたときは、一月以内に、厚生大臣に、飼料製造管理者の氏名又は自ら飼料製造管理者となつたときは、この届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも同様とする。

4 第二条の二第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。
第三章 飼料の公定規格及び表示の基準

第三条を削り、第三条の二の見出し「の設定」を削り、同条第一項中「第一条に規定する目的を達成する」を「飼料の栄養成分に関する品質の改善を図る」に、「成分量」を「栄養成分量(飼料が含有しているたん白、脂肪その他の栄養成分を百分比で表したもの)をいう。以下同じ。」に改め、「その他」の下に「栄養成分に関して」を加え、同条第二項中「以下」を「第四項において」に、「省令」を「農林省令」に改め、同条第四項中「及び学識経験のある者」を削り、「聞く」を「聴く」に改め、同条第五項中「省令」を「農林省令」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三条とする。

6 第二条の二第二項の規定は公定規格の設定、改正又は廃止について、第二項から前項までの規定は公定規格の改正又は廃止について準用する。

3 第二条の三及び第三条の四を削る。

(規格適合表示)
第四条 農林省の機関又は農林大臣が指定した者

は、農林省令で定める検定の方法に従い、公定規格による検定を行つたときは、同一の

規格が定められている種類の飼料(以下「規格設定飼料」という。)について公定規格による検定を行つたときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に、公定規格に適合していることを示す特別な表示(以下「規格適合表示」という。)を付することができます。都道府県が、条例で定めるところにより、その農林省令で定める

規格による検定を行つたときは、同様とする。

2 農林省の機関、都道府県又は前項の農林大臣が指定した者は、規格設定飼料についての公定規格による検定を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受け、その検定に関する業務のうち公定規格に適合するかどうかの判定その他の農林省令で定める業務以外のものを当該規格設定飼料の製造業者若しくは輸入業者に行わせ、又はその行う判定の結果に基づいて当該製造業者若しくは輸入業者に当該規格設定飼料若しくはその容器若しくは包装に規格適合表示を付させることができることを図る。

3 第二条の四第二項の規定は、規格適合表示について準用する。

第五条 前条第二項の規定により規格適合表示を付することができる規格設定飼料の製造業者又は輸入業者で農林大臣の認定を受けたものは、規格適合表示を能率的に付するため特に必要があるときは、同条第一項の規定による検定前に、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付してある容器又は包装材料

として用いてはならない。

(改善命令等)
第七条 農林大臣は、規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が第四条第二項の規定に基づき行う検定の業務(規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が同項又は第五条第一項の規定に基づき規格適合表示を付することを含む。)が適当でないと認めるときは、当該製造業者又は輸入業者に對し、期間を定めてその改善を命じ、又は第四条第二項若しくは第五条第一項の規定に基づき規格適合表示を付することを命じる。

3 規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付しておくことができる規格設定飼料は、前条第一項の規定による検定が行われた後でなければ、販売してはならない。

(表示の基準)

第八条 農林大臣は、飼料の消費者がその購入に際し栄養成分に関する品質を識別することが著しく困難である飼料で、使用上当該品質を識別

することが特に必要であるため当該品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定めるものについて、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 栄養成分量、原料又は材料その他品質につき表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項
- 三 第二条の二第二項並びに第三条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。(指示等)

第九条 農林大臣は、前条第一項の規定により定められた同項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項の規定により定められた同項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者、輸入業者又は販売業者があるときは、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対する表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

第十一条 農林大臣は、前項の指示に従わない製造業者、輸入業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができます。

第九条の次に次の章名を付する。

第四章 指定検定機関

第十一条から第十五条の二までを次のように改める。

(指定)

第十一条 第二条の四第一項又は第四条第一項の指定期間による検定を行なう。以下同じ。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条件)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けることができない。

第十二条 農林大臣は、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定が次の各号に適合してゐると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 農林省令で定める機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。
- 二 農林省令で定める事項を内容とする業務規程を定め、農林大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十一条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 検定の業務を行つてゐる場合は、その業務を行うことによつて検定が不公正になるおそれがないものであること。
- 五 検定の業務を適確かつ円滑に行なうに必要な経理的基礎を有するものであること。
- 六 その指定することによつて申請に係る検定の適確かつ円滑な実施を阻害することとなること。

(検定の義務)

第十三条 第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けた者は(以下「指定検定機関」という。)は、検定を行なへことを求められたときは、正當な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定を行わなければならぬ。

(役員及び職員の地位)

第十四条 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、農林大臣に提出しなければならない。

第十五条の四 検定の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第十五条の五 農林大臣は、指定検定機関が第十号に規定する機械器具その他の設備を用い、かつ、同条第二号に規定する者に検定を実施させなければならない。

(検定施設の変更等)

第十六条 指定検定機関は、検定を行う検定施設を新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとする日の二週間前までに、農林大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第十七条 指定検定機関は、検定の業務の開始前に、農林省令で定める事項を内容とする業務規程を定め、農林大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

二 第十五条の六 農林大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この章の規定に違反したとき。
- 二 第十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 三 第十五条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第十八条 指定検定機関は、農林省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定に關し農林省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十九条 第十六条の見出し中「宣伝等」を「宣伝」に改め、同条第一項中「製造業者」を「第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者」に、「飼料の成分量又はその」を、当該飼料又は飼料添加物の成分又はに改め、同条第二項を削り、同条の前に次の章名を付する。

第五章 雜則

第二十条 第二条の四第一項又は第四条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者(農林省令で定める者を除く。)は、その事業を開始した日から月以内に、農林大臣に次に掲げる事項を届け出

二 条第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これららの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第二十一条 第十五条の六 農林大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は経過しない者
- 二 その業務を行う役員のうちに、第一号に該当する者がある者

(指定の基準)

第二十二条 農林大臣は、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定の申請が次の各号に適合してゐると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 農林省令で定める機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。
- 二 農林省令で定める事項を内容とする業務規程を有する者が検定を実施し、その数が農林省令で定める数以上であること。
- 三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十一条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 検定の業務を行つてゐる場合は、その業務を行ふことによつて検定が不公平になるおそれがないものであること。
- 五 検定の業務を適確かつ円滑に行なうに必要な経理的基礎を有するものであること。
- 六 その指定することによつて申請に係る検定の適確かつ円滑な実施を阻害することとなること。

(事業報告書等)

第二十三条 第二条の四第一項又は第四条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者に、「飼料の成分量又はその」を、当該飼料又は飼料添加物の成分又はに改め、同条第二項を削り、同条の前に次の章名を付する。

(適合命令)

第二十四条 第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者(農林省令で定める者を除く。)は、その事業を開始した日から月以内に、農林大臣に次に掲げる事項を届け出

なければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- 二 製造業者があつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

- 三 販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

- 四 その他農林省令で定める事項

新たに第一条の二第一項の規定により基準又は規格が定められたため前項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となつた者は、その

基準又は規格が定められた日から一月以内に、同項に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならぬ。

3 前二項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、その日から一月以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならぬ。その事業を廃止したときも、同様とする。

第十九条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条第一項中「登録飼料」を「第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物」に、「当該飼料」を「当該飼料又は飼料添加物」に改め、同条第二項中「登録飼料」を「前項に規定する飼料又は飼料添加物」に、「又は輸入業者」を、「輸入業者又は販売業者」に、「当該飼料」を「当該飼料又は飼料添加物」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(公示)

第十九条の二 農林大臣は、次に掲げる場合は、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第二条第三項、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定をしたとき。

- 二 第二条の六の規定による禁止をしたとき。

- 三 公定規格又は第八条第一項の表示の基準となるべき事項の設定、改正又は廃止をしたとき。

- 四 第十四条又は第十五条の二(第一号に係る

部分に限る)の規定による届出があつたと

き。

- 五 第十五条の六の規定により指定を取り消し、又は検定の業務の停止を命じたとき。

- 六 第二十一条中「農林大臣は」の下に「この法律の施行に必要な限度において」を加え、「飼料」を「飼料若しくは飼料添加物」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関から、その業務又は経営の状況に關し必要な報告を徴することができる。

(公衆衛生の見地からする要請等)

- 第二十二条 厚生大臣は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、農林大臣に対し、第二条第三項の指定、第二条の二第一項の規定に施行に必要な限度において」を加え、「飼料」を「飼料若しくは飼料添加物」に改め、同条に次の二項を加える。

- 五 第十五条の六の規定による命令をすべきことを要請することができる。

- 五 第十五条の二項及び第三項を削る。

- 二 第二十六条を次のように改める。

- 2 (経過措置)

- 2 第二十三条 検定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定検定機関の検定を受けようとする場合にあつては、当該指定検定機関)に納付しなければならない。

- 2 第二十四条 農林大臣は、第十五条の六の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

- 2 第二十五条の二項及び第三項を削る。

- 2 第二十六条の次に次の章名を付する。

- 2 第二十七条 第六章 罰則

- 2 第二十七条の前の見出しを削り、同条から第二十九条までを次のように改める。

- 2 第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の中若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 第二十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の中若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 第二十九条の三の規定による禁制に違反した者は、第一條の六の規定による禁制に違反した者と同様に処せらる。

- 2 第二十九条の四第一項の規定に違反した者は、第二条の五第一項又は第三項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の五第一項又は第三項の規定に違反した者は

- 2 第二十九条の六の規定による命令に違反した者は、第二条の八第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の七の規定による命令に違反した者は、第二条の八第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の八第一項の規定による命令に違反した者は、第二条の八第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の九第一項の規定による命令に違反した者は、第二条の九第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の十第一項の規定による命令に違反した者は、第二条の十第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の十一第一項の規定による命令に違反した者は、第二条の十一第一項の規定に違反した者

条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

- 2 (輸出用飼料等に関する特例)

- 2 第二十四条の四 輸出用又は試験研究用の飼料又は飼料添加物については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

- 2 第二十五条第二項及び第三項を削る。

- 2 第二十六条を次のように改める。

- 2 (経過措置)

- 2 第二十三条 検定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定検定機関の検定を受けようとする場合にあつては、当該指定検定機関)に納付しなければならない。

- 2 第二十四条 農林大臣は、第十五条の六の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

- 2 第二十五条の二項及び第三項を削る。

- 2 第二十六条の次に次の章名を付する。

- 2 第二十七条 第六章 罰則

- 2 第二十七条の前の見出しを削り、同条から第二十九条までを次のように改める。

- 2 第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の中若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 第二十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の中若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 第二十九条の三の規定による禁制に違反した者は、第一條の六の規定による禁制に違反した者と同様に処せらる。

- 2 第二十九条の四第一項の規定に違反した者は、第二条の五第一項又は第三項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の五第一項又は第三項の規定に違反した者は

- 2 第二十九条の六の規定による命令に違反した者は、第二条の八第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の七の規定による命令に違反した者は、第二条の八第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の八第一項の規定による命令に違反した者は、第二条の八第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の九第一項の規定による命令に違反した者は、第二条の九第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の十第一項の規定による命令に違反した者は、第二条の十第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の十一第一項の規定による命令に違反した者は、第二条の十一第一項の規定に違反した者

条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

- 2 (輸出用飼料等に関する特例)

- 2 第二十四条の四 輸出用又は試験研究用の飼料又は飼料添加物については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

- 2 第二十五条第二項及び第三項を削る。

- 2 第二十六条を次のように改める。

- 2 (経過措置)

- 2 第二十三条 検定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定検定機関の検定を受けようとする場合にあつては、当該指定検定機関)に納付しなければならない。

- 2 第二十四条 農林大臣は、第十五条の六の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

- 2 第二十五条の二項及び第三項を削る。

- 2 第二十六条の次に次の章名を付する。

- 2 第二十七条 第六章 罰則

- 2 第二十七条の前の見出しを削り、同条から第二十九条までを次のように改める。

- 2 第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の中若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 第二十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の中若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 第二十九条の三の規定による禁制に違反した者は、第一條の六の規定による禁制に違反した者と同様に処せらる。

- 2 第二十九条の四第一項の規定に違反した者は、第二条の五第一項又は第三項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の五第一項又は第三項の規定に違反した者は

- 2 第二十九条の六の規定による命令に違反した者は、第二条の八第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の七の規定による命令に違反した者は、第二条の八第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の八第一項の規定による命令に違反した者は、第二条の八第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の九第一項の規定による命令に違反した者は、第二条の九第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の十第一項の規定による命令に違反した者は、第二条の十第一項の規定に違反した者

- 2 第二十九条の十一第一項の規定による命令に違反した者は、第二条の十一第一項の規定に違反した者

八 第十七条の規定に違反した者
第二十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第二条の五第二項の規定に違反したとき。
二 第四条第二項の規定に違反して、農林大臣の承認を受けないで、製造業者又は輸入業者に検定に関する業務を行わせ、又は規格適合表示をさせたとき。
三 第六条第二項の規定に違反したとき。
四 第十五条の六の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

第三十条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第三十条」を「第十八条」に、「しない者」を「せず」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「しない者」を「せず」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「飼料、その原料若しくはその材料又は業務に関する帳簿書類の検査」を「検査若しくは取扱いに、虚偽の陳述」を「答弁をせず、若しくは虚偽の答弁」に改め、同号を同条第三号とし、同条の次に次の一条を加える。
第三十条の二 次の各号の一に該当する場合は、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。
一 第十五条の七の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
二 第二十一条第二項の規定による命令に対し報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
三 第二十二条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
第三十一条中「前四条」を「第二十七条、第二十八又は第三十条」に、「外」を「ほか」に、「但し」を「ただし」に、「尽された」を「尽くされた」

に改める。
第三十二条を削り、第三十三条中「第十条、第十八条又は第十九条の規定に違反した」を「次の各号の一に該当する」に、「二千円」を「三万円」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第三十二条とする。
一 第二条の八第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十九条第一項若しくは第二項の規定による記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定による保存をしなかつた者
者
附 則
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
2 改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「新法」という。)第二条第三項の指定、新法第二条の二第一項の規定による基準又は規格の設定、新法第二条の四第一項及び新法第二条の八第一項の政令の制定の立案並びに新法第三条第一項の公定規格及び新法第八条第一項の表示の基準となるべき事項の設定について、農林大臣は、この法律の施行前においても農業資材審議会の意見を聴くことができること。
3 この法律の施行の日の前日までの間は、農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)第三十四条第一項の表農業資材審議会の項中「農業及び」があるのは、「農業、飼料、飼料添加物及び」とする。
4 この法律の施行前に改正前の飼料の品質改善に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による届出をした者は、新法第十八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

6 農林省設置法の一部を次のように改正する。
第四条第三十八条号の三及び第十二条第五号の中「飼料の登録及び」を「飼料及び飼料添加物に関する基準及び規格の設定並びに」に改める。
第二十三条第一項中「肥料及び飼料の検査を行なう」を「次に掲げる事項を行う」に改め、同項に次の各号を加える。
一 肥料並びに飼料及び飼料添加物の検査
二 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定の指導監督
第三十四条第一項の表農業資材審議会の項中「及び農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)」を「農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)」に、「行なう」を「行う」に、「農業及び」を「農業、飼料、飼料添加物及び」に改める。
7 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四八年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。
第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第二項に規定する飼料及び同条第三項に規定する飼料添加物

7 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は、最近における飼料をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、飼料の安全性の確保を図るとともに品質の改善に資するための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
一 飼料の安全性確保の見地から、題名を「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に改めるとともに、目的規定を整備すること。
二 飼料添加物を法の規制対象に加え、その定義を明確にするとともに、飼料の定義規定等を整備すること。
三 飼料の製造等に関する規制
1 飼料の安全性確保のため、飼料及び飼料添加物につき基準又は規格を設定してその製造、販売等の規制を行ふものとすること。
2 有害畜産物の生産の防止のため、有害な物質を含む飼料又は飼料添加物、使用的経験が少ない新飼料について販売を禁止することができるものとすること。
3 有害畜産物の生産の防止のため、1又は2に違反した飼料又は飼料添加物の廃棄、回収等の命令をすることができるものとすること。
四 飼料の公定規格制度の改善及び表示制度の拡充
1 飼料の栄養成分に関する品質の改善を促進するため、従来の飼料登録の制度に代えて、公定規格適合表示の制度を設けるものとすること。
2 飼料の消費者がその購入に際し栄養成分に関する品質を識別することができるよう、栄養成分量、原料又は材料その他必要な事項の表示を義務づけるものとするこ

(四) その他のと。

1 規格適合表示等を適正かつ円滑に行うため、指定検定機関の制度を設けるものとすること。

2 厚生大臣は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、(三)の1の基準又は規格の設定等に關し、意見述べることができるものとする等のほか、所要の規定の整備を行うこと。

3 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、飼料の安全性の確保並びに品質の改善を図るための措置としておおむね妥当なものと認めるが、基準・規格等に違反した飼料等の廃棄、回収等の命令をすることができる要件

に、家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止する見地を加えること等を内容とする修正を行なうことと認められ、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

また、原案に対し、日本共産党・革新共同中川利三郎君外2名から、表示の基準事項として原料又は材料の配合割合を法律上明示すること等を内容とする修正案並びに公明党高橋義若外一名から、農林大臣は、飼料添加物の指定等に当たつては厚生大臣と協議しなければならないこと等を内容とする修正案が、それぞれ提出されたが、いずれも少數をもつて否決された。右報告する。

昭和五十年六月四日
農林水産委員長 前尾繁三郎殿 滝谷 直蔵

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第一条の次に次の二章及び章名を加える。
第三章 飼料の製造等に関する規制

(基準及び規格)

第二条の二 農林大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物(家畜等の肉、乳その他の食用に供される

生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。)が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物(家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。)の生産が阻害されることを防止する見地から、農林省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

第二条の二 第二条の二第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれがあると認められるものとして政令で定めるもの(以下「特定飼料等」という。)は、農林省令で定めるところにより、農林省の機関又は農林大臣が指定した者が行な検定を受け、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ、販売してはならない。

第二条の二 第二条の二第一項の規定により規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該基準に合わない方法により、飼料又は飼料添加物を販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林省令で定める授与を含む。以下同じ。)の用に供するため製造し、若しくは保存し、又は使用すること。

二 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するため輸入するこ

加物を販売すること。

四 当該規格に合わない飼料又は飼料添加物を販売し、販売の用に供するため製造し、若しくは輸入し、又は使用すること。

(検定及び表示)

第二条の四 第二条の二第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聽いて、製造業者、輸入業者又は販売業者に対する該飼料又は当該飼料添加物の販売を禁止することができる。

一 有害な物質を含む飼料又は飼料添加物(又はその他の、又はその他の)を販売しないと認められる飼料

二 病原微生物により汚染された飼料又は飼料添加物

三 使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料

(有害な物質を含む飼料等の販売の禁止)

第一条の六 農林大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物

を生産されることは防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者又は販売業者に対する該飼料又は当該飼料添加物の販売を禁止することができる。

一 有害な物質を含む飼料等の販売を禁止する

二 病原微生物により汚染された飼料等の販売を禁止する

三 使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料等の販売を禁止する

(病原微生物による汚染された飼料等の販売の禁止)

第一条の七 農林大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる飼料又は飼料添加物を販売した場合において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、該飼料添加物が生産され(又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されると認められるときは、必要な限度において、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる)。

一 第二条の三 第二号から第四号までに規定する飼料添加物を販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林省令で定める授与を含む。以下同じ。)の用に供するため製造し、若しくは保存し、又は使用すること。

二 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するため輸入するこ

(有害な物質を含む飼料等の販売の禁止)

第一条の六 農林大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物

を生産されることは防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者又は販売業者に対する該飼料又は当該飼料添加物の販売を禁止する

一 有害な物質を含む飼料等の販売を禁止する

二 病原微生物により汚染された飼料等の販売を禁止する

三 使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料等の販売を禁止する

(病原微生物による汚染された飼料等の販売の禁止)

第一条の八 第二条の二第一項の規定により製造業者若しくは包装に前条第一項の表示を付して販売する

一 第二条の三第二号から第四号までに規定する飼料又は飼料添加物

二 特定飼料等で、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に第二条の四第一項の表示が付されていないもの

三 前条の規定による禁止に係る飼料又は飼料

第一条の八 第二条の二第一項の規定により製造業者若しくは包装に前条第一項の表示を付して販売する

一 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するため輸入するこ

二 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するため輸入するこ

三 前条第一項の表示の付してある容器又は包装

材料は、その表示を除去し、又はまつ消した後

でなければ、再び特定飼料等の容器又は包装材として用いてはならない。

(飼料製造管理者)

第一条の八 第二条の二第一項の規定により製造

の方法につき基準が定められた飼料又は飼料添加物で、その製造の過程において同項に規定する見地から特別の注意を必要とするものとして政令で定めるものの製造業者（農林省令で定める者を除く。）は、その飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事業場ごとに、飼料又は飼料添加物の製造に関し農林省令で定める資格を有する飼料製造管理者を置かなければならぬ。ただし、当該資格を有する製造業者が自ら飼料製造管理者となつて管理する事業場については、この限りでない。

2 飼料製造管理者は、当該事業場において、その管理に係る飼料又は飼料添加物の製造につき、この法律又はこの法律に基づく処分の違反が行われないように必要な注意をしなければならない。

3 第一項に規定する製造業者は、飼料製造管理者を置き、又は自ら飼料製造管理者となつたときは、一日以内に、農林大臣に、飼料製造管理者の氏名又は自ら飼料製造管理者となつた旨その他農林省令で定める事項を届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。

4 第二条の二第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。

第三章 飼料の公定規格及び表示の基準

〔別紙〕

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、関係者に法律改定の趣旨を十分徹底させるとともに、左記事項の実現に努め、飼料等の安全性確保と品質の改善に万遺憾なきを期すべきである。

一 飼料添加物の指定等に當たつては、現行の飼料添加物公定書収載品目を安全性の見地等から早急に見直して措置するとともに、人畜共通の抗生物質等の添加物については今後分離の方向

で検討すること。

二 微生物蛋白等新飼料の開発に当たつては、十分な科学的判断に基づく安全性の評価基準を早急に確立する等安全性の確保に万全を期すること。

三 いわゆる石油蛋白については、その安全性が確認され国民的合意が得られるまでは製造販売を認めないこと。

四 栄養成分等にかかる表示の基準については、農家の飼養管理の便に資することを旨として、主原料の配合割合についても表示の方向で検討すること。

五 農業資材審議会については、その機能的重要性にかんがみ、公正中立な学識経験者をもつて構成し、科学的な基礎に立脚して慎重な審議を行ふ機関とするとともに、安全性に関するデータについては必要に応じて公開する体制を整えること。

六 改正法に基づく諸規制の実効を確保するため、安全性の確保に関する試験研究機関の充実を図ることとともに、その検査体制についても人員の確保、分析機械の整備、予算の確保等根本的な強化策を講ずること。

七 今回の法改正に伴う飼料添加物の規制等に関連し、畜産農家に対する自衛防疫の促進等環境衛生対策を強化拡充すること。

八 畜産物等の食品についての安全性の見地からの基準規格については、未整備のものが多い現状にかんがみ、速やかにその整備に努めるこ

と。

九 配合飼料等にかかる銘柄数については、整理縮少の方向で指導するとともに、飼料の自家配合の普及奨励に資するよう原料の関税免除等所要の措置を講ずること。

十 養殖水産動物にかかる飼料については、安全性及び栄養成分についての基準、規格等を早急に整備し、特に添加物に対する適正な規制を行うこと。

十一 最近の飼料原料の需給及び価格動向等にか

んがみ、その安定的確保を図るため、国内自給体制の整備拡充、原料輸入の確保、備蓄体制の確立等に万全の措置を講ずるとともに、価格の安定を図るための諸施策を更に強化すること。

右決議する。

十二 外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産委員長 滝谷 直哉
提出者
昭和五十年六月四日

右の議案を提出する。

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産委員長 滝谷 直哉
提出者
昭和五十年六月四日

右の議案を提出する。

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）の一部を次のよう改正する。

第四条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四条の二 外国漁船の船長は、前条の規定にかかるわらび、特定漁獲物等（外国漁船によるその本邦への陸揚げ等によって我が國漁業によるその秩序の維持に支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められる漁獲物等）で政令で定めるものをいう。以下第六条第五項において同じ。）を本邦に陸揚げし、又は他の船舶に転載することを目的として、当該外国漁船を本邦の港に寄港させではない。

第五条中「前条第一項」を「第四条第一項又は前条」に改める。

第六条に次の二条を加える。

（趣旨）

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に關する特別措置法

右の議案を提出する。

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に關する特別措置法

内閣総理大臣 三木 武夫
提出者
昭和五十年二月二十七日

右の議案を提出する。

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に關する特別措置法

揚げし、又は漁港区（港湾法第三十九条第一項の規定により指定された漁港区をいう。）に陸揚げしてはならない。

二の二 第四条の二の規定に違反した船長第九条第一項第四号中「第三項まで」の下に「又立等に万全の措置を講ずるとともに、価格の安定を図るための諸施策を更に強化すること。

右決議する。

十一 最近の飼料原料の需給及び価格動向等にかんがみ、その安定的確保を図るため、国内自給体制の整備拡充、原料輸入の確保、備蓄体制の確立等に万全の措置を講ずるとともに、価格の安定を図るための諸施策を更に強化すること。

右決議する。

十二 外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産委員長 滝谷 直哉
提出者
昭和五十年六月四日

右の議案を提出する。

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

二 昭和十六年四月一日以後に効力が発生した
保険契約 昭和五十一年七月一日から昭和五
十四年六月三十日まで

- 2 前項の申出は、その到達前に、これを発した
者が死亡したときは、その効力を生じない。
- 3 第一項の申出があつたときは、当該保険契約
は、その申出があつた時にその効力を失う。こ
の場合においては、簡易生命保険法(昭和二十
四年法律第六十八号)附則第四項の規定(還付金
支払額に関する部分に限る。)は、適用しない。

- 4 前項の規定により保険契約がその効力を失つ
たときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該
各号に掲げる者に特別一時金を支給する。
- 一 当該保険契約に係る保険金受取人(養老保
険の保険契約があつては、保険期間が満了し
たことにより保険金を支払う場合の保険金受
取人。次号において同じ。)が指定されている
場合 指定されている者

二 当該保険契約に係る保険金受取人が指定さ
れていない場合(保険契約者の指定した保険
金受取人が死亡し更に保険金受取人を指定し
ない場合を含む。)被保険者

- 5 第一項第二号に掲げる保険契約で昭和五十一
年一月一日から同年六月三十日までの間に保
金の支払の事由が発生したものについては、當
該保険契約に係る保険金受取人は、その事由が
発生した日から一年以内に限り、簡易生命保
険法の規定による保険金の支払及び剩余金の分配
に代えて、特別一時金の支給の請求をすること
ができる。
- (特別一時金の額)

第三条 特別一時金の額は、保険金繰上支払金

分配金繰上支払金及び特別付加金の額の合計額
とする。

- 2 保険金繰上支払金の額は、保険金額に相当す
る額とする。
- 3 分配金繰上支払金の額は、保険契約者が前条

第一項の規定による申出をした時に当該保険契
約に係る被保険者が死亡したとした場合(同条

第五項の規定による請求に係る保険契約にあつ
ては、当該請求がないとした場合)に簡易生命
保険法第四十七条の規定により分配すべき剩余
金の額に相当する額とする。

- 4 特別付加金の額は、保険契約の保険金額及び
保険契約の効力が発生した日の属する年度(毎
年四月一日に始まり、翌年三月三十日で終わ
るものとし、別表において「契約年度」という。)
の区分に応じ別表に定める額とする。
- (控除支払)

第四条 特別一時金を支給する場合において、當
該保険契約に關し未払保険料(簡易生命保険法
の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第百
四十五号)附則第三項の規定により取立てを停
止した保険料を含む。)、貸付金その他が弁済
を受けるべき金額があるときは、支給金額から
これを控除する。

(正規の支払)

第五条 特別一時金をこの法律及びこの法律に基
づく郵政省令に定める手続によつて支払ったと
きは、その支払は有効とする。

(時効)

第六条 特別一時金を受けける権利は、五年間行
わないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)

第七条 特別一時金を受けれる権利は、譲り渡し、
担保に供し、又は差し押さえることができな
い。ただし、国税滞納処分(その例による処分
を含む。)により差し押さえる場合は、この限り
でない。

(保険契約者に対する通知等)

第八条 国は、郵政省令で定めるところにより保
険契約に係る保険契約者に対して特別一時金の
支給に関する事項について通知を発するほか、
郵便局における掲示等の方法によりその周知に
努めなければならない。

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約
に関する特別措置法案(内閣提出)に関する

第九条 この法律に規定するもののほか、この法
律の実施のための手続その他その執行について
必要な細則は、郵政省令で定める。

この法律は、昭和五十一年一月一日から施行す
る。ただし、第八条の規定は、公布の日から施行
する。

別表(第三条関係)

保険金額	契約年度の区分			
	大正五年 まで九から大年 度	大正一から〇 年	昭和六年 度まで五から 年	昭和一から 年
二〇〇円以下	四,〇〇〇円	三,五〇〇円	三,〇〇〇円	二,五〇〇円
二〇〇円を超えて五,〇〇〇円以下	五,〇〇〇円	四,〇〇〇円	三,五〇〇円	二,五〇〇円
五,〇〇〇円を超えて一〇,〇〇〇円以下	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
一〇,〇〇〇円を超えて二〇,〇〇〇円以下	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円
二〇,〇〇〇円を超えて五〇,〇〇〇円以下	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円
五〇,〇〇〇円を超えて一〇〇,〇〇〇円以下	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円
一〇〇,〇〇〇円を超えて二五〇,〇〇〇円以下	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円
二五〇,〇〇〇円を超えて五〇〇,〇〇〇円以下	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円

理由

昭和二十四年五月以前に効力が発生した簡易生
命保険契約について、簡易生命保険事業の運営の
効率化を図るとともに、加入者の利便を図るた
め、当該簡易生命保険契約につき保険金の支払に
代わる特別一時金の支給の要件、特別
一時金の額等必要な事項を定める必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。
当該保険契約につき保険金の支払に代わる特別
一時金の支給に關し、支給の要件、特別一時金
の額等必要な事項を定めようとするもので、そ
の主な内容は次のとおりである。

- 1 特別一時金の支給
(一) 保険契約に係る保険契約者は、次の區別
による期間内に、保険契約を消滅させる旨

(1) 昭和十六年三月三十一日以前に効力が発生した保険契約にあつては、昭和五十年一月一日から三年、(2) 昭和十六年四月一日以後に効力が発生した保険契約にあつては、昭和五十年七月一日から三年。

(2) 保険契約を消滅させる旨の申出があつたときは、当該保険契約は、その申出があつた時にその効力を失うものとし、保険金受取人に特別一時金を支払う。

(3) 昭和十六年四月一日以後に効力が発生した保険契約で昭和五十年一月一日から同年六月三十日までの間に保険金支払の事由が発生したものについては、保険金受取人はその事由が発生した日から一年以内に限り、保険金の支払及び剩余金の分配に代えて、特別一時金の支給の請求をすることができる。

(4) 特別一時金の額は、保険金繰上支払金、分配金繰上支払金及び特別附加金の額の合計額とする。

(5) 保険金繰上支払金の額は、保険金相当額とする。

(6) 分配金繰上支払金の額は、保険契約を消滅させる旨の申出があつた時に当該保険契約に係る被保険者が死亡したとした場合、(1)の(3)の請求に係る保険契約にあつては、当該請求がないとした場合)に分配すべき剰余金相当額とする。

(7) 特別一時金を支給する場合において、当該保険契約に關し未払保険料(昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した保険契約で保険料の取立てを停止したものにあつては、取立てを停止した保険料を含む。)、貸付金その他が弁済を受けるべき金額があるときは、支給金額からこれを控除する。

4 時効
特別一時金を受ける権利の消滅時効は、五年とする。

5 謾渡等の禁止
特別一時金を受ける権利については、謾渡、差押え等を禁止する。

6 邮政省令で定めるところにより保険契約者に対して特別一時金の支給に関する事項について通知を発するほか、郵便局における掲示等の方法によりその周知に努めなければならないものとする。

7 施行期日
この法律は、昭和五十年一月一日から施行する。ただし、保険契約者に対する通知等については、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由
本法の趣旨及び内容は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本法施行に要する経費
本法施行に要する経費として、昭和五十年度簡易生命保険及郵便年金特別会計予算算保険勘定歳出中に十七億五千三十二万二千円が計上されている。

昭和五十年六月四日
衆議院議長 前尾繁三郎殿 地崎宇三郎

右 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
昭和五十年二月二十八日
内閣総理大臣 三木 武夫

簡易生命保険法の一部を改正する法律
簡易生命保険法(昭和二十一年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「被保険者一人につきそれれ五百万円を超えてはならない」を「被保険者一人につき、それれ八百万円を超えてはならず、かぎりに定期保険及び養老保険(満期の場合の保険金額と死亡)の場合の保険金額とを異にするものに限る。」について、保険金の最高制限額を八百円(現行五百円)に引き上げる。

2 廃疾保険金支払制度の改善
被保険者が保険契約の定める身体障害の状態になつた場合において、保険契約者がらその旨の通知があつたときは、その身体障害の状態になつた日に被保険者が死亡したものと

の保険契約並びにこれらに付された特約に係るものを除き五百万円を超えてはならない」に、「但し」を「ただし」に改める。
第二十一条第二項中「保険約款の定めるところにより保険契約者が死したことに因り将来の保険料の払込みを要しないこととする養老保険(以下「契約者死後自動継続保険」という。)」を「契約者死後自動継続保険」に改める。

第四十五条の見出し中「因る保険金の支払」を「よる保険金の支払等」に改め、同条第一項中「附され」を「され」に、「因り」を「より」に、「通知のあつた」を「身体障害の状態になつた」に、「但し」を「ただし」に、「因る」を「よる」に改める。

この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。

二 議案の可決理由
本案は、簡易生命保険法の目的に照らし、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 経費
昭和五十年度簡易生命保険及郵便年金特別会計予算では、本改正による保険料収入は、約三億九千九百万円と見込んでいる。

右 議案の要旨及び目的
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に關する報告書
本案は、最近の社会経済情勢の推移にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るために、定期保険及び被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額と保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額と異なる額とする養老保険につき、保険金の最高制限額を八百万円に引き上げる等の必要がある。これが、この法律に提起する理由である。

三 本改正法の施行に当たり、政府は次の各項の実施に努めべきである。
一 最近の社会経済事情の推移、保険需要の動向等にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の実質となるべく損わないよう有効な方策について検討すること。
一 保険金最高制限額を超える保険契約の発生を防止するため実効ある措置を講ずること。
一 保険契約の団体取扱いについては、簡易生命保険事業の目的及び法・約款の本旨に照らし、団体組成の適正化等の改善策を講ずるとともに、保険料集金等について厳正な指導を行うこと。

右 決議する。
都市再開発法の一部を改正する法律案
国会に提出する。
右 決議する。
都市再開発法の一部を改正する法律案
国会に提出する。
右 決議する。

3 施行期日
この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。

二 議案の可決理由
本案は、簡易生命保険法の目的に照らし、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 経費
昭和五十年六月四日
衆議院議長 前尾繁三郎殿 地崎宇三郎

右 議案の要旨及び目的
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
本案は、最近の社会経済情勢の推移にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るために、定期保険及び次条の規定により被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額と保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額と異なる額とする養老保険(保険約款の定めるところにより保険契約者が死亡したことにより将来の保険料の払込みを要しないこととするもの(以下「契約者死後自動継続保険」という。)を除く。)

3 みなしして保険金等の支払をする。
この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。

二 議案の可決理由
本案は、簡易生命保険法の目的に照らし、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 経費
昭和五十年六月四日
衆議院議長 前尾繁三郎殿 地崎宇三郎

都市再開発法の一部を改正する法律
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

【第一章 総則(第一条第一項)】

「第一章 総則(第一条第一項)」を「第一章 総則(第一条第一項)」
「第二章 市街地再開発事業に関する都市計画に、
市街地再開発事業に関する都市計画に、
第三条(第六条)
市街地再開発促進区域(第七条第一項)
七条の八)

【第一章の三 市街地再開発組合】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の九)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第四章 第二種市街地再開発事業】

「第一節 管理処分手続」
第一款 建築施設の部分による対價の給付等(百十八条の十一)
第二款 権利関係の確定等(百十八条の十七)
第三款 雜則(百十八条の二十二)
百十八条の二十二

【第二節 雜則(百十八条の二十二)】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の二十)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第二節 市街地再開発組合】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の二十)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第二節 市街地再開発組合】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の二十)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第二節 市街地再開発組合】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の二十)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第二節 市街地再開発組合】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の二十)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第二節 市街地再開発組合】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の二十)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第二節 市街地再開発組合】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の二十)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第二節 市街地再開発組合】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の二十)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第二節 市街地再開発組合】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の二十)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第二節 市街地再開発組合】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の二十)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第二節 市街地再開発組合】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の二十)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第二節 市街地再開発組合】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の二十)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第二節 市街地再開発組合】

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の二十)」
「第二節 市街地再開発組合」を「第二節 個人施行者(第七条の二十)」
事業を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(百十二条第一項)」を
「第三節 第二種市街地再開発事業」に改める。

【第二節 市街地再開発組合】

じ。)で階層を除く階数が三以上であるもの
〔政令で定める耐用年限の三分の一〕を経過し
ているもの又は災害その他の理由によりこれ
と同程度の機能の低下を生じているものを除
く。)の建築面積の合計が、当該区域内にある
すべての建築物の建築面積の合計の三分の一
以下であること。
〔第三条の次に次の第一条を加える。
第三条第四号を次のように改める。
四 当該区域内の土地の高度利用を図ること
が、当該都市の機能の更新に貢献すること。
〔第二種市街地再開発事業の施行区域〕
第三条の二 都市計画法第十二条第二項の規定に
より第二種市街地再開発事業について都市計画
に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条
件に該当する土地の区域でなければならない。
一 前条各号に掲げる条件
二 次のいずれかに該当する土地の区域で、そ
の面積が三ヘクタール以上のものであるこ
と。
イ 当該区域内にある安全上又は防火上支障
がある建築物で政令で定めるものの数の當
該区域内にあるすべての建築物の数に對す
る割合が政令で定める割合以上であり、か
つ、これらの建築物が密集しているため、
災害の発生のおそれが著しく、又は環境が
不良であること。
ロ 当該区域内に駅前広場、大規模な火災等
が発生した場合における公衆の避難の用に
供する公園又は広場その他の重要な公共施
設で政令で定めるものを早急に整備する必
要があり、かつ、当該公共施設の整備と併
せて当該区域内の建築物及び建築敷地の整
備を一体的に行うことが合理的であるこ
と。
〔市街地再開発促進区域に関する都市計画〕
第七条 次の各号に掲げる条件に該当する土地の
区域で、その区域内の宅地について所有権又は
借地権を有する者による市街地の計画的な再開
発の実施を図ることが適切であると認められる
ものについては、都市計画に市街地再開発促進
区域を定めることができる。
一 第三条各号に掲げる条件
二 当該土地の区域が第三条の二第二号イ又は
ロに該当しないこと。
二 市街地再開発促進区域に関する都市計画にお
いては、都市計画法第十条の二第二項に定める
事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに単

業」を「第一種市街地再開発事業又は第二種市街地
再開発事業」に改める。

第五条中「市街地再開発事業に関する」を「第一
種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業
に関する」に改める。

第六条の見出しを「(都市計画事業として施行す
る市街地再開発事業)」に改め、同条第一項中「市
街地再開発事業」を「市街地再開発事業」に改め、同条
第二項を次のように改める。

2 都市計画事業として施行する第一種市街地再
開発事業については、都市計画法第六十条から第
七十四条までの規定を、第二種市街地再開発事
業については同法第六十条から第六十四条まで
の規定を適用しない。

第六条第三項中「各号」の下に「に掲げる公告又
は第百八条の二第一項各号(同条第六項におい
て準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の二
項を加える。
4 第二種市街地再開発事業についての都市計画
法第六十五条から第七十三条までの規定の適用
に關する必要な技術的読書又は、政令で定める。
第六条の次に次の章名を付する。
第一章の三 市街地再開発促進区域
第七条を次のように改める。
(市街地再開発促進区域に関する都市計画)
第七条 次の各号に掲げる条件に該当する土地の
区域で、その区域内の宅地について所有権又は
借地権を有する者による市街地の計画的な再開
発の実施を図ることが適切であると認められる
ものについては、都市計画に市街地再開発促進
区域を定めることができる。
一 第三条各号に掲げる条件
二 当該土地の区域が第三条の二第二号イ又は
ロに該当しないこと。
二 市街地再開発促進区域に関する都市計画にお
いては、都市計画法第十条の二第二項に定める
事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに単

業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計
画に定める事項)」を付し、同条中「市街地再開発事
業」を「第一種市街地再開発事業又は第二種市街地
再開発事業」に改める。

二 当該区域内にある耐火建築物(建築基準法
の二に規定する耐火建築物をいう。以下同
号を次のように改める。

(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号
の二に規定する耐火建築物をいう。以下同
号を次のように改める。

日本住宅公団は、建設大臣が日本住宅公団の
行う住宅の建設と併せてこれと関連する市街地
の再開発を行うための市街地再開発事業を施行
する必要があると認めるときは、市街地再開発
することができる。

4 日本住宅公団は、建設大臣が日本住宅公団の
行う住宅の建設と併せてこれと関連する市街地
の再開発を行うための市街地再開発事業を施行
する必要があると認めるときは、市街地再開発
することができる。

- 3 位整備区を定めるものとする。
- 一 市街地再開発促進区域に関する都市計画は、次の各号に規定するところに従つて定めなければならない。
- 二 当該区域が、適正な配置及び規模の道路、公園その他の公共施設を備えた良好な都市環境のものとなるよう定めること。
- 三 単位整備区は、その区域が市街地再開発促進区域内における建築敷地の造成及び公共施設の用に供する敷地の造成を一体として行うよう定めること。
- (第一章の三中第七条の次に次の七条を加える。
- (第一種市街地再開発事業等の施行)
- 第七条の二 市街地再開発促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、当該区域内の宅地について、できる限り速やかに、第一種市街地再開発事業を施行する等により、高度利用地区に関する都市計画及び当該市街地再開発促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、市街地再開発促進区域に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一項の告示の日から起算して五年以内に、当該市街地再開発促進区域の宅地について同法第二十九条の許可がされておらず、又は第七条の九第一項若しくは第十一条第一項の規定による認可に係る第一種市街地再開発事業の施行地区に含まれていない単位整備区については、施行の障害となる事由がない限り、第一種市街地再開発事業を施行するものとする。
- 3 一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、建設省令で定めるところにより、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有するすべての者の三分の二以上に規定するところに従つて定めなければならない。

- 4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、同項の申告の期間を経過した後は、
- 3 市街地再開発促進区域について第一種市街地再開発事業が日本住宅公団又は国土総合開発公団の施行することができるものであるときは、これらの公団についても、同様とする。
- (借地権の申告)
- 第七条の三 前条第三項の同意を得ようとする者は、あらかじめ、当該単位整備区の区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は第三項の規定による申告を行う旨の公告を、当該単位整備区の区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。
- 2 市町村長は、前項の申請があつたときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、当該申請に係る公告をしなければならない。
- 3 前項の公告に係る単位整備区の区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、同項の規定による申告を行なう旨の公告を、当該市町村長に対し、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、当該市町村は、都道府県知事に對し、第三項の規定による土地の買取りの申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出に相手方を定めるときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出に相手方を定めるときは、建設省令で定めるとときは、その者)は、市街地再開発促進区域内外の土地の所有者から、第七条の四第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による命令をして違反した者があるときは、その者に對して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による命令をして聽聞に応じないとときは、この限りでない。
- 3 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措

- 4 前条第三項の規定の適用については、存しないものとみなす。
- (建築の許可)
- 第七条の四 市街地再開発促進区域内において第一種市街地再開発事業を施行すべきことを市町村に對して要請したときは、当該市町村は、前項の期間内であつても、当該単位整備区について第一種市街地再開発事業を施行することができる。
- 4 前二項の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、前二項の規定による第一種市街地再開発事業を施行することができる。当該第一種市街地再開発事業が日本住宅公団又は国土総合開発公団の施行することができるものであるときは、これらの公団についても、同様とする。
- (土地の買取り)
- 第七条の六 都道府県又は市町村は、都道府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出に相手方として定めるべきことを申し出ることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出に相手方を定めるときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 3 第一項の規定は、第一種市街地再開発事業に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む)の規定による告示又は第六十条第二項第一号の公告があつた後は、当該告示又は公告に係る土地の区域内においては、適用しない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出に相手方を定めるときは、建設省令で定めるとときは、その者)は、市街地再開発促進区域内外の土地の所有者から、第七条の四第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。
- 3 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買ひ取る旨又は買ひ取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買ひ取る旨又は買ひ取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。
- 5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買ひ取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(買ひ取つた土地の処分等)
第七条の七 前条第三項の規定により土地を買ひ取つた者(以下この条において「都道府県知事等」という。)は、当該土地を第一種市街地再開発事業その他当該土地に係る都市計画に適合して事業を施行する者又は公共施設の管理者若しくは管理する者に貸貸し、又は譲渡することができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡するときは、同項の趣旨を達成するため必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該土地を賃借りし、又は譲り受けた者に不當な義務を課すものであつてはならない。

3 都道府県知事等は、第一項の規定により土地を賃借りし、又は譲り受けた者が前項の条件に違反したときは、当該土地の賃貸又は譲渡に係る契約を解除することができる。

4 第一項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡する場合のほか、都道府県知事等は、前条第三項の規定により買ひ取つた土地を当該土地に係る都市計画に適合するよう管理しなければならない。

(開発行為の許可の基準の特例)

第七条の八 市街地再開発促進区域内における都市計画法第四条第十項に規定する開発行為(第七条の四第一項の許可に係る建築物の建築又は建築基準法第五十九条第一項第二号若しくは第三号に該当する建築物の建築に係るもの)を除く。)については、都市計画法第二十九条第一号の規定は適用せず、同法第三十三条规定中「基準」とあるのは、「基準(第二十九条第一号の政令で定める規模未満の開発行為にあつては第二号から第十三号までに規定する基準、第二十九条第一号の政令で定める規模以上の開発行為にあつては第二号(貯水施設に係る部分を除く。)に規定する基準を除く。)及び市街地再開発促進区域に関する都市計画」と読み替えて、同

条の規定を適用する。

「第一節 市街地再開発組合」を「第一節の二 市街地再開発組合」に改める。

第二章に第一節として次の二節を加える。

第一節 個人施行者

(施行の認可)
第七条の九 第二条の二第一項の規定により第一種市街地再開発事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者があつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、その第一種市街地再開発事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見を聽かなければならぬ。

3 第二条の二第一項に規定する者が第一種市街地再開発事業の施行区域内において施行する第一種市街地再開発事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。ただし、同法

第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、この限りでない。

(規準又は規約)

第七条の十 前条第一項の規準又は規約には、次の各号(規準にあつては、第五号から第七号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならない。
一 第一種市街地再開発事業の名称
二 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称
三 第一種市街地再開発事業の範囲
四 事務所の所在地
五 費用の分担に関する事項

の職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項

七 会議に関する事項
八 事業年度

九 公告の方法

十 その他建設省令で定める事項

(事業計画)
第七条の十一 事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

2 事業計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(公共施設の管理者の同意)

第七条の十二 第七条の九第一項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画につき、施行地区内にある公共施設の管理者、当該第一種市街地再開発事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他の政令で定める施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得なければならない。

(事業計画に関する関係権利者の同意)

第七条の十三 第七条の九第一項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地又は建築物について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもつて認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

(施行の認可の公示等)

第七条の十五 都道府県知事は、第七条の九第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他建設省令で定める事項を公表し、かつ、第一種市街地再開発事業については建設大臣及び関係市町村長に、その他の第一種市街地再開発事業については関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

2 第二条の二第一項の規定による施行者(以下「個人施行者」という。)は、前項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは規約若の者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第七条の九第一項の規定による認可を申請することができる。

しきは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

3 市町村長は、第百条又は第百二十四条の二第四項の公告の日まで、建設省令で定めるところ

により、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(規準又は規約及び事業計画の変更)

第七条の十六 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、建設

省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第七条の九第二項及び第七条の十三の規定は個人施行者が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は個人施行者が公共施設又は同

個人施行者が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする場合に、第七条の十四及び前条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第二項及び第七条の十三第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、前条第二項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

する借地権の全部又は一部が消滅した場合において、その借地権の設定者が施行者以外の者であるときは、その借地権の設定者は、施行者となる。

3 一人で施行する第一種市街地再開発事業において、施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことにより施行者が数人となつたときは、その第一種市街地再開発事業は、第二条の二第一項の規定により数人共同して施行する第一種市街地再開発事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第七条の九第一項の規定を定め、建設省令で定めるところにより、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 数人共同して施行する第一種市街地再開発事業において、施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことにより施行者が一人となつたときは、その第一種市街地再開発事業は、第二条の二第一項の規定により一人で施行する第一種市街地再開発事業となるものとする。この場合において、当該第一種市街地再開発事業について有する権利義務を含む。次項において同じく、その承継した者に移転する。

5 第七条の十九個人施行者は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、この法律及び規準又は規約で定める権限を行う審査委員三人以上を選任しなければならない。

6 第十二条第七条の十一及び第七条の十二の規定は、事業計画について準用する。

7 第十三条の見出しを「(参加組合員としての参加の機会の付与)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、同項を同条とする。

8 第十五条第二項を次のよう改める。

9 第十七条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前

10 条第三項」とあるのは、「第十四条」と読み替えるものとする。

11 第十六条第二項並びに第十七条第三号及び第四号中「当該市街地再開発事業」を「当該第一種市街地再開発事業」に改める。

12 第二項を次のよう改める。

13 第二項を改め、同項を同条とする。

14 第二項を改め、同項を同条とする。

15 第二項を改め、同項を同条とする。

16 第二項を改め、同項を同条とする。

17 第二項を改め、同項を同条とする。

18 第二項を改め、同項を同条とする。

19 第二項を改め、同項を同条とする。

20 第二項を改め、同項を同条とする。

21 第二項を改め、同項を同条とする。

22 第二項を改め、同項を同条とする。

23 第二項を改め、同項を同条とする。

24 第二項を改め、同項を同条とする。

第十九条第三項中「第一百条」を「第四十五条第四項又は第二百条」に改める。

第二十条第一項及び第二十一条中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

第三十八条第二項中「第十一條第一項」を「第七条の九第二項」に、「第十三條第一項」を「第七条の十二」に改め、「しようとする場合に」の下に「、第十七条の十六第三項の規定は組合が施行地区の縮小又は費用の分担に関し定款又は事業計画を変更しようとする場合に」を加え、同条第三項を削る。

第五十一条第二項中「第十一條第三項たゞし書」を「第七条の九第三項たゞし書」に改める。

第五十二条第二項第一号中「名称」を「種類及び名称」に改め、同項第六号中「施設建築物の一部等」の下に「若しくは建築施設の部分」を加える。

第五十三条第四項中「第十二條及び第十三条第一項」を「第七条の十一及び第七条の十二」に、「同一項」を「同条に、「第十一條第一項」を「第七条の九第一項」に改める。

第五十四条第一項中「名称」を「種類及び名称」に改める。

第五十八条第二項中「第十一條第三項たゞし書」を「第七条の九第三項たゞし書」に改め、同条第三項中「第十二條及び第十三条第一項」を「第七条の十一及び第七条の十二」に、「第十三條第一項」を「第七条の十二」に改め、「第十一條第一項」を「第七条の九第一項」に改める。

「第三章 市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

第六十条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、「行なう」を「行なうに、みずから」を「自ら」に改め、「たゞし」の下に「個人施行者となろうとする者若しくは」を加え、「又は組合」を「又は個人施行者若しくは組合」に改め、同条第二項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「行なう」を「行なうに改め、同条第二号を第四号とし、第二号を第三号とし、項目中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、

第一号を第二号とし、第一号として次の二号を加える。

一 個人施行者が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、その施行についての認可の

又は費用の分担に関し定款又は事業計画を変更しようとする場合に」を加え、「又は組合」

を「又は個人施行者若しくは組合」に改める。

第六十四条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「行なう」を「行なうに改める。

第六十五条中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

第六十六条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「行ない」を「行ない」に、「行なう」を「行なう」に改め、同条第三項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「附する」を「付ける」に改め、同条第四項中「附した」を「付けた」に、「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

第六十七条(見出しを含む)中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六十九条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

第七十条第一項中「組合の設立」を「個人施行者の施行若しくは組合の設立」に改める。

第七十一条第一項中「建設大臣の」の下に「個人施行者」を加え、「同項後段」を「第一項後段及び前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第七条の十三の規定は、個人施行者が権利変換計画について認可を申請しようとする場合に

ついて準用する。この場合において、同条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施

行地区」と読み替えるものとする。

第七十六条第一項中「当該市街地再開発事業」を「当該第一種市街地再開発事業」に改める。

第八十一条及び第八十二条中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

第八十三条第一項中「施行者」を「個人施行者以外の施行者」に改める。

第八十六条第一項中「第七十二条第二項」を「第七十二条第三項」に改める。

第九十二条第五項中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 施行者は、先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的物について補償金等を支払うときは、これらの権利者のすべてから供託しなくてもよい旨の申出があつたときを除き、その補償金等を供託しなければならない。

第九十三条を次のように改める。

(物上代位)

第九十三条 前条第四項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金等に対してその権利を行なうことができる。

第九十六条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、同項を同条第二項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

第二百二条第一項中「(施行者を除く。)」を削り、地再開発事業に改める。

第二百九条(見出しを含む)中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「定款」を「規

定、規約、定款」に改める。

第二百十条第一項中「組合」を「個人施行者又は組合」に改め、同条第二項中「当該市街地再開発事業」を「当該第一種市街地再開発事業」に改める。

第二百十一条の表中「第五十二条第二項第六号」を削る。

第二百九条(見出しを含む)中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「定款」を「規

定、規約、定款」に改める。

第二百十二条第一項中「組合」を「個人施行者又は組合」に改め、同条第二項中「当該市街地再開発事業」を「当該第一種市街地再開発事業」に改める。

第二百十三条の表中「第五十二条第二項第六号」を削る。

第二百四章 組合の事業の代行」を削り、第二百十二条の前に次の節名を付する。

第三節 個人施行者及び組合の事業の代行

「第四章 組合の事業の代行」を削り、第二百十二条の前に次の節名を付する。

第三節 個人施行者及び組合の事業の代行

「第五章 組合の事業の代行」を削り、第二百十二条の前に次の節名を付する。

第三節 個人施行者及び組合の事業の代行

から供託しなくともよい旨の申出があつたときを除き、施行者は、同項の規定により交付すべき清算金の交付に代えてこれを供託しなければならない。第九十二条第五項及び第六項の規定は、この場合について準用する。

2 前項の先取特権、質権又は抵当権を有している者は、同項の規定により供託された清算金に對してその権利を行なうことができる。

第八十六条第二項中「施行者」を「個人施行者以外の施行者」に改める。

第八十七条第一項中「(施行者を除く。)」を削り、地再開発事業に改める。

第二百二条第一項中「組合」を「個人施行者又は組合」に改め、同条第二項中「当該市街地再開発事業」を「当該第一種市街地再開発事業」に改める。

第二百十二条第一項中「(施行者を除く。)」を削り、地再開発事業に改める。

第二百九条(見出しを含む)中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「定款」を「規

定、規約、定款」に改める。

第二百十条第一項中「組合」を「個人施行者又は組合」に改め、同条第二項中「当該市街地再開発事業」を「当該第一種市街地再開発事業」に改める。

第二百十一条の表中「第五十二条第二項第六号」を削る。

第二百九条(見出しを含む)中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「定款」を「規

定、規約、定款」に改める。

第二百十二条第一項中「組合」を「個人施行者又は組合」に改め、同条第二項中「当該市街地再開発事業」を「当該第一種市街地再開発事業」に改める。

第二百十三条の表中「第五十二条第二項第六号」を削る。

第二百四章 組合の事業の代行」を削り、第二百十二条の前に次の節名を付する。

第三節 個人施行者及び組合の事業の代行

「第四章 組合の事業の代行」を削り、第二百十二条の前に次の節名を付する。

第三節 個人施行者及び組合の事業の代行

「第五章 組合の事業の代行」を削り、第二百十二条の前に次の節名を付する。

に改める。

第百十四条中「組合」を「個人施行者又は組合」に改める。

第百十五条中「ときは、」の下に「個人施行者の業務の執行並びに当該業務に係る財産の管理及び処分をする権限又は」を加える。

第百十七条第一項及び第三項中「組合」を「個人施行者又は組合」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第四章 第二種市街地再開発事業

第一節 管理処分手続

第一款 管理処分計画

(譲受け希望の申出及び賃借り希望の申出)

第百十八条の二 次の各号に掲げる公告があつたときは、施行地区内の宅地の所有者、その宅地に

ついて借地権を有する者又は施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者は、その公

告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、その者が施行者から払渡しを受けることとなる当該宅地、借地権又は建築物の対價に代えて、建築施設の部分の譲受けを希望する旨の申出（以下「譲受け希望の申出」という。）をすることができる。

第一 地方公共団体が施行する第二種市街地再開発事業にあつては、事業計画の決定の公告

二 公団が施行する第二種市街地再開発事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公

告

前項の宅地若しくは建築物の所有権又は同項の借地権で既登記のものの存否又は帰属につい

て争いがある場合においては、争いの当事者のうち当該権利の登記名義人又は当該権利に関する仮登記若しくは処分の制限の登記を有する者に限り、同項の譲受け希望の申出をすることができる。

第一項の借地権で未登記のものの存否又は帰属について争いがある場合においては、争いの当事者は、同項の譲受け希望の申出をすること

ができる。

4 前二項の規定により、争いの当事者の一方が譲受け希望の申出をしたときは、争いの他方の当事者は、譲受け希望の申出をしたものとみなす。

5 第一項の建築物について借家権を有する者（その者が更に借家権を設定しているときは、その者の借家権の設定を受けた者）は、同項の期間内に、施行者に対し、施設建築物の一部の賃借りを希望する旨の申出（以下「賃借り希望の申出」という。）をすることができる。

6 前五項の規定は、事業計画を変更して從前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入された土地の区域」と、同項第一号中「事業計画の決議」とあるのは「新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の公告」と、同項第二号中「施行規程及び事業計画の認可の公告」とあるのは「新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告」と読み替えるものとする。

7 施行者は、譲受け希望の申出をした者に通知しなければならない。

8 譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出は、建設省令で定めるところにより、書面でしなければならない。

（譲受け希望の申出に係る宅地等の処分制限）

第百十八条の三 譲受け希望の申出をした者（前項第四項の規定により譲受け希望の申出をしたものとみなされた者を含む。以下同じ。）は、そ

の者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建

築物の処分をするには、施行者の承認を得なければならぬ。

2 施行者は、事業の遂行に重大な支障がない限

り、前項の同意をしなければならない。

3 第百十八条の二第八項の規定は、譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回について準用する。

4 第百十八条の二第二項又は第三項の規定により譲受け希望の申出がされた場合における譲受け希望の申出の撤回は、争いの当事者が共同してしなければならない。

（管理処分計画の決定及び認可）

第五号の見積額並びに工事完了の予定期

間による手続に必要な期間の経過後、遅滞な

く、施行地区ごとに管理処分計画を定めなけれ

ばならない。この場合においては、建設省令で定めるところにより、都道府県又は公団においては建設大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 前二項の規定は、土地収用法第四十五条の二に規定する裁決手続開始の登記があつた後ににおける当該登記に係る宅地については、適用しない。

4 前項後段の規定は、管理処分計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）について準用する。

5 施行地区が工区に分かれているときは、管理処分計画は、工区ごとに定めることができる。

（管理処分計画の内容）

第六号の七 管理処分計画においては、建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

2 管理処分計画においては、建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 施行地区にかかる管理処分計画は、工区ごとに定めなければならない。

（配置設計）

第七号の七 管理処分計画においては、建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

2 管理処分計画においては、建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 施行地区にかかる管理処分計画は、工区ごとに定めなければならない。

（管轄条件の概要）

第八号の三 第三号の建築施設の部分以外の建築施設の部分の明細及びその管理処分の方法

八 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

九 第三号の見積額並びに工事完了の予定期

間における標準家賃の概算額及び家賃以外の

賃貸借の条件の概要

七 第三号の建築施設の部分以外の建築施設の

八 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に

関する事項

九 第三号の見積額並びに工事完了の予定期

間における標準家賃の概算額及び家賃以外の

賃貸借の条件の概要

十 その他建設省令で定める事項

2 前項第三号の見積額は、同項第九号の基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

3 第一項第九号の基準日は、第百十八条の二第一項各号に掲げる公告(事業計画を変更して新たに編入した施行地区について、同条第六項において準用する同条第一項各号に掲げる公告)の日(都市計画法第七十一条第一項に規定する理由があるときは、同項の規定により事業の認定の告示があつたものとみなされる日)とする。(建築施設の部分等)

第百十八条の八 管理処分計画においては、譲受け希望の申出をした者に対する建築施設の部分を譲り渡すように定め、賃借り希望の申出をした者のうち、譲受け希望の申出をした者の所有する建築物について借家権を有する者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)に対してはその所有者が譲り受けることとなる施設建築物の一部を、

その他の者に対しては施行者に帰属することなる施設建築物の一部を賃借りすることができるよう定めなければならない。

(建築施設の部分の価額等の概算額)

第百十八条の九 管理処分計画においては、第百十八条の七第一項第三号又は第六号の概算額は、政令で定めるところにより、第二種市街地再開発事業に要する費用及び同項第九号の基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

(権利交換計画に関する規定の準用)

第百十八条の十 第七十三条第一項から第四項まで、第七十四条、第七十五条第一項及び第三項、第七十七条第二項前段、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで並びに第八十六条第一項の規定は、管理処分計画について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

権利がある
の承認を受けないで設定された質権又は抵当権を除く。)がある

第七十三条第二項	権利がある
第七十五条第三項	施設建築物の所有を目的とする地上権
第七十七条第二項前段、第七十九条第三項	前項前段に規定する者
第七十七条第二項前段、第七十九条第二項前段	施設建築物の一部等
第七十九条第一項	従前の価額
第七十七條第二項前段	従前の宅地、借地権又は建築物の見積額
第七十九条第一項	第二項又は第三項
第七十九条第一項	第二項前段

第七十九条第三項	前二条
第七十二条第二項	第一百八十八条の六第二項

第二款 建築施設の部分による対償の給付等

(建築施設の部分による対償の給付)

第百十八条の十一 管理処分計画において建築施設の部分を譲り受けることとなる者として定められた者(以下「譲受け予定者」という。)に対しては、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅するときは、その取得又は消滅につき施行者が払い渡すべき対償に代えて、この法律で定めるところにより当該建築施設の部分が給付されるものとする。

2 前項の場合において、譲受け希望の申出をした者が第百十八条の三第一項の承認を受けないで施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物を処分したことにより、二以上の者に建築施設の部分を譲り渡す必要が生じたときは、当該二以上の者に対しては、これらの処分がなかつたとすれば当該譲受け希望の申出をした者に譲り渡すべき建築施設の部分について、それぞれ対償の額に応する共有持分が給付されるものとする。

3 土地収用法第百条の規定は、前二項に規定する対償に関しては、適用しない。

4 第一項の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき施行者に取得されたときは、これらの宅地、借地権又は建築物の上の先取特権、質権及び抵当権は、消滅する。

(仮登記等に係る権利の消滅について同意が得られない場合における譲受け希望の申出の撤回)

第一百八十八条の十二 譲受け予定者の有する宅地、借地権又は建築物について仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記として定められた日から起算して一週間を経過

第一百八十八条の八	第一百八十八条の六第二項
第一項の場合は、当該宅地又は借地権に係るものにあつては土地収用法第四十八条第一項の権利取得裁決において定められた明渡しの時期までに、当該建築物に係るものにあつては同法第四十九条第一項の明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、これらの登記に係る権利の消滅につき、これらの者のすべての同意が得られないとときは、その時において、当該譲受け予定者は、その譲受け希望の申出を撤回したものとみなす。	第一項の場合は、当該宅地又は借地権に係るものにあつては土地収用法第四十八条第一項の権利取得裁決において定められた明渡しの時期までに、当該建築物に係るものにあつては同法第四十九条第一項の明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、これらの登記に係る権利の消滅につき、これらの者のすべての同意が得られないとときは、その時において、当該譲受け予定者は、その譲受け希望の申出を撤回したものとみなす。

3 第一項の場合における土地収用法第九十五条第一項、第二項及び第四項、第九十六条第一項、第九十七条、第一百条、第一百一条第一項及び第三項、第一百一条の二、第一百二条並びに第二百二条の二第二項の規定により同項の仮登記又は処分の制限の登記を有する者が譲受け希望の申出をした場合における前項の規定の適用については、これらの者の同意があつたものとみなす。

2 第百十八条の二第二項の規定により同項の仮登記又は処分の制限の登記を有する者が譲受け希望の申出をした場合における前項の規定の適用については、これらの者の同意があつたものとみなす。

3 第一項の場合における土地収用法第九十五条第一項及び第三項中「定められた権利取得の時期」とあり、同法第九十五条第二項及び第四項、第九十六条第一項並びに第九十七条第一項中「権利取得の時期」とあるのは「権利取得の時期」として定められた日から起算して一週間を経過する日」と、同法第九十六条第一項、第九十七条第二項及び第一百二条の二第二項中「明渡しの期限」とあり、同法第九十七条第一項、第一百条第二項、第一百一条第三項及び第一百二条中「定められた明渡しの期限」とあるのは「明渡しの期限」として定められた日から起算して一週間を経過

する日」と、同法第一百一条の二中「定められる明渡しの期限」とあるのは「明渡しの期限として定められる日から起算して一週間を経過する日」とする。

(物上代位)

第一百八条の十三 第百八条の十一第一項の宅地、借地権又は建築物が先取特権、質権又は抵当権の目的であるときは、その先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利(以下「譲受け権」という。)及び第一百八条の十五第二項又は第一百八条の十九第一項の規定により供託された対償等に対して、その権利を行なうことができる。

2 第百八条の十一第二項の規定により一の建築施設の部分が二以上の宅地、借地権又は建築物の対償に代えて給付されることとなるときは、各宅地、借地権又は建築物の上に先取特権、質権又は抵当権を有する者が前項の規定に基づき優先弁済を受けることができる範囲は、同条第二項の共有持分に応じて配分した額を限度とする。

3 譲受け希望の申出をした者が第百八条の三第一項の承認を受けないで施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の上に質権又は抵当権を設定したときは、当該質権又は抵当権を有する者が第一項の規定に基づき優先弁済を受けることができる範囲は、当該質権又は抵当権の目的である宅地、借地権又は建築物に係る額を限度とする。

(土地等の取得又は消滅の制限)

第一百八条の十四 譲受け希望の申出をした者の宅地、借地権又は建築物は、管理処分計画の認可の公告(事業計画を変更して新たに編入した施行地区に係る譲受け希望の申出をした者の宅地、借地権又は建築物にあっては、当該事業計画の変更に伴う管理処分計画又はその変更の認

可の公告)の日前においては、契約に基づき、又は収用により、施行者が取得し、又は消滅させることはできない。

(譲受け希望の申出の撤回に伴う対償の支払等)

第一百八条の十五 譲受け予定者が第百八条の五第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回した場合において、その者の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅しているときは、施行者は、その宅地、借地権又は建築物の対償に当該取得又は消滅の時から当該対償を支払う時までの期間につき年六パーセントの割合により算出した利息に相当する金額を付けてこれを支払わなければならない。

2 前項に規定する場合において、同項の宅地、

借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅する時に先取特権、質権又は抵当権の目的となつていたときは、施行者は、前項の規定により支払うべき対償及び利息に相当する金額(以下「対償等」といいう。)の支払に代えてこれを供託しなければならない。前項に規定する場合において、第一百八条の十において準用する第七十三条第四項の規定により管理処分計画において存するものとされた権利に係る対償等(併存し得ない二以上の権利が存するものとされた場合は、それらの権利に対する対償等のうち最高額のもの)についても、同様とする。

3 第九十二条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による供託について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項の」とあるのは、「第一百八条の十五第二項後段の」と読み替えるものとする。

(譲受け権の譲渡等の対抗要件)

第一百八条の十六 譲受け権の譲渡又は譲受け権を目的とする質権の設定は、民法第四百六十七條の規定に従い、建設省令で定めるところにより、その旨を施行者に届け出なければならない。

3 前項の期日までに同項の規定による届出がな

第三者に対抗することができない。

第三款 権利関係の確定等

(建築工事の完了の公告等)

第一百八条の二十一 施行者は、施設建築物の建築工事を完了したときは、速やかに、その旨を公

告するとともに、譲受け予定者及び管理処分計画において施設建築物の一部を賃借りすることができる者として定められた者(以下「賃借り予定者」という。)に通知しなければならない。

(建築施設の部分等の取得)

第一百八条の十八 前条の公告の日の翌日において、譲受け予定者は管理処分計画において定められた建築施設の部分を、賃借り予定者は管理処分計画において定められた施設建築物の一部についての賃家権を取得する。

(対償等の供託等)

第一百八条の十九 譲受け予定者の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅する時に先取特権、質権又は抵当権の目的となつていた場合は、施行者は、前項の規定により支払うべき対

償及び利息に相当する金額(以下「対償等」といいう。)の支払に代えてこれを供託しなければならない。前項に規定する場合において、第一百八

条の十において準用する第七十三条第四項の規定により管理処分計画において存するものとされた権利に係る対償等(併存し得ない二以上の権利が存するものとされた場合は、それらの権利に対する対償等のうち最高額のもの)についても、同様とする。

3 第九十二条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による供託について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項の」とあるのは、「第一百八条の十五第二項後段の」と読み替えるものとする。

(譲受け権の譲渡等の対抗要件)

第一百八条の十七の公告の日の翌日から起算して一週間を経過する日までに、建設省令で定めるところにより、その旨を施行者に届け出なければならない。

2 前項の合意が成立したときは、当事者は、第

百八条の十七の公告の日の翌日から起算して一週間を経過する日までに、建設省令で定めるところにより、その旨を施行者に届け出なければならない。

3 前項の規定による供託について準用する。この場合においてその者が譲り受けることと定められた施設建築物の一部についての賃借り予定者は、施設建築物の一部の規定による協議について準用する。この場合において、同条第一項中「第百条」とあるのは、「第百十八条の十七」と読み替えるものとする。

いときは、第一項の合意が成立しなかつたものとみなす。

(公共施設の用に供する土地の帰属等)

第一百八条の二十二 施行者は、公共施設の整備に係る工事を完了したときは、速やかに、その旨を公

告しなければならない。

2 公共施設の用に供する土地は、当該公共施設に係る前項の公告の日の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、新たに所有者となるべき者に帰属する。

(建築施設の部分等の登記)

第一百八条の二十二 施行者は、施設建築物の建築工事が完了したときは、遅滞なく、施設建築敷地及び施設建築物について必要な登記を嘱託しなければならない。

3 第百九条の規定は、第二種市街地再開発事業の施行により設置された公共施設の管理について準用する。

(建築施設の部分等の登記)

第一百八条の二十二 施行者は、施設建築物の建築工事が完了したときには、遅滞なく、施設建築敷地及び施設建築物について必要な登記を嘱託しなければならない。

2 第百八条の十九第一項の合意が、第一百八

条の十八の規定により取得される建築施設の部

分に質権又は抵当権を設定すべきことを条件と

して成立したものであるときは、施行者は、前

項の登記の際に、当該権利を有する者のため

に、当該権利の設定の登記を登記所に嘱託しなければならない。

3 施設建築敷地及び施設建築物に関する権利に

関しては、前二項の登記がされるまでの間は、

他の登記をすることができない。

(借家条件の協議及び裁定)

第一百八条の二十二 譲受け予定者と管理処分計

画においてその者が譲り受けることと定められ

た施設建築物の一部についての賃借り予定者は、施設建築物の一部の規定による協議について協議しなければならない。

2 第百二条第二項から第七項までの規定は、前

項の規定による協議について準用する。この場合において、同条第一項中「第百条」とあるのは、「第百十八条の十七」と読み替えるものとする。

(建築施設の部分等の価額等の確定) 第百十八条の二十三 施行者は、第一種市街地再開発事業の工事が完了したときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、建築施設の部分を取得した者がこれに対応するものとして有していた施行地区内の宅地、借地権若しくは建築物の価額(以下「従前の権利の価額」という。)及びその取得した建築施設の部分の価額又は第百十八条の十八の規定により借家権を取得した者に対する施行者が賃貸しする施設建築物の一部の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。

2 前項の従前の権利の価額は、同項の宅地、借地権又は建築物の対價の額に、これらが契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅した時から第百十八条の十七の公告の日までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額をもつてその確定額とする。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。

3 第一項の建築施設の部分の価額及び家賃の額は、政令で定めるところにより、当該事業に要した費用の確定額及び第百十八条の七第一項第九号の基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額に同号の基準日から第百十八条の十七の公告の日までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額を基準として確定する。前項後段の規定は、この場合について準用する。
(清算)

2 第百十八条の二十四 前条第一項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徵収し、又は交付しなければならない。
2 第百五条から第百七条まで (第百六条第六項

を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第百五条第一項中「前条」とあるのは「第百十八条の二十三第一項」と、「同条」とあるのは「第百十八条の二十四第一項」と、第百七条第一項中「第百四条」とあるのは「第百十八条の二十四第一項」と、第百七条第一項中「第百四条」とあるのは「第百十八条の二十四第一項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第二項中「第一項」と読み替えるものとする。
(建築施設の部分の管理処分) 第百十八条の二十一 第百十八条第一項の規定は、
2 第二種市街地再開発事業により譲受け予定者が取得した建築施設の部分及び賃借り予定者が取得した借家権に係る建築施設の部分以外の建築施設の部分について準用する。

2 施行者が地方公共団体であるときは、施行者が第二種市街地再開発事業により取得した建築施設の部分の管理処分については、当該地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は、適用しない。

第二節 雜則

(建築物の収用の請求)

第百十八条の二十二 第二種市街地再開発事業に

つき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用されるときは、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物を所有する者は、その建築物の収用を請求することができる。
(測量のための標識の設置等)

2 第百十八条の二第一項の規定により建築物の所有者が譲受け希望の申出をしたときは、土地収用法第四十七条の四第二項において準用する同法第四十二条第二項の公告の日から起算して二週間を経過する日以後に第百十八条の五第一項の規定により当該譲受け希望の申出が撤回され、又は第百十八条の十二若しくは第百十八条

の十九第一項の規定により当該譲受け希望の申出が撤回されたものとみなされた場合であつても、当該建築物については、収用の請求をしたものとみなす。この場合においては、施行者は、同法第四十七条の三第一項の明渡裁決の申立てをする際に、当該譲受け希望の申出があつたことを証する書面を収用委員会に提出しなければならない。

2 第百二十二条第一項中「組合」を「施行者(政令で定める施行者を除く。)」に、「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。
2 第百二十四条第一項中「又は組合」を「組合又は個人施行者」に改め、「市町村長は組合」の下に「又は個人施行者」を加え、同条第二項中「組合」の下に「又は個人施行者」を加え、「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、同条の規定は「第一種市街地再開発事業」に準用する。
(個人施行者に対する監督) 第百二十四条の二 都道府県知事は、個人施行者の施行する第一種市街地再開発事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利交換計画に違反すると認めるときその事業に對抗することができる権利を有しないものに對し、相当の期限を定めて、当該物件の所有者で当該物件の占有者で当該物件に関し移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に關し所有者に對抗することができる権利を有しないものに對し、相當の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。
2 第九十八条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「第九十八条第三項の場合」とあるのは、「第百十八条の二十七第一項の規定により物件の移転又は引渡しが命ぜられた場合」と読み替えるものとする。

2 第百十八条の二第一項の規定により建築物の所有者が譲受け希望の申出をしたときは、土地収用法第四十七条の四第二項において準用する同法第四十二条第二項の公告の日から起算して二週間を経過する日以後に第百十八条の五第一項の規定により当該譲受け希望の申出が撤回され、又は第百十八条の十二若しくは第百十八条

「第一種市街地再開発事業」を改める。

第一百二十七条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条に次の一号を加える。

六 第百十八条の十において準用する第八十三

条第三項(同条第五項において準用する場合

第五号とし、同条に次の一号を加える。

六 第百十八条の十において準用する第八十三

条第三項(同条第五項において準用する場合

第五号とし、同条に次の一号を加える。

六 第百十九条中「組合を」を「個人施行者となるうとする者又は組合を」に、「組合は」を「個人施行者又は組合は」に、「市街地再開発事業の」を「第一種市街地再開発事業の」に改める。

第六百三十条中「命令」の下に「規準、規約」を加える。

第六百三十二条第一項中「市街地再開発事業」を

「第一種市街地再開発事業」に改める。

第六百三十三条中「建設大臣の」の下に「個人施

行者」を加える。

第六百三十七条中「市街地再開発事業に関する」を

削り、「第十一条」を「第七条の九又は第十一条」に改める。

第六百四十条第一項中「組合」を「個人施行者(法人

である個人施行者にあつては、その役員又は職

員)、組合に改め、「審査委員」の下に「(以下「個

人施行者等」と総称する)」を加え、同条第二項及

び第三項中「組合の役員、総代若しくは職員又は

審査委員」を「個人施行者等」に改める。

第六百四十二条第一項中「二十五万円」を「三十万

円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六百四十五条の二「次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の五第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

二 第六十六条第四項の規定による都道府県知

事の命令に違反して、土地の原状回復をせ

ず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者

第六百四十二条中「三万円」を「十万円」に改め、同

条第四号を削る。

第一百四十三条中「第六十四条第二項」の下に「(第百八条の二十八において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を「第六十四条第一項(第一百八条の二十八において準用する場合を含む。)」に、「三万円」を「五万円」に改め、同条の次に次の

一条を加える。

第一百四十三条の二「個人施行者が次の各号の一に

該当する場合においては、その行為をした個人

施行者(法人である個人施行者を除く。)又は法

人である個人施行者の役員若しくは職員を五万

円以下の罰金に処する。

第一百二十四条第一項の規定による報告又は

資料の提出をせずに、又は虚偽の報告若しくは資料

の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料

の提出をしたとき。

二 第百二十四条第二項又は第六百二十四条の二

第一項の規定による都道府県知事の命令に違

反したとき。

三 第百二十四条の二第一項の規定による都道

府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。

第一百四十四条中「一万円」を「五万円」に改める。

第一百四十五条中「第一百四十二条」を「第一百四十一

条の二」、第一百四十二条、第一百四十三条の二」に改

め、同条の次に次の一条を加える。

第一百四十五条の二「個人施行者が次の各号の一に

該当する場合においては、その行為をした個人

施行者(法人である個人施行者を除く。)又は法

人である個人施行者の役員若しくは清算人を三

万円以下の過料に処する。

一 第七条の十六第三項の規定に違反したと

き。

二 この法律の規定による公告をせず、又は不

実の公告をしたとき。

第六百四十六条第一号中「市街地再開発事業」を

「第一種市街地再開発事業」に改め、同条中第五号

を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ

繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十八条第二項において準用する第七十七条の十六第三項又は第四十五条第二項の規定に違反したとき。

第一百四十六条の次に次の一条を加える。

第一百四十六条の二「個人施行者が次の各号の一に

該当する場合においては、その行為をした個人

施行者(法人である個人施行者を除く。)又は法

人である個人施行者の役員若しくは清算人を一

万円以下の過料に処する。

一 第百三十四条第一項の規定に違反して簿書

を偽造し、又はその簿書に記載すべき事項を

記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二 第百三十四条第二項の規定に違反して簿書

の閲覧を拒んだとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 この法律は、公布の日から起算して一年を超えてない範囲内において政令で定める日から施行する。

4 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部

られた計画道路を含む。以トこの号において同じ。に接して有効な空間を確保して市街地の環境の向上を図るために必要な場合における当該道路に面する壁面の位置に限る。次条第十一項において同じ。に改める。

第九条第十一項中「最低限度及び建築物の建築面積の最低限度」を「最高限度及び最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(市街地再開発促進区域)

第十条の二「都市計画には、当該都市計画区域について必要があるときは、都市再開発法

により第一種市街地再開発事業とみなす。

（昭和四十四年法律第三十八号）第七条第一項の規定による市街地再開発促進区域を定めるものとする。

第十一条第一項第四号中「(昭和四十四年法律

第三十八号)」を削る。

第十三条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第三号前段」を「第四号前段」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 市街地再開発促進区域は、高度利用地区

内において、関係権利者による市街地の

計画的な再開発の実施を図ることが適切で

あると認められる土地の区域について定め

ること。

第十三条第三項中「地域地区」の下に「市街

地再開発促進区域」を加える。

第十四条第二項中「地域地区の区域」の下に「市街地再開発促進区域の区域」を加える。

第二十一条第一項中「第五号」を「第七号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十九条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 市街地再開発事業の施行として行う開発行為

第三十三条に次の二項を加える。

四 市街地再開発促進区域内における開発許可に関する基準については、第一項に定めるものほか、別に法律で定める。

第四十三条第一項第五号中「第七号」を「第八号」に、「行なわれた」を「行われた」に、「行なう」を「行う」に改める。

(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行の際現に前項の規定による改正前の都市計画法(以下「改正前の都市計画法」という。)の規定により定められている高度利用地区に関する都市計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に、同項の規定による改正後の都市計画法(以下「改正後の都市計画法」という。)第八条第一項第二号ホに定める事項が定められないときは、当該高度利用地区に関する都市計画は、その日の翌日から将来に向かつて、その効力を失う。

6 前項に規定する高度利用地区に関する都市計画については、改正前の都市計画法第八条第二項第二号ホ及び第九条第十一項の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日前に当該高度利用地区に関する都市計画について改正後の都市計画法第八条第二項第二号ホに規定する事項を定める都市計画の変更がされたときは、当該都市計画の変更についての同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項に規定する告示の日)までの間は、なおその効力を有する。

7 改正前の都市計画法の規定により定められた市街地再開発事業に関する都市計画は、改正後

の都市計画法の規定により定められた第一種市の街地再開発事業に関する都市計画とみなす。

改正前の都市計画法の規定により市街地再開

発事業に関する都市計画に関する手続、処分その他の行為は、改正後の都市計画法の規定により第一種市街地再開発事業に関する都市計画に関する手續、処分その他の行為とみなす。

8 (建築基準法の一部改正)

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「割合」の下に「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 高度利用地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び建設大臣が指定する歩廊の柱その他これらに類するものを除き、高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、前項各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

3 高度利用地区内の建築物については、当該高度利用地区に関する都市計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を第五十二条第一項各号に掲げる数値とみなして、同条の規定を適用する。

4 (建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に係る部分を除く。)を加える。

第五十九条第一項第五号中「第五十九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第九十九条第一項第五号の九に規定する事務のうちの下に個人施行者」を加える。

(住宅金融公庫法の一部改正)

10 建設省設置法(昭和三十三年法律第二百三十二号)

この法律の施行前に当該高度利用地区に関する都市計画法第八条第二項第一項第三号又は第七十三条第一項第三号又は第一百八十八条の七第一項第三号又は第一百八十九条第一項第五号の九に規定する事務のうちの下に個人施行者」を加える。

11 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十

六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第十項中「施設建築物」の下に「(次項において「施設建築物」という。)」を加え、同条第十一項中「公庫は」の下に「新たに建設された相当の住宅部分を有する施設建築物又は」を加え、「施設建築物等又は」を「施設建築物等相当の住宅部分を有する施設建築物を除く。」若しくは「に改める。

(地方税法の一部改正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「第一号」の下に「又は第百十八条の七第一項第二号」を加え、「同項第三号」を「同法第七十三条第一項第三号又は第一百八十八条の七第一項第三号」に「同項第四号」を「同法第七十三条第一項第四号又は第一百八十八条の七第一項第三号」に、「又は施設建築物の一部等」を若しくは施設建築物の一部等又は建築施設の部分」に改め、「第百三條第一項」の下に「又は第百十八条の二十三第三項」を、「定められ」の下に「又は同法第二百十八条の二十三第一項の規定により確定し」を加える。

附則第十六条第一項中「以下次項まで」の下に「及び第五項を加え、「次項の規定」を「次項又は第五項の規定」に改め、同条に次の二項を加える。

5 市町村は、昭和五十四年一月一日までの間に新築された都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物に該当する家屋の一部である同条第八号に規定する施設建築物の一部が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号又は第一百八十八条の七第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同法第七十三条第一項第二号又は第一百八十八条の七第一項第二号に掲げる者(以下「從前の権利者」という。)に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、第三項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅である。

6 (改正後の地方税法の適用)

前項の規定による改正後の地方税法附則第十六条第二項及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後において新築された同項に規定する

家屋について、昭和五十年度分の固定資産税が従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供しない部分に係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び

従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供しない部分に係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

7 (改正後の地方税法の適用)

前項の規定による改正後の地方税法附則第十六条第二項及び第五項の規定は、この法律の施

行の日以後において新築された同項に規定する家屋について、昭和五十年度分の固定資産税が従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供しない部分に係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び

従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供しない部分に係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

8 (罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 (罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 (理由)

都市における環境の悪化、災害の危険の増大、住宅の不足等の事態に対処して、市街地の再開発の一層の推進を図るため、主として関係権利者による計画的な再開発の実施を促進するための市街地再開発促進区域に関する都市計画及び個人施行者の施行する市街地再開発事業の制度を新設する

とともに、公益性が高く、かつ、権利交換手続によつては実施が困難な大規模な市街地再開発事業を早急に実行するための施行者が用地を取得して行う市街地再開発事業の制度を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市再開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十二回国会内閣法第八一號)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、都市における環境の悪化、災害の危険の増大、住宅の不足等の事態に対処し、既成市街地の再開発の一層の推進を図るため、市街地再開発促進区域及び個人施行者の制度を設けるとともに、事業手法として新たに第一種市街地再開発事業の制度を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 市街地再開発事業の区分
- 2 市街地再開発促進区域

市街地再開発事業を現行の権利交換手続により行う第一種市街地再開発事業と新たに買収手続により行う第二種市街地再開発事業の二種類に区分するものとする。

3 個人施行者

第一種市街地再開発事業の施行区域の条件に該当する土地の区域で、土地の所有者等による計画的な再開発を実施することが適切と認められるものについては、都市計画に市街地再開発促進区域を定めることができるものとする。

4 高度利用地区の建築規制の項目に建ぺい率の最高限度及び壁面の位置の制限を追加し、街区内におけるオープンスペースの確保を図るものとする。

1 市街地再開発事業

市街地再開発促進区域及び個人施行者の制度を設けるとともに、事業手法として新たに第一種市街地再開発事業の制度を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

5 公的機関が自ら第一種市街地再開発事業を施行するものとする。

6 その他

第一種市街地再開発事業の施行者として、土地の所有者等が設立する市街地再開発組合、地方公共団体、日本住宅公団等のほか、個人施行者の制度を新設し、土地の所有者等は関係権利者の同意を得て、一人で又は數人共同して、同事業を施行することができるものとする。

4 第二種市街地再開発事業

(1) 本事業は、公益性が高く、かつ、現行の権利交換手続によつては事業が長期化するような大規模な市街地再開発事業を買収手続により早急に実施することを目的とするもので、地方公共団体又は日本住宅公団等に限り、施行できるものとする。

(2) 本事業の施行区域は、第一種市街地再開発事業の施行区域に該当するほか、不良建築物が密集しているため災害のおそれがある等の土地の区域又は避難広場等の重要な公共施設の整備と併せて建築物等を一体的に整備することが合理的である土地の区域で、その面積が三ヘクタール以上とのものとする。

(3) 施行地区内の土地の所有者等は、施行者から払渡しを受けることとなる土地等の対價に代えて、再開発建築物の一部等の譲受け希望の申出を、また、施行地区内の建築物の借家権者は、再開発建築物の一部につき賃借りの希望を申し出ることができるものとする。

施行者は、譲受け等の希望の申出をした者に対しては、管理処分計画において、譲受け予定者又は賃借り予定者として定めなければならないものとし、再開発建築物の工事が完了したときに譲受け予定者は管理処分計画において定められた再開発建築物の一部等を、賃借り予定者は借家権を取得するものとする。

第二条第一号中「行なわれる」を「行われる」に、「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の九)」、「第二節 市街地再開発事業(第百六十六条)」を「第二節 市街地再開発促進区域(第七条)」に改める。

第一節 市街地再開発組合の組合員(第三章の二)を「第一節 管理処分手続(第百八十九条の二)」、「第二節 建築施設の部(第百八十九条の二)」に、「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「第四章 組合の事業の代行(第百十二条)」を「第三章 組合の事業の代行(第百十二条)」に改める。

第二条第一号中「行なわれる」を「行われる」に、「第一節 市街地再開発組合」を「第一節 個人施行者(第七条の九)」、「第二節 市街地再開発事業(第百六十六条)」に改める。

第二条の二 第高度利用地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、一人で、又は數人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地について第一種市街地再開発事業を施行する必要があると認めるときは、市街地再開発

係権利者に優先的に譲渡又は賃貸することができるものとともに、保留床の購入資金に対する住宅金融公庫の融資対象の範囲を拡大するものとする。

4 第二種市街地再開発事業

(1) 本事業は、公益性が高く、かつ、現行の権利交換手続によつては事業が长期化するものを、地方公共団体又は日本住宅公団等に限り、施行できるものとする。

(2) 本事業の施行区域は、第一種市街地再開発事業の施行区域に該当するほか、不良建築物が密集しているため災害のおそれがある等の土地の区域又は避難広場等の重要な公共施設の整備と併せて建築物等を一体的に整備することが合理的である土地の区域で、その面積が三ヘクタール以上のものとする。

6 その他

係権利者に優先的に譲渡又は賃貸することができるものとともに、保留床の購入資金に対する住宅金融公庫の融資対象の範囲を拡大するものとする。

7 議案の修正議決理由

都市における環境の悪化、災害の危険の大住宅の不足等の事態に対処し、市街地再開発の一層の推進を図ろうとする本案の措置は、妥当なものと認めるが、なお、公団の名称、地方税法の適用年度につき、所要の修正を加える

議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯議決議

付することに決した。

右報告する。

昭和五十年六月四日
衆議院議長 前尾繁三郎殿
建設委員長 天野 光晴
別紙

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を改正する法律(小字及び一は修正)

都市再開発法の一部を改正する法律(第三章の二)

都市再開発法の一部を改正する法律(第三章の二)

都市再開発法の一部を改正する法律(第三章の二)

都市再開発法の一部を改正する法律(第三章の二)

この必要を認め、本案は、別紙のとおり修正

議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯議決議

付することに決した。

右報告する。

事業の施行区域内の土地について当該市街地再開発事業を施行することができる。

地域振興整備
国土総合開発公団は、建設大臣が地域社会の中心となる都市の開発整備又は特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備を行うため

地域振興整備
国土総合開発公団が、建設大臣が地域社会の中心となる都市の開発整備又は特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備を行つた場合に、当該市街地再開発公団が宅地の造成と併せてこれと関連する市街地再開発事業を施行する必要があると認めたときは、市街地再開発事業の施行区域内の土地について当該市街地再開発事業を施行することができる。

第一章の二 第一種市街地再開発事業及び第二種市街地再開発事業に関する都市計画

第三条の見出しを「第一種市街地再開発事業の施行区域」に改め、同条中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、「施行区域は、」の下に「第七条第一項の規定による市街地再開発促進区の規定による土地の区域又は」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 当該区域内にある耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）で階を除く階数が三以上であるもの（政令で定める耐用年限の三分の二を経過しているもの又は災害その他の理由によりこれと同程度の機能の低下を生じているものを除く。）の建築面積の合計が、当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計の三分の一以下であること。

四 当該区域内の土地の高度利用を図ることが、当該区域内の土地の機能の更新に貢献すること。

第三条の次に第一条を加える。

（第二種市街地再開発事業の施行区域）

第三条の二 都市計画法第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画

に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

一 前条各号に掲げる条件

二 次のいずれかに該当する土地の区域で、その面積が三ヘクタール以上のものであること。

イ 当該区域内にある安全上又は防火上支障がある建築物で政令で定めるものの数の当該区域内にあるすべての建築物の数に対する割合が政令で定める割合以上であり、かつ、これらの建築物が密集しているため、災害の発生のおそれが著しく、又は環境が不良であること。

ロ 当該区域内に駅前広場、大規模な火災等が発生した場合における公衆の避難の用に供する公園又は広場その他の重要な公共施設で政令で定めるものを早急に整備する必要があり、かつ、当該公共施設の整備と併せて当該区域内の建築物及び建築敷地の整備を一体的に行うことが合理的であること。

第四条に見出しとして「（第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画に定める事項）」を付し、同条中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業」に改める。

二 当該土地の区域が第三条の二第二号イ又はロに該当しないこと。

二 市街地再開発促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の二第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに単位整備区を定めるものとする。

三 市街地再開発促進区域に関する都市計画は、次の各号に規定するところに従つて定めなければならない。

一 道路、公園、下水道その他の施設に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合するよう定めること。

二 当該区域が、適正な配置及び規模の道路、公園その他の公共施設を備えた良好な都市環境のものとなるよう定めること。

第六条の見出しを「（都市計画事業として施行する市街地再開発事業）」に改め、同条第一項中「市街地再開発事業」を「市街地再開発事業の施行区域に関する」に改める。

二 都市計画事業として施行する第一種市街地再開発事業については、市街地再開発事業の施行については、市街地再開発事業に改め、同条

の規定を適用しない。

第六条第三項中「各号」の下に「に掲げる公告又は第一百八十八条の二第一項各号（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二種市街地再開発事業についての都市計画法第六十五条から第七十三条までの規定の適用に際し必要な技術的説明は、政令で定める。

第六条の次に次の章名を付する。

第一章の三 市街地再開発促進区域

第七条の二 市街地再開発促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、当該区域内の宅地について、できる限り速やかに、第一種市街地再開発事業を施行する等により、高度利用地区に関する都市計画及び当該市街地再開発促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。

二 市町村は、市街地再開発促進区域に関する都市計画法第二十条第一項の告示の日から起算して五年以内に、当該市街地再開発促進区域の宅地について同法第二十九条の日から起算して五年以内に、当該市街地再開発促進区域の宅地について所有権又は借地権を有する者による市街地の計画的な再開発の実施を図ることが適切であると認められるものについては、都市計画に市街地再開発促進区域を定めることができる。

一 第三条各号に掲げる条件

二 当該土地の区域が第三条の二第二号イ又はロに該当しないこと。

二 市街地再開発促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の二第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに単位整備区を定めるものとする。

三 一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、建設省令で定めるところにより、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有するすべての者の三分の二以上上の同意（同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得て、第一種市街地再開発事業を施行すべきことを市町村に対して要請したときは、当該市町村は、前項の期間内であつても、当該単位整備区について第一種市街地再開発事業を施行することができる。

四 前二項の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、前二項の規定による第一種市街地再開発事業を施行することができる。

第一種市街地再開発事業が日本住宅公団又は

ように定めること。

第一章の三中第七条の次に次の七条を加える。

（第一種市街地再開発事業等の施行）

第七条の二 市街地再開発促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、当該区域内の宅地について、できる限り速やかに、第一種市街地再開発事業を施行する等により、高度利用地区に関する都市計画及び当該市街地再開発促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。

二 市町村は、市街地再開発促進区域に関する都市計画法第二十条第一項の告示の日から起算して五年以内に、当該市街地再開発促進区域の宅地について所有権又は借地権を有する者による市街地の計画的な再開発の実施を図ることが適切であると認められるものについては、都市計画に市街地再開発促進区域を定めることができる。

一 第三条各号に掲げる条件

二 当該土地の区域が第三条の二第二号イ又はロに該当しないこと。

二 市街地再開発促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の二第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに単位整備区を定めるものとする。

三 一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、建設省令で定めるところにより、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有するすべての者の三分の二以上上の同意（同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得て、第一種市街地再開発事業を施行すべきことを市町村に対して要請したときは、当該市町村は、前項の期間内であつても、当該単位整備区について第一種市街地再開発事業を施行することができる。

四 前二項の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、前二項の規定による第一種市街地再開発事業を施行することができる。

第一種市街地再開発事業が日本住宅公団又は

第七条の二 前条第三項の同意を得ようとする者は、あらかじめ、当該単位整備区の区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は第三項の規定による申告を行うべき旨の公告を、当該単位整備区の区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請があつたときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、当該申請に係る公告をしなければならない。

3 前項の公告に係る単位整備区の区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、同項の公告があつた日から起算して三十日以内に当該市町村長に対し、建設省令で定めるところにより、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合は、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもつてその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、前項の申告の期間を経過した後は、前条第三項の規定の適用については、存しないものとみなす。

（建築の許可）

第七条の四 市街地再開発促進区内においては、建築基準法第五十九条第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）の建築をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該建築が第七条の六第四項の規定により買取られない旨の通知があつた土地におけるものであるときは、その許可をしなければならない。

3 第一項の規定は、第一種市街地再開発事業に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示又は第六十条第二項第一号の公告があつた後は、当該告示又は公告に係る土地の区域内においては、適用しなければならない。

（違反行為に対する措置）

第七条の五 都道府県知事は、前条第一項の規定に違反した者があるときは、その者に對して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該命令をしようとする違反者について聽聞を行わなければならぬ。ただし、その者が正当な理由がない限り、当該土地を時価で買取ることとする。

3 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ぜべき者を確知することができないとときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行なうべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任した者が当該措置を行なう旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

4 前項の規定により必要な措置を行なう者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（土地の買取り）

第七条の六 都道府県又は市町村は、都道府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

3 都道府県知事等は、第一項の規定により土地を賃貸りし、又は譲り受けた者が前項の条件に違反したときは、当該土地の賃貸又は譲渡に係る契約を解除することができる。

4 第一項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡する場合のほか、都道府県知事等は、前条第三項の規定により買取った土地を当該土地に係る都市計画に適合するよう管理しなければならない。

（開発行為の許可の基準の特例）

第七条の八 市街地再開発促進区内における都市計画法第四条第十項に規定する開発行為（第七条の四第一項の許可に係る建築物の建築又は建築基準法第五十九条第一項第二号若しくは第三号に該当する建築物の建築に係るもの）を除く。については、都市計画法第二十九条第一号の規定は適用せず、同法第三十三条第一項中「基準」とあるのは、「基準（第二十九条第一号の政令で定める規模未満の開発行為にあっては第二号から第十三号までに規定する基準、第二十九条第一号の政令で定める規模以上の開発行為にあっては第二号（貯水施設に係る部分を除く。）に規定する基準を除く。）及び市街地再開発促進区域に関する都市計画」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第一節 市街地再開発組合に改める。
第二章に第一節として次の二節を加える。
第一節 個人施行者
事業を施行する者は、公共施設の管理者若しくは管理者となるべき者に賃貸し、又は譲渡することができる。

（施行の認可）

第七条の九 第二条の二第一項の規定により第一種市街地再開発事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、その第一種市街地

再開発事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可をしよ

うとするときは、あらかじめ、施行地区とな

るべき区域を管轄する市町村長の意見を聴かな

ければならない。

3 第二条の二第一項に規定する者が第一種市街地再開発事業の施行区域内において施行する第一種市街地再開発事業について、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。ただし、同法第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、この限りでない。

(規準又は規約)

第七条の十 前条第一項の規準又は規約には、次の各号(規準にあつては、第五号から第七号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第一種市街地再開発事業の名称

二 施行地区、施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区に含まれる地域の名称

三 第一種市街地再開発事業の範囲

四 事務所の所在地

五 費用の分担に関する事項

六 業務を代表して行う者を定めるときは、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項

七 会議に関する事項

八 事業年度

九 公告の方法

十 その他建設省令で定める事項

(事業計画)

第七条の十一 事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

2 事業計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(公共施設の管理者の同意)

第七条の十二 第七条の九第一項の規定による認可を申請しようとするとする者は、あらかじめ、事業計画につき、施行地区内にある公共施設の管理者

者、当該第一種市街地再開発事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他の政令で定める施設の管理者

者となるべき者の同意を得なければならぬ。

(事業計画に関する関係権利者の同意)

第七条の十三 第七条の九第一項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地又は建築物について

権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。

ただし、その権利をもつて認可を申請しようとする者に対する抗争ができない者について

は、この限りでない。

2 前項の場合において、宅地又は建築物について権利を有する者のうち、宅地について所有権又は借地権を有する者及び権原に基づいて存する建築物について所有権又は借地権を有する者以外の者について同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第七条の九第一項の規定による認可を申請することができる。

(施行の認可の公表等)

三 施行地区が、第一種市街地再開発事業の施行区域の内外にわたつており、又は第三条の二号から第四号までに掲げる条件に該当しないこと。

四 事業計画の内容が施行地区内の土地に係る都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。

五 当該第一種市街地再開発事業を遂行するため必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。

2 第七条の九第二項及び第七条の十三の規定は個人施行者が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は個人施行者が公共施設又は同条の政令で定める施設に関する事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の十四及び前条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第二項及び第七条の十三第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、前条第二項中「施行者」として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

3 個人施行者は、施行地区の縮小又は費用の分担に關し、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合において、第一種市街地再開発事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

4 個人施行者は、施行地区内の宅地について、個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を施行者以外の者が承継したときは、その者は、施行者となる。

5 施行地区内の宅地について、個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合において、その借地権の設定者が施行者以外の者であるときは、その借地権の設定者は、施行者となる。

6 一人で施行する第一種市街地再開発事業において、施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことにより施行者が数人となつたときは、その第一種市街地再開発事業は、第二条の二第一項の規定により数人共同して施行する第一種市街地再開発事業となるものとする。この場合に

3 (施行の認可の基準)

第七条の十四 都道府県知事は、第七条の九第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認める

と/orに限り、その認可をすることができる。

一 申請手続が法令に違反していること。

二 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続

又は内容が法令に違反していること。

3 (規準又は規約及び事業計画の変更)

第七条の十五 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

画の変更の認可の公告

第六十二条第一項中「及び」の下に「個人施行者となるうとする者若しくは」を加え、「又は組合」を「又は個人施行者若しくは組合」に改める。

第六十四条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六十五条中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

第六十六条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「行ない」を「行い」に、

「行なおう」を「行おう」に改め、同条第三項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「付ける」を「付ける」に改め、同条第四項中「附した」を「付けた」に、「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

第六十七条(見出しを含む)中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六十九条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

第七一条第一項中「組合の設立」を「個人施行者の施行若しくは組合の設立」に改める。

第七十二条第一項中「建設大臣の」の下に「個人施行者」を加え、同条第三項を同条第四項とし、

同条第二項中「前項後段」を「第一項後段及び前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七条の十三の規定は、個人施行者が権利交換計画について認可を申請しようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」と読み替えるものとする。

当該第一種市街地再開発事業」に改める。第八十一条及び第八十二条中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。第八十三条第一項中「施行者」を「個人施行者以

外の施行者」に改める。

第八十六条第一項中「第七十二条第二項」を「第七十二条第三項」に改める。

第九十二条第五項中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項

中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 施行者は、先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的物について補償金等を支払うときは、これらの権利者のすべてから供託しなくともよい旨の申出があつたときを除き、その補償金等を供託しなければならない。

第九十三条を次のように改める。

(物上代位)

第九十三条 前条第四項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託されたり補償金等に對してその権利を行なうことができ

る。

第九十六条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

第一百二条第一項中「(施行者を除く。)」を削り、

「一部について」の下に「第七十七条第五項本文の規定により」を加える。

第九十六条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、「一部について」の下に「第七十七条第五項ただし書の規定により借家権が与えられるよう

に定められ、」を加える。

第一百五条を次のように改める。

(清算金の供託及び物上代位)

第一百五条前条に規定する宅地、借地権又は建築物が先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的物となつていたときは、これらの権利者のすべてから供託しなくともよい旨の申出があつたとき

を除き、施行者は、同条の規定により交付すべき清算金の交付に代えてこれを供託しなければならない。第九十二条第五項及び第六項の規定

は、この場合について準用する。

2 前項の先取特権、質権又は抵当権を有している者は、同項の規定により供託された清算金に對してその権利を行なうことができる。

第三百六条第二項中「施行者」を「個人施行者以外の施行者」に改める。

第三百八条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「賃貸し、又は譲渡するもののかは」を「必要があるとき、又は施行地区内に宅地、借地権若しくは権原に基づき存する建築物を有する者若しくは施行地区内の建築物について借家権を有する者の居住若しくは業務の用に供するため特に必要があるときを除き」に改め、同条第二項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

第三百九条(見出しを含む)中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「定款」を規準、規約、定款に改める。

第三百十条第一項中「組合」を「個人施行者又は組合」に改め、同条第二項中「当該市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、「定款」を規準、規約、定款に改める。

第三百九十九条(見出しを含む)中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、「一部について」の下に「第七十七条第五項本文の規定により」を加える。

第三百六条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、「一部について」の下に「第七十七条第五項ただし書の規定により借家権が与えられるよう

に定められ、」を加える。

第三百三十三条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、「一部について」の下に「第七十七条第五項ただし書の規定により借家権が与えられるよう

に定められ、」を加える。

第三百二十二条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、「一部について」の下に「第七十七条第五項ただし書の規定により借家権が与えられるよう

に定められ、」を加える。

第三百一十二条第一項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、「一部について」の下に「第七十七条第五項ただし書の規定により借家権が与えられるよう

に定められ、」を加える。

第三百零一条の表中「第五十二条第二項第六号」を削る。

〔第四章 組合の事業の代行〕を削り、第三百十二條の前に次の節名を付する。

第三節 個人施行者及び組合の事業の代行

第三百一十二条中「都道府県知事は、」及び「事情により」の下に「個人施行者又は」を、「第三百一十二条の二」を、「によつては」の下に「個人施行者又は」を加え、「組合若しくは組合員の申請により、又は職権で」を削る。

第三百一十三条中「組合の名称」を「個人施行者の氏名若しくは名称又は組合の名称、個人施行者又は」を「に改める。

第三百一十四条中「組合」を「個人施行者又は組合」に改める。

業務の執行並びに当該業務に係る財産の管理及び処分をする権限又は「を加える。

第三百一十七条第一項及び第三項中「組合」を「個人施行者又は組合」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

〔第四章 第二種市街地再開発事業〕

第一節 管理処分手続

第一款 管理処分手續

(譲受け希望の申出及び賃借り希望の申出)

第三百一十八条の二 次の各号に掲げる公告があつたときは、施行地区内の宅地の所有者、その宅地に権原に基づき建築物を所有する者は、その公示があつた日から起算して三十日以内に、施

行者に対し、その者が施行者から私渡しを受けることとなる当該宅地、借地権又は建築物の対價に代えて、建築施設の部分の譲受けを希望する旨の申出(以下「譲受け希望の申出」という。)をすることができる。

一方、地方公共団体が施行する第二種市街地再開発事業にあつては、事業計画の決定の公告

二 公团が施行する第二種市街地再開発事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公

告

一 前項の宅地若しくは建築物の所有権又は同項の借地権で既登記のものの存否又は帰属について争いがある場合においては、争いの当事者のうち當該権利の登記名義人又は當該権利に関する仮登記若しくは処分の制限の登記を有する者に限り、同項の譲受け希望の申出をすることができる。

二 前項の規定により、又は登記名義人又は當該権利の登記を有する者に限り、同項の譲受け希望の申出をすることができる。

三 第一項の借地権で未登記のものの存否又は帰

属について争いがある場合においては、争いの当事者は、同項の譲受け希望の申出をすること

ができる。

四 前二項の規定により、争いの当事者の一方が譲受け希望の申出をしたときは、争いの他方の当事者は、譲受け希望の申出をしたものとみな

す。
第一項の建築物について借家権を有する者
(その者が更に借家権を設定しているときは、
その借家権の設定を受けた者)は、同項の期間
内に、施行者に対し、施設建築物の一部の賃借
りを希望する旨の申出(以下「賃借り希望の申
出」という。)をすることができる。

前五項の規定は、事業計画を変更して從前の

施工地区外の土地を新たに施工地区に編入した
場合について準用する。この場合において、第
一項中「施工地区」とあるのは、「施工地区に編入

された土地の区域」と、同項第一号中「事業計画
の決定の公告」とあるのは「新たな施工地区的編
入に係る事業計画の変更の公告」と、同項第二
号中「施工規程及び事業計画の認可の公告」とあ
るのは「新たな施工地区的編入に係る事業計画
の変更の認可の公告」と読み替えるものとする。

7 施行者は、譲受け希望の申出をした者の建
築物について借家権を有する者から賃借り希望の
申出があつたときは、遅滞なく、その旨を譲受
け希望の申出をした者に通知しなければならな
い。

8 譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出は、
建設省令で定めるところにより、書面でしなけ
ればならない。
(譲受け希望の申出に係る宅地等の処分制限)
第九条の三 譲受け希望の申出をした者(前
条第四項の規定により譲受け希望の申出をした
ものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、そ
の者が施工地区内に有する宅地、借地権又は建
築物の処分をするには、施行者の承認を得なければ
ならない。

2 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずる
ことその他正当な理由がなければ、前項の承認
を拒むことができない。

3 前二項の規定は、土地取用法第四十五条の二
に規定する裁決手続開始の登記があつた後にお
ける当該登記に係る宅地については、適用しな
い。

第百八条の四 土地取用法第四十六条の二第一
項の規定による補償金の支払請求に係る宅地
又は借地権については、譲受け希望の申出をす
ることができない。

2 譲受け希望の申出に係る宅地又は借地権につ
いては、土地取用法第四十六条の二第一項の規
定による補償金の支払請求をすることができる。
(譲受け希望の申出等の撤回)
第三百八条の五 譲受け希望の申出をした者又は
賃借り希望の申出をした者は、第三百八条の二
第一項の期間(事業計画を変更して新たに編入
した施工地区に係る譲受け希望の申出をした者
又は賃借り希望の申出をした者があつては、同
条第六項において準用する同条第一項の期間)
が経過した後においては、施行者の同意を得た
場合に限り、その譲受け希望の申出又は賃借り
希望の申出を撤回することができる。

2 施行者は、事業の遂行に重大な支障がない限
り、前項の同意をしなければならない。
3 第三百八条の二第八項の規定は、譲受け希望
の申出又は賃借り希望の申出の撤回について準
用する。

4 第三百八条の二第二項又は第三項の規定によ
り譲受け希望の申出がされた場合における譲受
け希望の申出の撤回は、争いの当事者が共同し
てしなければならない。
(管理処分計画の決定及び認可)
第五百八条の六 施行者は、第三百八条の二の規
定による手続に必要な期間の経過後、遅滞な
く、施工地区ごとに管理処分計画を定めなけれ
ばならない。この場合においては、建設省令で
定めるところにより、都道府県又は公団にあつ
ては建設大臣の、市町村にあつては都道府県知

事の認可を受けなければならない。
2 前項後段の規定は、管理処分計画を変更する
場合(政令で定める軽微な変更をする場合を除
く。)について準用する。

3 第三百八条の七 管理処分計画においては、建設
省令で定めるところにより、次の各号に掲げる
事項を定めなければならない。
(管理処分計画の内容)
第一 配置設計
二 讓受け希望の申出をした者で施設建築物の部
分を譲り受けることができるものの氏名又は
名称及び住所
三 前号に掲げる者が施工地区内に有する宅
地、借地権又は建築物及びその見積額並びに
その者がその対價に代えて譲り受けることと
なる建築施設の部分の明細及びその価額の概
算額
四 前号に掲げる者が賃借りすることとなる施
設建築物の一部
五 前号に掲げる者が賃借りすることとなる施
設建築物の一部を賃貸しする場
合における標準家賃の概算額及び家賃以外の
借家条件の概要
六 施行者が施設建築物の一部を賃貸しする場
合における標準家賃の概算額及び家賃以外の
借家条件の概要
七 第三百八条の二第三項の規定によ
り譲受け希望の申出がされた場合における譲受
け希望の申出の撤回は、争いの当事者が共同し
てしなければならない。
(管理処分計画の決定及び認可)
九 第三百八条の見積額並びに同号及び第六号の概
算額の算定の基準日並びに工事完了の予定期
期
十 その他の建設省令で定める事項

格等を考慮して定める相当の価額を基準として
定めなければならない。

3 第三百八条の九 管理処分計画においては、第三
百八条の七第一項第三号又は第六号の概算額
は、政令で定めるところにより、第二種市街地
再開発事業に要する費用及び同項第九号の基準
日における近傍同種の建築物に関する同種の権利の取
引価格等を考慮して定める相当の価額を基準と
して定めなければならない。
(権利交換計画に関する規定の準用)
第三百八条の十 第七十三条第二項から第四項ま
で、第七十四条、第七十五条第一項及び第三
項、第七十七条第二項前段、第七十九条、第八
十二条から第八十四条まで並びに第八十六条第
一項の規定は、管理処分計画について準用す
る。この場合において、次の表の上欄に掲げる

2 前項第三号の見積額は、同項第九号の基準日
における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又
は近傍類似の土地に関する同種の権利の取引価
格等を考慮して定める相当の価額を基準として
定めなければならない。

規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十三条第一項	権利がある
第七十三条第一項第一号	施設建築物の所有を目的とする地上権
第七十三条第一項第二号	施設建築敷地
第七十五条第三項	前項前段に規定する者
第七十七条第一項前段	譲受け希望の申出をした者
第七十七条第一項前段、第七十九条第三項	建築施設の部分
第七十七条第一項前段	施設建築物の一部等
第七十九条第一項	前二条
第七十九条第三項	第七十二条第二項
第八十六条第一項	第二項又は第三項
第七十九条第一項	第二項前段
第七十九条第三項	第一百八十八条の八
第八十六条第一項	第一百八十八条の六第二項
(建築施設の部分による対償の給付)	

第二款 建築施設の部分による対償の給付等

第百一十八条の十一 管理処分計画において建築施設の部分を譲り受けることとなる者として定められた者(以下「譲受け予定者」という。)に対しでは、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅するときは、その取得又は消滅につき施行者が払い渡すべき対價に代えて、この法律で定めるところにより当該建築施設の部分が給付されるものとする。

2 前項の場合において、譲受け希望の申出をした者が第百一十八条の三第一項の承認を受けないで施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物を処分したことにより、二以上の者に建築施設の部分を譲り渡す必要が生じたときは、当該二以上の者に対する処分がなかつた

第百一十八条の十二 譲受け予定者の有する宅地、借地権又は建築物について仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記

又は処分の制限の登記を有する者がある場合において、当該宅地又は借地権に係るものにあつては、その他の権利の消滅に関する事項の定めの登記

第百一十八条の十三 第百一十八条の十一第一項の宅地、借地権又は建築物が先取特権、質権又は抵当権

(物上代位)

(譲受け希望の申出の撤回に伴う対償の支払等)

第百一十八条の十五 譲受け予定者が第百一十八条の五第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回した場合において、その者の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施

権利(第百一十八条の三第一項の承認を受けないで設定された質権又は抵当権を除く。)がある

決において定められた権利取得の時期までに、当該建築物に係るものにあつては同法第四十九条第一項の明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、これらの登記に係る権利の消滅につき、これらの者のすべての同意が得られないときは、その時ににおいて、当該譲受け予定者は、その譲受け希望の申出を撤回したものとみなす。

2 第百一十八条の二第二項の規定により同項の仮登記又は処分の制限の登記を有する者が譲受け希望の申出をした場合における前項の規定の適用については、これらの者の同意があつたものとみなす。

3 第一項の場合における土地取用法第九十五条第一項、第二項及び第四項、第九十六条第一項、第九十七条、第一百条、第一百一条第一項及び第三項、第一百二条の二、第一百三条並びに第一百二条の二第二項の規定の適用については、同法第九十五条第一項、第一百条第一項並びに第一百一条第一項及び第三項中「定められた権利取得の時期」とあり、同法第九十五条第二項及び第四項、第九十六条第一項並びに第九十七条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「権利取得の時期」として定められた日から起算して一週間を経過する日」と、同法第九十六条第一項、第一百条第二項及び第一百二条の二第二項中「明渡しの期限」とあり、同法第九十七条第一項、第一百二条第二項、第一百三条第三項及び第一百二条中「定められた明渡しの期限」とあるのは「明渡しの期限」として定められた日から起算して一週間を経過する日」と、同法第一百条の二中「定められる明渡しの期限」とあるのは「明渡しの期限」とあるのは「明渡しの期限」とある。

3 譲受け希望の申出をした者が第百一十八条の三第一項の承認を受けないで施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の上に先取特権、質権又は抵当権を設定したときは、当該質権又は抵当権を有する者が第一項の規定に基づき優先弁済を受けることができる範囲は、当該質権又は抵当権の目的である宅地、借地権又は建築物に係る額を限度とする。

3 譲受け希望の申出をした者が第百一十八条の三第一項の承認を受けないで施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物は、管理処分計画の認可の公告(事業計画を変更して新たに編入した施行地区に係る譲受け希望の申出をした者の宅地、借地権又は建築物にあつては、当該事業計画の変更に伴う管理処分計画又はその変更の認可の公告)の日前においては、契約に基づき、又は収用により、施行者が取得し、又は消滅させることはできない。

(譲受け希望の申出の撤回に伴う対償の支払等)第百一十八条の十五 譲受け予定者が第百一十八条の五第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回した場合において、その者の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施

当権の目的であるときは、その先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利(以下「譲受け権」という。)及び第百一十八条の十五第二項又は第百一十八条の十九第一項の規定により供託された対償等に対して、その権利を行うことができた。

行者に取得され、又は消滅しているときは、施行者は、その宅地、借地権又は建築物の対價に當該取得又は消滅の時から当該対價を支払う時までの期間につき年六パーセントの割合により算出した利息に相当する金額を付けてこれを支払わなければならない。

2 前項に規定する場合において、同項の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅する時に先取特權、質権又は抵当権の目的となつていたときは、施行者は、同項の規定により支払うべき対價及び利息に相当する金額(以下「対價等」という。)の支払に代えてこれを供託しなければならない。前項に規定する場合において、第一百八条の十において適用する第七十三条第四項の規定により管理処分計画において存するものとされた権利が存するものとされた場合においては、それらの権利に対する対價等のうち最高額のもの)についても、同様とする。

3 第九十二条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による供託について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項の」とあるのは、「第一百八条の十五第一項後段の」と読み替えるものとする。

(譲受け権の譲渡等の対抗要件)

第一百八条の十六 譲受け権の譲渡又は譲受け権を目的とする質権の設定は、民法第四百六十七条の規定に従い、建設省令で定めるところにより、施行者に通知しなければ、施行者その他の第三者に対抗することができない。

第三款 権利関係の確定等

(建築工事の完了の公告等)

第一百八条の十七 施行者は、施設建築物の建築工事を完了したときは、速やかに、その旨を公表するとともに、譲受け予定者及び管理処分計画において施設建築物の一部を賃借りることができる者として定められた者(以下「賃借り予

定者」という。)に通知しなければならない。

(建築施設の部分等の取得)

第一百八条の十八 前条の公告の日の翌日において、譲受け予定者は管理処分計画において定められた建築施設の部分を、賃借り予定者は管理処分計画において定められた施設建築物の一部についての賃家権を取得する。

(対價等の供託等)

第一百八条の十九 譲受け予定者の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅する時に先取特權、質権又は抵当権の目的となつていたときは、施行者は、同項の規定により支払うべき対價等のうち最高額のもの)についても、同様とする。

3 第九十二条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による供託について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項の」とあるのは、「第一百八条の十五第一項後段の」と読み替えるものとする。

(建築施設の部分等の登記)

第一百八条の二十一 施行者は、施設建築物の建築工事が完了したときは、遅滞なく、施設建築敷地及び施設建築物について必要な登記を嘱託しなければならない。

2 第百八条の十九第一項の合意が、第一百八条の十八の規定により取得される建築施設の部分に質権又は抵当権を設定すべきことを条件として成立したものであるときは、施行者は、前項の登記の際に、当該権利を有する者のために、当該権利の設定の登記を登記所に嘱託しなければならない。

3 施設建築敷地及び施設建築物に関する権利に關しては、前二項の登記がなされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(賃家条件の協議及び裁定)

第一百八条の二十二 譲受け予定者と管理処分計画においてその者が譲り受けることと定められた施設建築物の一部についての賃借り予定者は、家賃その他の賃家条件について協議しなければならない。

(建築施設の部分等の価額等の確定)

第一百八条の二十三 施行者は、第二種市街地再開発事業の工事が完了したときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、建築施設の部分を取得した者がこれに対応するものとして有していた施行地区内の宅地、

分計画の定めるところに従い、新たに所有者となるべき者に帰属する。

3 第百九条の規定は、第二種市街地再開発事業の施行により設置された公共施設の管理について準用する。

(建築施設の部分等の登記)

第一百八条の二十一 施行者は、施設建築物の建築工事が完了したときは、遅滞なく、施設建築敷地及び施設建築物について必要な登記を嘱託しなければならない。

2 前項の從前の権利の価額は、同項の宅地、借地権又は建築物の対價の額に、これらが契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅した時から第一百八条の十七の公告の日までの物価の変動に応じて得た額をもつてその確定額とする。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。

3 第一項の建築施設の部分の価額及び家賃の額は、政令で定めるところにより、当該事業に要した費用の確定額及び第一百八条の七第一項第九号の基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額に同号の基準日から第一百八条の十七の公告の日までの物価の変動に応じて修正率を乗じて得た額を基準として確定する。前項後段の規定は、この場合について準用する。

(清算)

第一百八条の二十四 前条第一項の規定により確定した從前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徵収し、又は交付しなければならない。

2 第百五条から第百七条まで(第一百六条第六項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第一百五条第一項中「前条」とあるのは「第一百八条の二十三第一項」と、「同条」とあるのは「第一百八条の二十四第一項」と、第一百六条第一項及び第二項中「第一項」と、第一百七条第一項中「第二項」とあるのは「第一百八条の二十四第一項」と、第一百七条第一項中「第二項」とあるのは「第一百八条の二十四第一項」とあるのは

の価額」という。及びその取得した建築施設の部分の価額又は第一百八条の十八の規定により

借家権を取得した者に対して施行者が賃貸しする施設建築物の一部の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならぬ。

2 前項の從前の権利の価額は、同項の宅地、借地権又は建築物の対價の額に、これらが契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅した時から第百八条の十七の公告の日までの物価の変動に応じて得た額をもつてその確定額とする。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。

3 第一項の建築施設の部分の価額及び家賃の額は、政令で定めるところにより、当該事業に要した費用の確定額及び第一百八条の七第一項第九号の基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額に同号の基準日から第一百八条の十七の公告の日までの物価の変動に応じて修正率を乗じて得た額を基準として確定する。前項後段の規定は、この場合について準用する。

(清算)

第一百八条の二十四 前条第一項の規定により確定した從前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徵収し、又は交付しなければならない。

2 第百五条から第百七条まで(第一百六条第六項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第一百五条第一項中「前条」とあるのは「第一百八条の二十三第一項」と、「同条」とあるのは「第一百八条の二十四第一項」と、第一百六条第一項及び第二項中「第一項」と、第一百七条第一項中「第二項」とあるのは「第一百八条の二十四第一項」とあるのは

「第一種市街地再開発事業」に改め、同条の

「第一百八十八条の二十四第一項」と、「施設建築物の一部」とあるのは、「建築施設の部分」と、同条第

二項中「第一百一条第一項」とあるのは、「第一百八十八条の二十一第一項」と読み替えるものとする。

(建築施設の部分の管理処分)

第一百八十八条の二十五 第百八十八条第一項の規定は、
第二種市街地再開発事業により譲受け予定者が取得した建築施設の部分及び賃借り予定者が取

得した借家権に係る建築施設の部分以外の建築施設の部分について準用する。

2 施行者が地方公共団体であるときは、施行者が第二種市街地再開発事業により取得した建築施設の部分の管理処分については、当該地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は、適用しない。

第二節 雜則

(建築物の収用の請求)

第一百八十八条の二十六 第二種市街地再開発事業により適用される土地收回用法の規定により土地又は権利が收回されるときは、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物を所有する者は、その建築物の収用を請求することができることとする。

2 第一百八十八条の二第一項の規定により建築物の所有者が譲受け希望の申出をしたときは、土地收回用法第四十七条の四第二項において準用する同法第四十二条第二項の公告の日から起算して二週間を経過する日以後に第一百八十八条の五第一項の規定により当該譲受け希望の申出が撤回され、又は第一百八十八条の十二若しくは第一百八十九条の十九第一項の規定により当該譲受け希望の申出が撤回されたものとみなされた場合であつても、当該建築物については、収用の請求をしたものとみなす。この場合においては、施行者は、同法第四十七条の三第一項の明渡裁決の申立てをする際に、当該譲受け希望の申出があつたことを証する書面を收回用委員会に提出しなけ

ればならない。

3 土地收回用法第八十七条の規定は第一項の規定による收回用の請求について、同法第一百一条第三項の規定は第一項の規定による收回用の請求及び

第二項の規定によりみなされる收回用の請求について準用する。

(物件の移転命令)

第一百八十八条の二十七 第二種市街地再開発事業の施行者は、当該第二種市街地再開発事業の施行のため必要があるときは、施行地区内の土地に

ある物件の所有者で当該物件のある土地に関して所有者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件の占有者に對抗することができる権利を有しないものに對し、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができることとする。

2 第一百八十八条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「第一九十六条第三項の場合」とあるのは、「第一百八十八条の二十七第一項の規定により物件の移転又は引渡しが命ぜられた場合」と読み替えるものとする。

(測量のための標識の設置等)

第一百八十八条の二十八 第六十四条、第六十五条及び第六十九条の規定は、第二種市街地再開発事業について準用する。

2 第一百八十八条の二十一第二項中「組合が施行する市街地再開発事業」を「個人施行者又は組合が施行する第二種市街地再開発事業」に改める。

3 第一百八十八条の二第一項中「組合」を「施行者(政令で定める施行者を除く。)」、「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

4 第一百八十八条の二第一項中「二十五万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

二 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消さうとするときは、あらかじめ、その施行者について聴聞を行わなければならない。ただし、その施行者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

5 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによる第一種市街地再開発事業の廃止をもつて第三者に對抗することができない。

二 第六十六条第四項の規定による都道府県知事の命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件

を移転せず、若しくは除却しなかつた者(第二百四十二条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

二 第一百八十五条第一項中「市街地再開発事業」を「個人施行者」に改め、「市町村長は組合」の下に「又は個人施行者」を加え、「市街地再開発事業」の下に「又は個人施行者」を加え、「市街地再開発事業」を含む。の規定による通知

業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、同条の業」を「第一種市街地再開発事業」に改める。

(個人施行者に対する監督)

第一百二十四条の二 都道府県知事は、個人施行者が施行する第一種市街地再開発事業につき、そ

くは権利交換計画に違反すると認めるときその事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政手続又は規準、規約、事業計画若し

くは権利交換計画に違反すると認めるときその

他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者による処分の中止若しくは停止又は

その施行者のした工事の中止若しくは変更その後必要な措置を命ずることができる。また、その施行者のした工事の取消し、変更若しくは停止又は

その施行者のした工事の中止若しくは変更その後必要な措置を命ずることができる。また、その施行者のした工事の取消し、変更若しくは停止又は

その施行者のした工事の中止若しくは変更その後必要な措置を命ずることができる。

二 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利交換期日前に限り、その施行者に対する第一種市街地再開発事業の施行についての認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消さうとするときは、あらかじめ、その施行者について聴聞を行わなければならない。ただし、その施行者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、第二項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによる第一種市街地再開発事業の廃止をもつて第三者に對抗することができない。

二 第六十六条第四項の規定による都道府県知事の命令に違反して、土地の原状回復をせ

ず、又は建築物その他工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者(第二百四十二条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

二 第一百八十五条第一項中「市街地再開発事業」を「個人施行者」に改め、「市町村長は組合」の下に「又は個人施行者」を加え、「市街地再開発事業」を含む。の規定による通知

うとする者又は組合を」、「組合は」を「個人施行者又は組合は」に、「市街地再開発事業の」を「第一

百三十三条中「命令」の下に「規準、規約」を加える。

二 第百三十三条中「市街地再開発事業に関する」を「第一種市街地再開発事業に」改める。

三 第百三十四条第一項中「組合」を「個人施行者(法人員、組合)」に改め、「審査委員」の下に「(以下個人施行者等)と総称する。」を加え、同条第二項及び第三項中「組合の役員、給代若しくは職員又は審査委員」を「個人施行者等」に改める。

四 第百四十四条第一項中「二十五万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

二 第百四十五条第一項中「二十五万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

三 第百四十六条第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

二 第百四十七条第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百四十八条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

二 第百四十九条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百五十条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

二 第百五十二条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百五十三条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

二 第百五十四条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百五十五条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百五十六条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百五十七条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百五十八条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百五十九条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百六十条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百六十一条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百六十二条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百六十三条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百六十四条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百六十五条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百六十六条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百六十七条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百六十八条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百六十九条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百七十条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百七十一条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百七十二条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百七十三条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百七十四条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百七十五条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百七十六条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百七十七条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百七十八条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百七十九条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百八十一条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百八十二条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百八十三条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百八十四条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百八十五条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百八十六条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百八十七条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百八十八条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百八十九条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

三 第百九十条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第五号とし、同条に次の二号を加える。

第一百四十三条の二 個人施行者が次の各号の一に該当する場合においては、その行為をした個人施行者(法人である個人施行者を除く。)又は法人である個人施行者の役員若しくは職員を五万円以下の罰金に処する。

一 第百二十四条第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第百二十四条第二項又は第一百二十四条の二第一項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

三 第百二十四条の二第一項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。

第四十四条中「一万円」を「五万円」に改める。

第一百四十五条中「第一百四十二条」を「第一百四十二条、第一百四十三条の二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百四十五条の二 個人施行者が次の各号の一に該当する場合においては、その行為をした個人施行者(法人である個人施行者を除く。)又は法人である個人施行者の役員若しくは清算人を三万円以下の過料に処する。

一 第七条の十六第三項の規定に違反したとき。

二 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

第一百四十六条第一号中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十八条第二項において準用する第七条の十六第三項又は第四十五条第二項の規定に違反したとき。

第一百四十六条の二 個人施行者が次の各号の一に該当する場合においては、その行為をした個人施行者(法人である個人施行者を除く。)又は法

人である個人施行者の役員若しくは清算人を一萬円以下の過料に処する。

一 第百三十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二 第百三十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(市街地再開発事業に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に施行中の市街地再開発事業は、この法律による改正後の都市再開発法の規定による第一種市街地再開発事業とみなす。

3 この法律による改正前の都市再開発法の規定により市街地再開発事業に関してした手続、处分その他の行為は、この法律による改正後の都市再開発法の規定により第一種市街地再開発事業に関してした手續、处分その他の行為とみなす。

4 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

5 第八条第二項第一号中「最低限度及び建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限(壁面の位置の制限にあつては、敷地内に道路(都市計画において定められた計画道路を含む。以下この号において同じ。)に接して有効な空間を確保して市街地の環境の向上を図るため必要な場合における当該道路に面する壁面の位置に限る。次条第十一項において同じ。)」に改める。

6 第二十九条第一項中「第五号」を「第七号」に、「市街地再開発促進区域」を加える。

7 第二十九条第一項中「第七号」を「第十号」とし、第八号を

人である個人施行者の役員若しくは清算人を一萬円以下の過料に処する。

一 第百三十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二 第百三十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(市街地再開発促進区域内における開発許可に関する基準については、第一項に定めるものと/or)。

2 第十一条の二 都市計画には、当該都市計画区域について必要があるときは、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条第一項の規定による市街地再開発促進区域を定めるものとする。

3 第十条の二に次の一条を加える。

4 市街地再開発促進区域内における開発許可の申請に係る手續、処分その他の行為とみなす。

5 第十一条の二に次の条を加える。

6 第二十九条第一項第一号中「第三号前段」を「第四号前段」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

7 第二十九条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第三号前段」を「第四号前段」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

8 第二十九条第一項第一号中「第三号前段」を「第四号前段」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

9 第二十九条第一項第一号中「第五号」を「第七号」に、「市街地再開発促進区域」を加える。

10 第二十九条第一項中「第七号」を「第十号」とし、第八号を

人である個人施行者の役員若しくは清算人を一萬円以下の過料に処する。

一 第百三十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二 第百三十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(市街地再開発促進区域内における開発許可の申請に係る手續、処分その他の行為とみなす)。

2 第十一条の二に次の条を加える。

3 第十一条の二に次の条を加える。

4 市街地再開発促進区域内における開発許可の申請に係る手續、処分その他の行為とみなす。

5 第二十九条第一項第一号中「第三号前段」を「第四号前段」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

6 第二十九条第一項第一号中「第三号前段」を「第四号前段」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

7 第二十九条第一項第一号中「第五号」を「第七号」に、「市街地再開発促進区域」を加える。

8 第二十九条第一項中「第七号」を「第十号」とし、第八号を

免事業に関する都市計画に関してした手続、処分その他の行為は、改正後の都市計画法の規定により第一種市街地再開発事業に関する都市計画に関してした手続、処分その他の行為とみなす。

(建築基準法の一部改正)

9 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

同条第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 高度利用地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び建設大臣が指定する歩廊の柱その他これらに類するものを除き、高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、前項各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

3 高度利用地区内の建築物については、当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に係る部分を除く。」を加える。

第九十九条第一項第五号中「第五十九条第一項」の下に「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合」を加える。
(建設省設置法の一部改正)

10 建設省設置法(昭和二十三年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「前条第五号の九に規定する事務のうち」の下に「個人施行者」を加える。
(住宅金融公庫法の一部改正)

11 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十号)

六号)の一部を次のように改正する。

第六号)の一部を次のように改正する。

第六号)の一部を次のように改正する。

六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第十項中「施設建築物」の下に「(次項において「施設建築物」という。)」を加え、同条第十一項中「公庫は、」の下に「新たに建設された相当の住宅部分を有する施設建築物又は」を加え、「施設建築物等又は」を「施設建築物等(相当の住宅部分を有する施設建築物又は)若しくは」に改める。

(地方税法の一部改正)

12 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第七項中「第二号」の下に「又は第百十八条の七第一項第二号」を加え、「同項第三号」を「同法第七十三条第一項第三号又は第百十八条の七第一項第三号」に、「同項第四号」を「同法第七十三条第一項第四号又は第百十八条の七第一項第三号」に、「又は施設建築物の一部等」を「若しくは施設建築物の一部等」に、「又は施設建築物の一部等又は第百十八条の二十三第一項」を、「定められ」の下に、「又は同法第百十八条の二十三第一項の規定により確定し」を加える。

附則第十六条第二項中「以下次項まで」の下に「及び第五項」を加え、「次項の規定」を「次項又は第五項の規定」に改め、同条に次の二項を加える。

5 市町村は、昭和五十四年一月一日までの間に新築された都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物に該当する家屋の一部である同条第八号に規定する施設建築物の一部が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号又は第百十八条の二十三第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同法第七十三条第一項第二号又は第百十八条の七第一項第二号に掲げる者(以下「従前の権利者」という。)に与えられる。

た場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、第三項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものではある場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分に係る税額として従前の権利者ことに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供しない部分に係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅で政令で定めるもの以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分に係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

(改正後の地方税法の適用)

前項の規定による改正後の地方税法附則第十六条第二項及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後において新築された同項に規定する家屋について、昭和五〇〇一年度分の固定資産税を適用すること。

四 市街地再開発事業の実施に当たつては、特に借家権者その他の零細権利者の生活の安定が図られるよう必要な助成その他の措置を講ずること。

三 市街地再開発促進区域に関する都市計画の決定及びその区域内における市町村等の公的団体による市街地再開発事業の施行に当たつては、事前に借家権者を含む関係権利者の意向を十分に把握し、その意向に即してこれを用よう指導すること。

二 地震・火災等の災害の発生に際して都市の住民の安全を確保するため、防災拠点の整備そのための総合的な施策を強力に推進すること。

一 大都市地域における都市問題の基本的な解決を図るため、市街地の再開発の推進と併せて、大都市地域に集中する人口を地方に分散させるための総合的な施策を強力に推進すること。

五 個人施行者による市街地再開発事業については、その公共的な目的が達成されるよう厳に指導監督を行うとともに、組合施行の場合と均衡のとれた助成措置を講ずること。

六 第二種市街地再開発事業については、保留床を公的住宅等の公共的施設に優先的に活用するよう十分配慮すること。

右決議する。

14 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(別紙)

都市再開発法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について国会に提出する。

右

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案

内閣総理大臣 田中 角栄

第一章 総則(第一条～第三条)	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法
第二章 宅地開発協議会(第四条)	
第三章 土地区画整理促進区域(第五条～第九条)	
第四章 特定土地区画整理事業(第十一条～第十二条)	
第五章 住宅街区整備促進区域(第二十四条～第二十七条)	
第六章 住宅街区整備事業	
第一節 総則(第二十八条～第三十二条)	
第二節 施行者	
第一款 個人施行者(第三十三条～第三十六条)	
第二款 住宅街区整備組合(第三十七条～第三十九条)	
第三款 都府県及び市町村(第五十二条～第五十七条)	
第四款 日本住宅公団及び地方住宅供給公社(第五十八条～第六十二条)	
第三節 住宅街区整備事業の施行	
第一款 换地計画(第六十三条～第七十一条)	
第二款 第三節 第二条第三項に規定する既成都市区域又は中部圏開発整備法(昭和四十年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備地域又は中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第二条第三項に規定する都市整備区域をいう。	
第三款 地域内にあるものの区域をいう。	
第四款 仮換地の指定、換地処分、減価補償金、清算及び権利関係の調整(第八十三条～第八十九条)	
第五款 宅地の立体化手続の特別則(第九十条)	
第四節 費用の負担等(第九十一条～第九十四条)	
第五節 雜則(第九十五条～第一百一条)	
第六章 雜則(第一百十二条～第一百九条)	
第七章 罰則(第一百二十条～第一百二十二条)	
第八章 罰則(第一百二十三条～第一百二十五条)	

第一条 この法律は、大都市地域における住宅市街地の開発に関し、宅地開発協議会の制度を設けるとともに、土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域内における住宅地の整備又はこれと併せて行う中高層住宅の建設について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、大量の住宅地の供給と良好な住宅街区の整備とを図り、もつて大都市地域の秩序ある發展に寄与することを目的とする。(定義)	附則 第一章 総則 (目的)
第二条 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
一 大都市地域 都の区域(特別区の存する区域に限る。)及び市町村でその区域の全部又は一部が首都圏整備法(昭和三十一年法律第八号)第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備地域又は中部圏開発整備法(昭和四十年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第二条第三項に規定する都市整備区域又は同条第四項に規定する都市整備区域又は中部圏開発整備法(昭和四十年法律第二百二号)第二条第三項に規定する都市整備区域をいう。	
二 市街化区域 都市計画法(昭和四十三年法律第二百九号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。	
三 土地区画整理事業 土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)による土地区画整理事業をいう。	
四 住宅街区整備事業 この法律で定めるところ従つて行われる土地の区画形質の変更、公共施設の新設又は変更及び共同住宅の建設に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。	

六 宅地 土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。	規定する公共施設をいう。
七 借地権 借地法(大正十年法律第四十九号)第一条に規定する借地権をいう。	六 宅地 土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。
八 農地等 生産緑地法(昭和四十九年法律第八号)第二条第一号に規定する農地等をいう。	七 借地権 借地法(大正十年法律第四十九号)第一条に規定する借地権をいう。
九 集合農地区 農地等を集合すべき土地の区域をいう。	八 農地等 生産緑地法(昭和四十九年法律第八号)第二条第一号に規定する農地等をいう。
十 義務教育施設用地 義務教育施設の用に新たに供すべき土地又はその代替地をいう。	九 集合農地区 農地等を集合すべき土地の区域をいう。
十一 公営住宅等 地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。	十 義務教育施設用地 義務教育施設の用に新たに供すべき土地又はその代替地をいう。
（国及び関係地方公共団体の責務）	十一 公営住宅等 地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

第三条 国及び関係地方公共団体は、大都市地域における住宅の需要及び供給に関する長期的見通しに基づき、新たに必要となる住宅地の供給を確保するため、相当規模の住宅市街地を開発する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	規定期に定めるものほか、宅地開発協議会が定める要件に該当する土地の区域については、都市計画に土地区画整理促進区域を定めることができる。
第四条 大都市地域において住宅市街地を計画的に開発する事業の促進に関し必要な協議を行うため、首都圏、近畿圏及び中部圏の各圏域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係行政機関、関係都府県及び関係のある地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「国行政機関等」という。)により、宅地開発協議会を組織する。	第三章 土地区画整理促進区域（土地区画整理促進区域に關する都市計画）
第五条 前項の協議を行うための会議(次項において「会議」という。)は、国行政機関等の長又はその指名する職員及び宅地開発協議会が委嘱する関係市町村の長をもつて構成する。	4 宅地開発協議会の庶務は、建設省計画局において処理する。
第六条 土地区画整理促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、当該区域内の	5 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会の運営に關し必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

宅地について、できる限り速やかに、土地区画整理事業を施行する等により、当該土地区画整理促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、建設省令で定めるところ（建築行為等の制限）

第七条 土地区画整理促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

一 土地の形質の変更で次のいずれかに該当する者は、その許可をしなければならない。

都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その旨を公告しなければならない。

イ 主として住宅の建設の用に供する目的で行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地区画整理促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

二号に該当する土地の形質の変更

建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ 前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行られた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で業務の用に供する要件に該当するものの新築、改築又は増築（自らの居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築）

（1）階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

（2）主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

（3）容易に移転し、又は解除することができるること。

（4）敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

第一項各号に掲げる公告（日本住宅公団又は宅地開発公団が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の認可の公告又は土地区画整理事業を施行する土地の区域の変更を含む事業計画の変更についての認可の公告）があつた日後一号に該当する建築物の新築、改築又は増築の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

（土地の買取り）

第八条 都府県、市町村、日本住宅公団、地方住宅供給公社又は土地開発公社は、都府県知事に

対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ること

での許可を除く。）を受けて土地の形質の変更ができる。

二 都府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（2）自らの居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する要件に該当するものの新築、改築又は増築

（自らの居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築）

（1）階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

（2）主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

（3）容易に移転し、又は解除することができること。

（4）敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

（土地の買取り）

第九条 前条第三項の規定により土地を買い取つた者は、当該土地が公営住宅等又は義務教育施設の用に供されるよう努めなければならない。

（特定土地区画整理事業）

第十一条 土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業（以下「特定土地区画整理事業」という。）については、土地区画整理法及びこの章に定めるところによる。

（市町村の責務等）

第十二条 特定土地区画整理事業の事業計画においては、特定土地区画整理事業を施行する土地の区域（以下この章において「施行地区」といいう。）は、その面積が二ヘクタール以上で、かつ、当該土地区画整理促進区域の他の部分についての特定土地区画整理事業の施行を困難にしないものとなるよう努めなければならない。

（共同住宅区）

第十三条 特定土地区画整理事業の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、共同住宅の用に新たに供すべき土地の区域（以下この章において「共同住宅区」という。）を定めるこ

とができる。

2 共同住宅区は、土地の利用上共同住宅が集團的に建設されることが望ましい位置に定め、その面積は、共同住宅の用に供される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

(共同住宅区への換地の申出等)

第十四条 前条第一項の規定により事業計画において共同住宅区が定められたときは、施行地区内の宅地でその地積が共同住宅を建設するのに必要な地積の換地を定めることができるるものとして規約、定款又は施行規程で定める規模(次条において「指定規模」という。)のものの所有者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があつた日から起算して六十日以内に、特定土地区画整理事業を施行する者(以下この章において「施行者」という。)に対し、建設省令で定めるところにより、換地計画において該申出に係る宅地を共同住宅区内に定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地について共同住宅の所有を目的とする借地権を有する者は、当該申出についてその者の同意がなければならぬ。

一 事業計画が定められた場合 第七条第三項に規定する公告(事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。)が存しないこと。

二 事業計画の変更により新たに共同住宅区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告を除く。

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い共同住宅区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告を除く。

四 事業者は、前項の規定による申出があつた場合

合において、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を共同住宅区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

第五条 前条第一項の規定により事業計画において共同住宅区が定められたときは、施行地区内の宅地でその地積が共同住宅を建設するのに必要な地積の換地を定めることができるものとして規約、定款又は施行規程で定める規模(次条において「指定規模」という。)のものの所有者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があつた日から起算して六十日以内に、特定土地区画整理事業を施行する者(以下この章において「施行者」という。)に対し、建設省令で定めるところにより、換地計画において該申出に係る宅地を共同住宅区内に定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地について共同住宅の所有を目的とする借地権を有する者は、当該申出についてその者の同意がなければならぬ。

一 建築物その他の工作物(容易に移転し、又は除却することができるもので政令で定めるものを除く。)が存しないこと。

二 地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利(共同住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。

三 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 施行者は、第二項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

(宅地の共有化)

第十五条 第十三条第一項の規定により事業計画において共同住宅区が定められたときは、施行地区内の宅地でその地積が指定規模に満たないもの(以下この章において「施行者」という。)に対し、当該申出に係る宅地について共同住宅区の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならぬ。

一 事業計画が定められた場合 第七条第三項に規定する公告(事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。)が存しないこと。

二 事業計画の変更により新たに共同住宅区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告を除く。

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い共同住宅区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告を除く。

四 事業者は、前項の規定による申出があつた場合

合において、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を共同住宅区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 建築物その他の工作物(容易に移転し、又は除却することができるもので政令で定めるものを除く。)が存しないこと。

二 地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利(共同住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。

三 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

(集合農地区)

第十六条 第十四条第二項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を共同住宅区内に定めなければならない。

一 前条第三項の規定により指定された宅地については、換地計画において、換地を定めない限り、共同住宅区内の土地の共有持分を与えるよう定めなければならない。

2 前条第三項の規定により指定された宅地については、換地計画において、換地を定めない限り、共同住宅区内の土地の共有持分を与えるよう定めなければならない。

3 前項の規定により換地を定めないで共同住宅区内の土地の共有持分を与えることによる収益(建築物その他の工作物を使用し、又は収益することができるべき旨に限る。)の目的となつている建築物その他の工作物が存するときは、当該申出についてその者の同意がなければならぬ。

4 前項の規定による申出は、建設省令で定めるところにより、当該宅地の地積の合計が指定規

模となるように、数人共同してしなければならない。

3 施行者は、第一項の規定による申出があつた場合において、当該申出の手続が前項の規定に違反しておらず、かつ、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該申出に係る各宅地を、換地計画において換地を定めないで共同住宅区内の土地の共有持分を与えるよう定められるべき宅地とすべき宅地として指定し、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

4 第二項の規定により換地計画において共同住宅区内の土地の共有持分が与えられるよう定められた宅地の所有者は、土地区画整理法第二百三十四条の規定による公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。同法第二百四条第六項後段の規定は、この場合について準用する。

(集合農地区)

第十七条 特定土地区画整理事業の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、集合農地区を定めることができる。

1 公害又は災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等(生産緑地法第二条第二号に規定する公共施設等をいう。)の敷地の用に供する土地として適している一団の農地等の区域であること。

2 集合農地区は、施行地区的面積のおおむね三十ペーセントを超えない範囲内において、次に掲げる要件に該当する土地の区域又は特定土地区画整理事業の施行により次に掲げる要件に該当することとなると認められる土地の区域について定めなければならない。

3 前項の規定により換地を定めないで共同住宅区内の土地の共有持分を与える場合における清算については、土地区画整理組合を設立しようとする者又は施行者(市町村を除く。)は、事業計画において集合農地区を定めようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見を聴かなければならない。

(集合農地区への換地の申出等)

第十八条 前条第一項の規定により事業計画において集合農地区が定められたときは、施行地区

内の農地等である宅地の所有者は、次の各号に掲げる公

告があつた日から起算して六十日以内に、施行規程に対し、建設省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を集合農地区内に定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地について永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならぬ。

一事業計画が定められた場合 第七条第三項に規定する公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。）

二 事業計画の変更により新たに集合農地区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告を除く。

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い集合農地区的面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

又は当該事業計画の変更による申出があつた場合において、当該申出に係る宅地の面積の合計が、おおむね〇・二ヘクタールの面積の換地を定めることができるものとして規約、定款又は施行規程で定める規模以上であるときは、同項の期間の経過後遅滞なく、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を集合農地区内に定められるべき宅地として指定しなければならない。ただし、同項の規定による申出に係る宅地の面積の合計及び集合農地区的面積からみて、当該申出に係る宅地のすべてを指定することが困難であると認めるときは、規約、定款又は施行規程で定めるところにより、公正な方法で選考して、これらの宅地の

一部を指定することができる。

3 施行者は、第一項の規定による申出に係る宅地の面積の合計が前項の規約、定款又は施行規程で定める規模に満たない場合においては、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。同項ただし書の規定による選考の結果同項の規定による指定をしないこととした宅地についても、同様とする。

4 第十四条第三項の規定は第二項の規定による指定期又は前項の規定による決定をした場合について、同条第四項の規定は第二項の規定による指定期をした場合について準用する。（集合農地区への換地）

第十九条 前条第二項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を集合農地区内に定めなければならない。

（義務教育施設用地）

第二十条 特定土地区画整理事業の換地計画においては、土地区画整理法第九十五条第三項の規定による場合のほか、義務教育施設が設置されることにより当該換地計画に係る区域内に居住する者の受けける利便に応じて、一定の土地を換地として定めないで、その土地を義務教育施設用地として定めることができる。この場合においては、この土地は、換地計画において、換地とみなされるものとする。

2 施行者は、前項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第二百二条第四項の規定による公告があつた日における從前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第二百九条第二項の規定は、この場合について準用する。（申出を受理する者に関する特例）

第二十二条 施行者が土地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第十四条第一項、第十五条第一項又は第十八条第一項の規定による申出は、土地区画整理法第十四条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。（土地区画整理法の準用等）

3 第一項の義務教育施設用地については、換地計画において、金銭により清算すべき額に関し特別の定めをすることができる。

4 土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第一項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合について、同法第二百四条第八項の規定は第一項の規定により換地計画において定められた換地について準用する。

する。（公営住宅等の用地）

第二十一条 土地区画整理法第三条第三項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定により施行する特定土地区画整理事業の換地計画においては、公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の面積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

（住宅街区整備促進区域の規定）

第二十四条 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に住宅街区整備促進区域を定めることができる。

一 都市計画法第八条第一項第一号の第二種居住専用地域内で、かつ、同項第三号の高度利用地区内にあること。

二 当該区域内の土地の大部分が建築物その他

の工作物の敷地として利用されていないこと。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第二百二条第四項の規定による公告があつた日における從前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対する賠償金を交付しなければならない。同法第二百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

（申請を受理する者に関する特例）

第二十二条 施行者が土地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第十四条第一項、第十五条第一項又は第十八条第一項の規定による申出は、土地区画整理法第十四条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

3 都府県知事又は市町村は、住宅街区整備促進区域に関する都市計画と併せて、当該区域が良好な住宅街区として整備されるために必要な公共施設に関する都市計画を定めなければならない。

4 当該区域を住宅街区として整備すること。

（宅地の所有者等の責務）

第二十五条 住宅街区整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、当該区域内の宅地について、できる限り速やかに、住宅街区整備事業を施行する等により、当該住宅街区整備促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。

法第二百二十三条から第二百二十六条まで、第二百二十七条の二、第二百二十九条及び第二百四十四条の規定の適用については、この章の規定は、同法の規定とみなす。

（住宅街区整備促進区域の規定）

第二十四条 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に住宅街区整備促進区域を定めることができる。

一 都市計画法第八条第一項第一号の第二種居住

専用地域内で、かつ、同項第三号の高度利

用地区内にあること。

二 当該区域内の土地の大部分が建築物その他

の工作物の敷地として利用されていないこと。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第二百二条第四項の規定による公告があつた日における從前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対する賠償金を交付しなければならない。同法第二百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

（申請を受理する者に関する特例）

第二十二条 施行者が土地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第十四条第一項、第十五条第一項又は第十八条第一項の規定による申出は、土地区画整理法第十四条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

3 都府県知事又は市町村は、住宅街区整備促進区域に関する都市計画と併せて、当該区域が良好な住宅街区として整備されるために必要な公共施設に関する都市計画を定めなければならない。

4 当該区域を住宅街区として整備すること。

（宅地の所有者等の責務）

第二十五条 住宅街区整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、当該区域内の宅地について、できる限り速やかに、住宅街区整備事業を施行する等により、当該住宅街区整備促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。

(建築行為等の制限)

第二十六条 住宅街区整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、都府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為についてはこの限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

一 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合する建築物の新築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、当該住宅街区整備事業の施行を困難にしないもの

ロ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一項の規定によると告示の日において当該区域内の宅地による告示の日において所有権若しくは借地権を有していた者又はその一般承継人が次号ロに規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ 次条において準用する第八条第四項の規定により買取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する土地の形質の変更

二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画

に適合する建築物の新築

ロ 前号ロに規定する者が行う自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で第七条第二項第二号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

ハ 次条において準用する第八条第四項の規定により買取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築の新築、改築又は増築

三 第一項の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

四 第一項の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

五 施設住宅敷地 一個の施設住宅の敷地である一団の土地をいう。

六 施設住宅の一部 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる施設住宅の部分(同条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む。)をいう。

七 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

八 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

九 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十一 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十二 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十三 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十四 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十五 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十六 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十七 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十八 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十九 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十一 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十二 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十三 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十四 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十五 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十六 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十七 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

に定められた施行区域をいう。

四 施設住宅 住宅街区整備事業によつて建設される共同住宅で施行者が処分する権限を有するもの及びその附帯施設をいう。

五 施設住宅敷地 一個の施設住宅の敷地である一団の土地をいう。

六 施設住宅の一部 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる施設住宅の部分(同条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む。)をいう。

七 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

八 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

九 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十一 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十二 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十三 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十四 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十五 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十六 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十七 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十八 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十九 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十一 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十二 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十三 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十四 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十五 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十六 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十七 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十八 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十九 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

となる事由がない限り、住宅街区整備事業を行ふものとする。

四 施設住宅 住宅街区整備事業によつて建設される共同住宅で施行者が処分する権限を有するもの及びその附帯施設をいう。

五 施設住宅敷地 一個の施設住宅の敷地である一団の土地をいう。

六 施設住宅の一部 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる施設住宅の部分(同条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む。)をいう。

七 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

八 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

九 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十一 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十二 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十三 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十四 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十五 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十六 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十七 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十八 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

十九 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十一 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十二 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十三 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十四 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十五 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十六 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十七 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十八 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

二十九 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

その敷地内に相当の空地を有するものとなるよう定めること。

(都市計画事業として施行する住宅街区整備事業)

第三十二条 施行区域内の土地についての住宅街区整備事業は、都市計画事業として施行する。

2 都市計画法第六十条から第七十四条までの規定は、都市計画事業として施行する住宅街区整備事業には適用しない。

第二節 施行者

第一款 個人施行者

(施行の認可)

第三十三条 第二十九条第一項の規定により住宅街区整備事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者には規準及び事業計

画を定め、数人共同して施行しようとする者には規約及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、その住宅街区整備事業の施行について都府県知事の認可を受けなければならない。

2 都府県知事は、前項の規定による認可をしよ

うとするときは、あらかじめ、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見を聽かなければならぬ。

3 第二十九条第一項の規定による施行者(以下この章及び第八章において「個人施行者」とい

う)が施行区域内の土地について施行する住宅街区整備事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。ただし、同法第七十九

条、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、この限りでない。

(規準又は規約)

第三十四条 前条第一項の規準又は規約には、次の各号(規準にあつては、第五号から第七号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならない。

一 住宅街区整備事業の名称

二 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名稱

三 住宅街区整備事業の範囲

四 事務所の所在地

五 費用の分担に関する事項

六 業務を代表して行う者を定めるときは、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項

七 会議に関する事項

八 事業年度

九 公告の方法

十 その他政令で定める事項

(事業計画)

三十五 条第三十三条第一項の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)、設計の概要、事業施行期間、資金計画、施設住宅を建設すべき土地の区域(以下この章において「施設住宅区」という)及び施設住宅内の住宅の予定戸数を定めなければならない。

三十六 条 土地区画整理法第七条の規定は第三十三条第一項の事業計画を定めようとする者には、建設省令で定める。

三十七 条 第二十九条第二項に規定する住宅街区整備組合(以下この章において「組合」という)を設立しようとする者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、その組合の設立について都府県知事の認可を受けなければならない。

三十八 条 第二十九条第二項の規定は、第三十七条第二項を除く。)及び第十一条から第十三条までの規定は第二十九条第一項の規定による認可を申請しようとする者について、同法第九条(第二項を除く。)及び第十一条から第十三条までの規定は第二十九条第一項の規定による住宅街区整備事業について準用する。

第二款 住宅街区整備組合

(設立の認可)

三十九 条 第三十五条の規定は、第三十七条第一項の事業計画について準用する。

(事業計画)

四十 条 組合は、法人とする。

(名称の使用制限)

四十一 条 組合は、その名称中に住宅街区整備組合という文字を用いなければならない。

四十二 条 組合が施行する住宅街区整備事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。

四十三 条 土地区画整理法第二十五条第二項の規定は、前項の規定について準用する。

(参加組合員)

三十九 条 第三十五条の規定は、第一項の規定によるとおり認められる。

四十 条 組合が施行する住宅街区整備事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。

セント以上となるように定め、施設住宅内の住宅の規模は、住宅を必要とする労働者の居住の用に供するのにふさわしいものとなるよう定めなければならない。

三十九条 前条第一項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合の名称

二 施行地区(施行地区及び工区)に含まれる地域の名稱

三 事業の範囲

四 事務所の所在地

五 参加組合員に関する事項

六 費用の分担に関する事項

七 役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項

八 総会に関する事項

九 総代会を設けるときは、総代及び総代会に開催する事項

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 その他政令で定める事項

(組合の法人格)

十三 組合は、法人とする。

(名称の使用制限)

十四 条 組合は、その名称中に住宅街区整備組合といふべき文字を用いなければならない。

十五 条 組合が施行する住宅街区整備事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地

権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。

十六 条 土地区画整理法第二十五条第二項の規定は、前項の規定について準用する。

(参加組合員)

十七 条 組合が施行する住宅街区整備事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。

十八 条 土地区画整理法第二十五条第二項の規定は、前項の規定について準用する。

(参加組合員)

方公共団体、日本住宅公團、地方住宅供給公社その他住宅の建設及び賃貸又は譲渡を行うことを主たる目的のとする法人で政令で定めるものであつて、組合が施行する住宅街区整備事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

(総会の組織)

第四十四条 組合の総会は、総組合員で組織する。

(総会の議決事項等)

第四十五条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画の変更

三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

四 経費の收支予算

五 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

六 賦課金の額及び賦課徴収の方法

七 換地計画

八 仮換地の指定

九 保留地及び事業の施行により組合が取得する施設住宅の一部等の処分方法

十 事業の引継ぎについての同意

十一 第百条第一項の管理規約

十二 その他定款で定める事項

(総会の会議及び議事)

第四十六条 総会の会議は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合員の半数以上が出席長について準用する。

(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案及び同報告書)

2 前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項、同項第十号及び第十一号に掲げる事項並びに組合の解散及び合併の決定に関する総会の議事は、前項の規定にかかわらず、組合員の三分の二以上が出席し、施行出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地について所有権を有する出席者の議決権及び施行地区内の宅地について借地権を有する出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。土地区画整理法第十八条後段の規定は、この場合について準用する。

3 土地区画整理法第三十四条第三項の規定は、総会の議事について準用する。

(総会の部会)

第四十七条 組合は、施行地区が工区に分かれているときは、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を設け、工区内の宅地及び建築物に関し、第四十五条第一項第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる事項についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

2 総会の部会は、その部会の設けられる工区に關係のある組合員で組織する。

3 前条第一項及び第二項並びに土地区画整理法第三十二条第二項から第五項まで及び第八項、第三十三条並びに第三十四条第三項の規定は、総会の部会について準用する。

(総代会)

第四十八条 組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあっては、組合員二十人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総会に代わって行う権限は、次に掲げる事項以外の事項に関する総会の権限とする。

4 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第四十六条第一項(第四十七条第三項及び第二項(第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。)

5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

6 土地区画整理法第三十八条第六項の規定は、代理人について準用する。

2 前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項、同項第十号及び第十一号に掲げる事項並びに組合の解散及び合併の決定に関する総会の議事は、前項の規定にかかわらず、組合員の三分の二以上が出席し、施行出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地について所有権を有する組合員の権限を有する組合員は、政令で定めるところにより取得するため、賦課金として参加組合員以外の組合員に對して金銭を賦課徴収することができる。

2 参加組合員は、政令で定めるところにより、換地計画において定めるところにより取得することとなる施設住宅の一部等の価額に相当する額の負担金及び組合の事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。

3 組合は、組合員が賦課金、負担金又は分担金の納付を怠つたときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。

4 土地区画整理法第四十条第二項の規定は賦課金について、同法第四十一条(第二項を除く。)の規定は賦課金、負担金、分担金又は過怠金を滞納する者がある場合について、同法第四十二条の規定は賦課金、負担金、分担金及び過怠金を徴収する権利について準用する。

(土地区画整理法の準用)

第五十一条 土地区画整理法第七条の規定は第三十七条第一項の事業計画を定めようとする者について、同法第十八条及び第十九条の規定は第三十七条第一項の規定による認可を申請しようとする者について、同法第二十条、第二十一条(第二項を除く。)、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで、第三十九条及び第四十三条までの規定は組合について準用する。

(施行規程及び事業計画の決定等)

第三款 都府県及び市町村

第五十二条 都府県又は市町村は、第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行しようとするとときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画(資金計画に係る部分を除く。)については、建設省令で定めるところにより、都府県にあつて

昭和五十年六月五日 衆議院会議録第二十六号(二) 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案及び同報告書

八九〇

ては建設大臣の、市町村にあつては都府県知事の認可を受けなければならない。

2 都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について事業計画を定めたときは、都府県にあつては前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第二項の規定による認可とみなす。第三十三条规定第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(施行規程)
第五十三条 前条第一項の施行規程は、当該都府県又は市町村の条例で定める。

2 施行規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 住宅街区整備事業の名称

二 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名稱

三 住宅街区整備事業の範囲

四 事務所の所在地

五 費用の分担に関する事項

六 住宅街区整備事業の施行により施設者が取 得する施設住宅の一部等の処分方法に関する事項

七 保留地を定めようとする場合においては、保留地の処分方法に関する事項

八 住宅街区整備審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。)

九 その他政令で定める事項
(事業計画)

第五十四条 第三十五条の規定は、第五十二条第一項の事業計画について準用する。

(住宅街区整備審議会の設置)

第五十五条 都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業ごとに、都府県又は市町村に、住宅街区整備審議会

2 (以下この款において「審議会」という。)を置く。
2 土地区画整理法第五十六条第二項から第四項までの規定は、審議会の設置について準用する。

(審議会の組織)
第五十六条 審議会は、五人から二十人までの範囲において、政令で定める基準に従つて施行規程で定める数の委員をもつて組織する。

(土地区画整理法の準用)
第五十七条 土地区画整理法第五十五条及び第五十八条から第六十五条までの規定は、都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について準用する。

(第四款) 日本住宅公団及び地方住宅供給公社
(施行規程及び事業計画の認可)

第五十八条 日本住宅公団(以下この章において「公団」という。)又は地方住宅供給公社(以下この章において「地方公社」という。)は、第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣(市のみが設立した地方公社にあつては都府県知事とし、次条において「建設大臣等」という。)の認可を受けなければならない。

2 公団又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業については、公団にあつては前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第三項の規定による承認による認可と、その他の地方公社にあつては前項の規定による認可をもつて同条第一項の規定による認可とみなす。第三十三条规定第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(施行規程及び事業計画)

第五十九条 公団又は地方公社は、前条第一項の規定による認可の申請をしようとするときは、

第三項の規定により聽取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

2 第五十三条第二項の規定は前条第一項の施行規程について、第三十五条の規定は前条第一項の事業計画について準用する。

2 第五十七条の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)中区分についての異議申立ての審理に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

3 公団又は地方公社は、事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聽かなければならぬ。

4 建設大臣等は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、施行規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 当該住宅街区整備事業に關係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該住宅街区整備事業に關係のある水面について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された施行規程及び事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

6 都府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、遅滞なく、当該意見書について都市計画地方審議会の意見を聴き、その意見を付して、これを建設大臣に送付しなければならない。ただし、当該意見書が市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係るものであるときは、これを建設大臣に送付することを要しない。

7 都府県知事は、第五項の期間内に公団又は地方公社(市のみが設立したもの)を除く。が定めた施行規程及び事業計画について意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

8 建設大臣等は、第五項の規定により提出されれた意見書の内容を審査し、その意見書に係る意

見を採択すべきであると認めるときは、公団又は地方公社に對し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

9 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)中区分についての異議申立ての審理に係る規定を準用する。

10 公団又は地方公社が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えたとき(政令で定める軽微な修正を加えたときを除く。)は、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行なうべきものとする。

11 建設大臣等は、前条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、関係

都府県知事及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

12 市町村長は、第八十三条において準用する土地地区画整理法第一百三条第四項の規定による公告の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

13 公団又は地方公社は、第十一項の規定による公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

14 公団又は地方公社は、施行規程又は事業計画を変更しようとするときは、建設大臣等の認可を受けなければならない。

15 第一項の規定は前項の規定による認可の申請をしようとするときについて、第三項から第十

項までの規定は施行規程又は事業計画を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。)について、第十一項から第十三項までの規定は前項の規定による認可をしたときについて準用する。

(住宅街区整備審議会の設置及び組織)

第六十条 公團又は地方公社が第一十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業ごとに、公團又は地方公社に、住宅街区整備審議会(以下この款において「審議会」という。)を置く。

2 土地区画整理法第五十六条第二項から第四項までの規定は審議会の設置について、第五十六条の規定は審議会の組織について準用する。

(審議会の委員及び評価員の公務員たる性質)

第六十一条 審議会の委員及び次条において準用する土地区画整理法第六十五条第一項の規定により選任される評価員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(土地区画整理法の準用)

第六十二条 土地区画整理法第五十八条から第六十五条までの規定は、公團又は地方公社が第一十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について準用する。

第三節 住宅街区整備事業の施行

第一款 通則

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第六十三条 施行者となる者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、住宅街区整備事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入りらせることができる。ただし、個人施行者となるうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者若しくは委任した者に立ち入りらせることができる。ただし、個人施行者となるうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者若しくは委任した者に立ち入りらせることがあるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入りらせることがある。

又は個人施行者若しくは組合にあつては、あらかじめ、市町村長の許可を受けた場合に限る。

昭和五十年六月五日 衆議院会議録第二十六号(二)

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案及び同報告書

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が存し、又はかかる等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第六十四条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行つた後、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都府県知事が許可を受けて当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する証明書又は許可証は、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第六十五条 第六十三条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書及び個人施行者となるうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者若しくは組合にあつては、市町村長の許可証を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第六十六条 施行者となる者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第六十三条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日は、都府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 第二項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しない場合は、当該土地を、換地計画においてその宅地についての換地を既存住宅区内に定められる

3 三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が存し、又はかかる等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

(建築行為等の制限)

第六十七条 次に掲げる公告があつた日後、第八条第四項の規定による公告がある日までは、施行地区内において、住宅街区整備事業の施行に係るおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都府県知事の許可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第七十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

べき宅地として指定しなければならない。

2 前条第一項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公報又は事業計画の変更についての認可の公報にあつては、從前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入することとする事業計画の変更に係るものに限る。）があつた日から起算して六十日以内に宅地の所有者から前項の規定による指定を希望しない旨の申出があつたときは、同項の規定にかかるわらず、当該宅地については、同項の規定による指定をしないことがで

きる。（あつた旨の申出があつたと見て、施行地区に編入することとする事業計画の変更に係るものに限る。）があつた日から起算して六十日以内に宅地の所有者から前項の規定による指定を希望しない旨の申出があつたときは、同項の規定にかかるわらず、当該宅地については、同項の規定による指定をしないことがで

前項の規定による決定は、第二項の期間の経過後、遅滞なくしなければならない。

7 施行者は、第一項の規定による指定をしたときは当該宅地の所有者に對し、第四項の規定による指定又は第五項の規定による決定をしたときは第二項又は第三項の規定による申出をした者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

8 施行者は、第一項又は第四項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（集合農地区への換地の申出等）

第六十九条 第十八条の規定は、第三十五条第二項（第三十九条、第五十四条及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画において集合農地区が定められた場合について準用する。この場合において、第十八条第一項第一号中「第七条第三項に規定する公告」とあるのは、「第六十七条第一項各号に掲げる公告」と読み替えるものとする。

（申出を受理する者に関する特例）

第七十条 第二十二条の規定は、第六十八条第二項若しくは第三項の規定又は前条において準用する第十八条第一項の規定による申出の受理について準用する。この場合において、第二十二条中「土地区画整理組合」とあるのは「住宅街区整備組合」と「土地区画整理法第十四条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

（土地区画整理法の適用）

第七十一条 土地区画整理法第七十四条及び第七十七条から第八十五条までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

（換地計画の決定及び認可）

第七十二条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人

施設者、組合、市町村、公団又は地方公社であるときは、建設省令で定めるところにより、そ

の換地計画について都府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第八十六条第二項及び第三項の規定は、前項の換地計画について準用する。

3 施行計画においては、建設省令で定めたところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

（一）換地設計

（二）各筆換地明細

（三）各筆各権利別清算金明細

（四）施行者が取得することとなる施設住宅の一部等及び組合の参加組合員に与えられることとなる施設住宅の一部等の明細

（五）前号に掲げるもののほか、保留地その他特別の定めをする土地の明細

（六）その他の建設省令で定める事項

（七）宅地の立体化

（八）宅地の立体化の基準

（九）宅地の立体化

（十）宅地の立体化

（十一）宅地の立体化

（十二）宅地の立体化

（十三）宅地の立体化

（十四）宅地の立体化

（十五）宅地の立体化

（十六）宅地の立体化

（十七）宅地の立体化

（十八）宅地の立体化

（十九）宅地の立体化

（二十）宅地の立体化

めることにより、第一項の規定によらないで金銭により清算すべき旨の申出をすることがで

きる。

4 施行者は、前項の規定による申出があつたときは、当該宅地又は借地権について、第一項の規定にかかるわらず、換地計画において施設住宅の一部等が与えられるよう定めないで、金銭により清算するものとする。

5 换地計画においては、組合の定款により施設住宅の一部等が与えられるよう定められた参加組合員に対しては、施設住宅の一部等が与えられるよう定めなければならない。

6 换地計画においては、第一項又は前項の規定により一般宅地の所有者等に与えられるよう定められた施設住宅の一部等以外の施設住宅敷地又はその共有持分は、施行者に帰属するよう定めなければならない。

7 换地計画においては、第一項又は前項の規定により一般宅地の所有者等に与えられるよう定められた施設住宅の一部等が与えられるよう定められた参加組合員に対しては、施設住宅の一部等が与えられるよう定めなければならない。

8 换地計画においては、第一項又は前項の規定により一般宅地の所有者等に与えられるよう定められた施設住宅の一部等が与えられるよう定められた参加組合員に対しては、施設住宅の一部等が与えられるよう定めなければならない。

9 施行者は、前項の規定により換地計画において施設住宅の一部等を与えるよう定められた組合の定款により指定期定された宅地及び第六十九条において準用する第十八条第二項の規定により指定された宅地以外の宅地（以下この章及び第七十条第二項において「一般宅地」といいう。）又は一般宅地について存する借地権について、換地計画において、換地又は借地権の目得となるべき宅地若しくはその部分を定めないと、一般宅地以外の宅地について権利を有する者との間の利害の衝突に十分の考慮を払わなければならぬ。

（宅地の立体化の基準）

第七十五条 前条第一項の規定により換地計画において施設住宅の一部等を与えるよう定められた組合の定款により指定期定された宅地及び第六十九条において準用する第十八条第二項の規定により指定された宅地以外の宅地（以下この章及び第七十条第二項において「一般宅地」といいう。）又は一般宅地について存する借地権について、換地計画において、換地又は借地権の目得となるべき宅地若しくはその部分を定めないと、一般宅地以外の宅地について権利を有する者との間の利害の衝突に十分の考慮を払わなければならぬ。

（宅地の立体化）

第七十六条 换地計画においては、良好な居住条件を確保し、又は施設住宅の合理的利用を図るために必要なときには、前条第一項の規定によれば床面積が過小となる施設住宅の一部の床面

積を増して適正なものとすることができる。
2 前項の過小な床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が定める。この場合において、施行者が組合であるときは、総会の議決を、都府県、市町村、公団又は地方公社であるときは、住宅街区整備審議会の議決を経なければならない。

3 搢地計画においては、第七十四条第一項及び前項第一項の規定によれば前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく小である施設住宅の一部を与えることとなる一般宅地又は一般宅地に存する借地権については、第七十四条第一項の規定にかかわらず、施設住宅の一部等を与えないよう定めることができる。

(既存住宅区への換地)

第七十七条 第六十八条第一項又は第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を既存住宅区内に定めなければならない。

(集合農地区への換地)

第七十八条 第十九条の規定は、第六十九条において準用する第十八条第二項の規定により指定された宅地について準用する。

(義務教育施設用地)

第七十九条 搢地計画においては、第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第九十五条第三項の規定による場合のほか、義務教育施設が設置されることにより当該換地計画に係る区域内に居住する者の受けれる利便に応じて、一定の土地を換地として定めないで、その土地を義務教育施設用地として定めることができる。この場合においては、この土地は、換地計画において、換地とみなされるものとする。

2 第二十条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

第八十条 第二十九条第一項又は第二項の規定による場合は、換地計画について准用する。

2 前項の過小な床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が定める。この場合において、施行者が組合であるときは、総会の議決を、都府県、市町村、公団又は地方公社であるときは、住宅街区整備審議会の議決を経なければならない。

3 搢地計画においては、第七十四条第一項及び前項第一項の規定によれば前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく小である施設住宅の一部を与えることとなる一般宅地又は一般宅地に存する借地権については、第七十四条第一項の規定にかかわらず、施設住宅の一部等を与えないよう定めることができる。

2 第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業の換地計画においては、その住宅街区整備事業の換地計画においては、その住宅街区整備事業の施行後の宅地の価額の総額及び一般宅地の所有者又は一般宅地について借地権を有する者が取得することとなる施設住宅の一部の価額の合計額から施行者が住宅街区整備事業の施行により取得することとなる施設住宅敷地又は施設住宅敷地の共有持分の価額の総額を控除した価額がその住宅街区整備事業の施設住宅の価額の総額を超えるときは、住宅街区整備事業の施行の費用に充てるため、その差額に相当する金額を超えない価額の一定の差額を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。

3 土地区画整理法第九十六条第三項の規定は、前項の規定により保留地を定めようとする場合について準用する。

(換地計画の変更)

第八十一条 個人施行者、組合、市町村、公団又は地方公社は、換地計画を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く)は、建設省令で定めるところにより当該換地計画に係る区域に居住する者の受けれる利便に応じて、一定の土地を換地として定めないで、その土地を換地として定めることができる。

2 第八十二条第一項の規定により換地計画において定められた施設住宅敷地又はその共有持分は、前条において準用する土地区画整理法第八十条第三項の規定によるとおり、施行者が、住宅街区整備事業の施行により取得した施設住宅の一部等を譲渡しようとするときは、当該施設住宅の一部等の明細、譲渡予定価額その他建設省令で定める事項を、建設省令で定めるところにより、都府県知事に届け出なければならない。ただし、前条の規定により譲渡するとき、又は地方公共団体、公団若しくは地方公社(以下この条において「地方公共団体等」という)若しくは組合の参加組合員に譲渡するときは、この限りでない。

3 建物の区分所有等に関する法律第一条に規定する建物の部分若しくは附属の建物で換地計画において施設住宅の共用部分と定められたものがあるとき、又は換地計画において定められた施設住宅の共用部分の共有持分が同法第四条第一項若しくは第十条の規定に適合しないとき第八条ただし書の規定による規約とみなす。

2 土地区画整理法第九十七条第二項及び第三項の規定は、換地計画の変更について準用する。

(土地区画整理法の準用)

第八十二条 土地区画整理法第八十八条から第九十二条まで、第九十四条及び第九十五条の規定は、換地計画について準用する。

第九十二条第三項に係る部分は、第六十八条第一項の規定により指定された宅地についての換地に関しては、適用しない。

第三款 収換地の指定、換地処分、減価補償金、清算及び権利関係の調整

2 第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業の換地計画においては、その住宅街区整備事業の施行後の宅地の価額の総額及び一般宅地の所有者等が取得する施設住宅の一部等以外の施設住宅の一部等の帰属等)準用する。

第八十三条 土地区画整理法第三章第三節から第七節までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

(土地区画整理法の準用)

第八十四条 第七十四条第五項の規定により換地計画において施設住宅の一部等を与えられるよう定められた参加組合員は、前条において準用する土地区画整理法第八十三条第四項の規定による公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、施設住宅の一部等を取得するものとする。

第八十五条 第二十九条第一項又は第二項の規定による施行者は、住宅街区整備事業の施行により取得した施設住宅の一部等を譲渡しようとするときは、当該施設住宅の一部等の明細、譲渡予定価額その他建設省令で定める事項を、建設省令で定めるところにより、都府県知事に届け出なければならない。ただし、前条の規定により譲渡するとき、又は地方公共団体、公団若しくは地方公社(以下この条において「地方公共団体等」という)若しくは組合の参加組合員に譲渡するときは、この限りでない。

2 都府県知事は、前条の規定による届出があつたときは、当該届出に係る施設住宅の一部等の買取りを希望する地方公共団体等のうちから買取りの協議を行おう者を定め、その者が買取りの協議を行おう旨を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前条の規定による通知は、届出があつた日から起算して三週間以内に行うものとする。

第九十二条第三項に係る部分は、第六十八条第一項の規定により指定された宅地についての換地は利便のため必要なもの又は公営住宅等の用に供されるように処分しなければならない。(生活再建等のための施設住宅の一部等の優先譲渡)

第八十六条 施行者は、一般宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の一般宅地を使用し、又は収益することができる権利を有していた者(以下この条において「一般宅地の所有者等」という)で住宅街区整備事業の施行に伴い生活の基礎を失うこととなるものについて生活再建のための措置を講ずる必要があるとき、その他特別の事情があるときは、規準、規約、定款又は施行規程で定めるところにより、一般宅地の所有者等に対して、施行者が住宅街区整備事業の施行により取得した施設住宅の一部等譲り受けける機会を与えなければならない。

施設その他の施設で居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要なもの又は公営住宅等の用に供されるように処分しなければならない。(生活再建等のための施設住宅の一部等の優先譲渡)

第八十七条 第二十九条第一項又は第二項の規定による施行者は、住宅街区整備事業の施行により取得した施設住宅の一部等を譲渡しようとするときは、当該施設住宅の一部等の明細、譲渡予定価額その他建設省令で定める事項を、建設省令で定めるところにより、都府県知事に届け出なければならない。ただし、前条の規定により譲渡するとき、又は地方公共団体、公団若しくは地方公社(以下この条において「地方公共団体等」という)若しくは組合の参加組合員に譲渡するときは、この限りでない。

2 都府県知事は、前条の規定による届出があつたときは、当該届出に係る施設住宅の一部等の買取りを希望する地方公共団体等のうちから買取りの協議を行おう者を定め、その者が買取りの協議を行おう旨を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前条の規定による通知は、届出があつた日から起算して三週間以内に行うものとする。

4 都府県知事は、第二項の場合において、当該届出に係る施設住宅の一部等の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、当該届出をした者及び市町村長に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

5 第二項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る施設住宅の一部等の買取りの協議を行うことを拒んではならない。

6 第一項の規定による通知を受けた者は、当該届出をした日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日又は時までの間、当該届出に係る施設住宅の一部等を当該地方公共団体等以外の者に譲渡してはならない。

7 第一項の規定による通知があつた場合、当該通知があつた日から起算して三週間を経過する日(その期間内に施設住宅の一部等の買取りの協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時)

二 第四項の規定による通知があつた場合、当該通知があつた時

三 第三項に該当する期間内に第二項又は第四項の規定による通知がなかつた場合、当該届出をした日から起算して三週間を経過する日

7 市町村長は、第四項の規定による通知があつたときは、住宅を必要とする労働者が当該施設住宅の一部等を取得できるようあつせんすることに努めなければならない。

(財産の処分に関する法令の規定の適用の特例) 第八十八条 施行者が都府県又は市町村であるときは、住宅街区整備事業の施行により取得した施設住宅の一部等の処分については、当該都府県又は市町村の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(先取特権) 第八十九条 第八十三条において準用する土地区画整理法第百十条第一項の清算金(一般宅地又は一般宅地について存する借地権について徴収

すべき清算金に限る。次項において同じ。)を徵収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる施設住宅の一部の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第八十三条において準用とみなし、前項の規定に従つて登記は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百三十一条第一項本文の規定に従つて登記とみなす。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項の規定に従つて登記は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百三十一条第一項、第八十四条の見出し、同条第一項、第八十六条(見出しを含む)、第八十七条(見出しを含む)、第八十八条、第九十四条、第一百七十二条第二項、第一百六十六条第三号

第四十五条第一項第九号、第五十条第二項、第五十三条第二項第六号、第七十三条第四号、第七十四条第五項、第七十五条第一項、第八十四条の見出し、同条第一項、第八十六条(見出しを含む)、第八十七条(見出しを含む)、第八十八条、第九十四条、第一百六十六条第三号

施設住宅の一部等

施設住宅又は施設住宅敷地に関する権利

第七十六条第三項	第七十四条第一項及び前条第一項
第七十七条第一項	第七十四条第一項の規定にかかるわらず、施設住宅の一部等
第七十八条第一項	施設住宅又は施設住宅敷地に関する権利
第七十九条	施設住宅の一部等(第二十八條第七号に規定する施設住宅の一部等をいう。以下この条において同じ。)

第四節 費用の負担等

(費用の負担) 第八十三条において準用する土地区画整理法第百四条の規定にかかわらず、当該一般

2 前項の規定により換地計画を定めた場合においては、第八十三条において準用する土地区画

第三項の規定は適用しない。

3 前項の規定により換地計画を定めた場合においては、第八十三条において準用する土地区画整理法第百四条の規定にかかるわらず、当該一般

宅地について存する権利は、第八十三条において準用する土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があつた日が終了した時において定められたところにより、これを取得すべき者が取得する。

(地方公共団体の分担金) 第九十二条 公團又は地方公社が施行する住宅街区整備事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その住宅街区整備事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

(公共施設管理者の負担金) 第九十三条 施行者は、住宅街区整備事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることが

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、公團又は地方公

2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ個人施行者又は組合が施行する住宅街区整備事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理とされるべき者の承認を得、その他の住宅街区整備事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理とされるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めおかなければならぬ。(資金の融通等)

第九十四条 国及び地方公共団体は、施行者及び第八十六条の規定により施設住宅の一部等を譲り受けた者に対し、住宅街区整備事業の施行又は施設住宅の一部等の譲受けに必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

第五節 雜則

第九十五条 建設大臣は都府県又は市町村に対し、都府県知事は市町村、組合又は個人施行者に対し、市町村長は組合又は個人施行者に対し、それぞれその施行する住宅街区整備事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 都府県知事は、組合又は個人施行者に対し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な措置を命ずることができる。(監督)

第九十六条 施行者に対する建設大臣又は都府県知事の監督については、前条に定めるもののか、土地区画整理法第二百二十二条から第二百二十六条までの規定を準用する。

(不服申立て) 第九十七条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一 第三十七条第一項又は第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第一項の規定による認可

二 第五十五条において準用する土地区画整理法第二十条第三項(同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

三 都府県又は市町村が第五十二条第一項の規定によつてする事業計画の決定(事業計画の変更を含む。)

四 第五十二条第一項又は第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十二項の規定による認可

五 第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第四項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定による通知

六 第五十八条第一項又は第五十九条第十四項の規定による認可

七 第五十九条第八項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による通知

八 第八十一条第二項において準用する土地区画整理法第九十七条第三項において準用する同法第八十条第四項(第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知

第九十八条 前条に規定するものを除くほか、組合、市町村、都府県、公団又は地方公社がこの法律(第四章を除く。以下この項において同じ。)又はこの法律に基づく命令に基づいてした処分その他公権力の行使に當たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服がある者は、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあつては都府県知事に対して、都府県、公団又は地方公社(市のみが設立したものと除く。)がした処分にあつては建設大臣に對して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求につき都府県知事がした裁決

2 前項の審査請求につき都府県知事がした裁決

に不服がある者は、建設大臣に對して再審査請求をすることができる。(技術的援助の請求)

第九十九条 個人施行者となろうとする者若しくは個人施行者又は組合を設立しようとする者若しくは組合は都府県知事及び市町村長に対し、住宅街区整備事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ住宅街区整備事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(建物の区分所有等に関する法律の特例等)

第一百条 施行者は、政令で定めるところにより、施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者が個人施行者、組合、市町村、公団又は地方公社であるときは、建設省令で定めるところによる法律第二十三条の規約とみなす。

2 前項の管理規約は、建物の区分所有等に関する法律第二十三条の規約とみなす。

(土地区画整理法の準用)

第一百一条 土地区画整理法第二百二十八条から第二百三十二条まで及び第二百三十三条までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

2 前項の規定は、住宅街区整備事業について準用する法律第二十三條の規定とみなす。

3 第一百二条 土地区画整理法第二百二十八條から第二百三十二条まで及び第二百三十三条までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

(公有水面の取扱い)

第一百二条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による埋立ての免許を受けた者がある場合においては、この法律の規定の適用については、その免許に係る水面を宅地とみなして、その者を宅地の所有者とみなす。

(許可の条件)

第一百三条 第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の許可には、良好な住宅街区を整備するための条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

2 前項の規定による条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

めに必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(監督処分)

第一百四条 都府県知事は、第七条第一項、第二百二十二条第一項又は第六十七条第一項の規定により付けた条件に違反した者は前条の規定により付けた条件に違反した者又は前条の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に對して、相当の期限を定めて、良好な住宅街地を開発し、又は良好な住宅街区を整備するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ぜることができる。

4 前項の規定により土地を原状回復し、又は建物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(大都市の特例)

第五百五条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(第二種生産緑地地区に関する都市計画についての要請)

第一百六条 特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する土地の区域内の農地等である宅地の所有者は、第十八条第一項(第六十九条において準用する場合を含む。)の規定による申出と併せて、当該申出に係る宅地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これららの権利に関する差押えの登記又はその宅地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の同意を得た上で、建設省令で定めるところにより、当該宅地についての換地に係る集合農地区内の土地の区域について都市計画に生産緑地法第四条第一項の規定による第二種生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に提出する。

2 特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する者は、前項の規定による申出があつ

たときは、第十八条第四項(第六十九条において準用する場合を含む。)において準用する第十一条第四項の規定による公告と併せて、その旨を公告しなければならない。

3 特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する者は、集合農地区内の土地の区域で、生産緑地法第四条第一項の規定による第二種生産緑地地区に関する都市計画に関する基準に適合し、かつ、当該土地の区域内の宅地に対する適用する從前の宅地の所有者のすべてから第一項の規定による申出があつたものについては、建設省令で定めるところにより、都市計画に同条

第一項の規定による第二種生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請するものとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第一百七条 土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域内の農地(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第二百二号)第二条に規定する特定市街化区域農地に該当するものを除く。)を転用して賃貸住宅を建設する場合においては、当該賃貸住宅が、農地所有者等賃貸住宅の一部は、当該利子補給契約に係る融資に係る賃貸住宅とみなす。

一 農地等である一般宅地を所有していた個人

(当該一般宅地に關し第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた後に相続又は遺贈によらないで当該一般宅地を取得した者を除く。)

二 その他農地等である一般宅地を所有している者で政令で定めるもの

(指導及び助言)

第一百八条 都府県及び市町村は、土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域に関する都市計画の目的を達成するため必要があると認めるときは、これらの区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者に対し、良好な住宅市街地の開発又は良好な住宅街区の整備に関する事項について指導及び助言を行うものとする。

(政令への委任)

2 次の各号の一に該当する者が、賃貸住宅の用に供するため、第八十六条の規定により施設住宅の一部等を譲り受ける場合において、当該賃貸住宅(その者が第八十三条において準用する場合を除く。)を該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

3 次の各号の一に該当する者(賃貸住宅の用に供するため、第八十六条の規定により施設住宅の一部等を譲り受ける場合において、当該賃貸住宅(その者が第八十三条において準用する場合を除く。)を該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

4 次の各号の一に該当する者(賃貸住宅の用に供するため、第八十六条の規定により施設住宅の一部等を譲り受ける場合において、当該賃貸住宅(その者が第八十三条において準用する場合を除く。)を該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

第一百十条 個人施行者(法人である個人施行者に

第八章 罰則

部で賃貸住宅の用に供されるものと含む。以下この項において同じ。)の規模、構造及び設備が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、当該賃貸住宅が同項第一号に掲げた条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、その者を同条第一項各号の一に該当する者と、当該施設住宅の一部等の譲受けを同条第二項に規定する特定賃貸住宅の建設とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、当該施設住宅の一部等の譲受けの資金について同法第二条第一項の規定により利子補給契約が結ばれたときは、当該賃貸住宅のうち、第八十三条において準用する土地区画整理法第百四条第六項の規定又は第九十条第二項の規定により取得された施設住宅の一部は、当該利子補給契約に係る融資に係る賃貸住宅とみなす。

2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けた職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に處する。

3 個人施行者等がその職務に関し請託を受けた第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に處する。

4 犯人又は情を知つた第三者の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

5 第百十一条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対して賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

6 第百十二条 第六十三条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

7 第百十三条 第百四条第一項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

8 第百十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第百十二条又は前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰

と、住宅街区整備組合に関しては「当該住宅街区整備組合」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
 2 道府県は、住宅街区整備組合が住宅街区整備事業の施行に伴い、施設住宅の敷地を取得し、又は施設住宅を新築した場合において、当該住宅街区整備組合の組合員（参加組合員を除く。）に当該不動産を譲渡したときは、当該住宅街区整備組合による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

附則第十一條の二第三項中「本項」の下に「及び第五項」を、「相続人を含む。」の下に「第五項並びに」を、「地上階数をいう。」の下に「第五項において同じ。」を加え、同条第六項中「附則第十一條の二第五項」を「附則第十一條の二第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 道府県は、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行地区内において特定市街化区域農地の所有者等であった者が、同法第八十六条の規定により施設住宅の一部（附則第十六条第二項に規定する中高層耐火建築物（地上階数四以上を有するものに限る。）の一部である貸家の用に供する住宅）を政令で定めるものに限り、その譲受けの日から引き継ぎ二年以上当該施設住宅の一部を貸家の用に供したときにおける当該施設住宅の一部の取得に対してその者に課する不動産取得税については、当該取得が同法の施行の日から昭和五十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、その者の当該施設住宅の一部の取得に係る不動産取得税額

（その一部を貸家の用に供する住宅にあつては、貸家の用に供する部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該不動産取扱税額から減額するものとする。

6 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する施設住宅の一部の取得に対して課する不動産取扱税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取扱税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「土地」とあるのは「施設住宅の一部」と、「前条第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第五項」と、「同号」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「施設住宅の一部」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第五項一号」とあるのは「附則第十一條の二第五項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「施設住宅の一部」と、「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第五項」と、「同号」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（租税特別措置法の一部改正）
 第十五条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第十二十六条）の一部を次のように改正する。
 第三十四条の二第二項第三号イ中「第四条第十一項」を「第四条第十二項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）
 第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
 「又は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第百二十二条）第一項第四号（定義）に規定する住宅街区整備事業」を加える。

（建設省設置法の一部改正）
 第二十一条 建設省設置法（昭和二十三年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
 第三条第五号の十三の次に次の二号を加える。

五の十四 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第一号）の施行に関する事務を

（法人税法の一部改正）
 第十七条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
 別表第一第一号の表中宗教法人の項の次に次のように加える。

住宅街区 整備組合	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第十二号）
--------------	--

（印紙税法の一部改正）
 第十八条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
 別表第二中社会福祉事業振興会の項の次に次のように加える。

（登録免許税法の一部改正）
 第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
 「又は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第百二十二条）第一項第四号（定義）に規定する住宅街区整備事業」を加える。

（二回国会開法第九一號）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
 本案は、大都市地域における住宅問題が一段と深刻化している実情にかんがみ、大都市地域において大量の住宅地の供給と良好な住宅街区整備を図るために、宅地開発協議会の制度を設けるとともに、土地区画整理事業の制度を定め、及び住宅街区整備事業の制度を設ける等特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

八九九

国及び関係地方公共団体は、大都市地域において新たに必要となる住宅地の供給を確保するため、相当規模の住宅市街地を開発する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

なお、大都市地域とは、首都圏の既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏の既成都市区域及び近郊整備区域又は中部圏の都市整備区域にある市町村(東京都の特別区を含む)の区域をいうものとする。

2 宅地開発協議会

首都圏、近畿圏及び中部圏の各圏域ごとに、国の関係行政機関、関係都道府県及び関係指定都市により宅地開発協議会を組織するものとし、同協議会は、住宅地を計画的に開発する事業の促進に関する協議を行うものとする。

3 土地区画整理促進区域

大都市地域の市街化区域のうち、一定の要件に該当する五ヘクタール以上の農地等の土地の区域について、都市計画に土地区画整理促進区域を定めることができるものとする。

本促進区域は、良好な住宅地としての整備を促進すべき区域であり、区域内の土地所有者等は、できる限り速やかに、土地区画整理事業等を実施するよう努めるものとし、区域指定後一年を経過してもその事業が実施されないとき等の場合は、市町村等の公的機関が土地区画整理事業を施行するものとする。

4 特定土地区画整理事業

(1) 土地区画整理促進区域内における土地区画整理事業を特定土地区画整理事業と称するものとし、事業計画、換地計画等に関するものとし、土地区画整理法の特例を設けるものとする。

(2) 本事業の事業計画においては、農業経営の存続を希望する者又は住宅経営を希望する者のために、集合農地地区(その面積は施

行地区面積のおおむね三〇%を限度とする)又は共同住宅区を定めることができるるものとし、換地計画においては、土地所有者の申出に基づき、その土地の換地を集合

農地区又は共同住宅区に定めることができるものとする。なお、共同住宅区に換地された土地の所有者は、自ら同地区に住宅を建設するものとする。

(3) その他本事業の換地計画においては、施行地区内の居住者の利便に応じて義務教育施設用地又はその代替地を定めることができるものとするほか、市町村等が施行する事業の換地計画においては、公営住宅等の用に供するため、一定の土地を保留地として定めができるものとする。

5 住宅街区整備促進区域

大都市地域の市街化区域のうち一定の要件に該当する一ヘクタール以上の農地等の土地の区域について都市計画に住宅街区整備促進区域を定めることができるものとする。

本促進区域は、住宅地の整備と併せて共同住宅を建設し、良好な住宅街区としての整備

を促進すべき区域であり、区域内の土地所有者等は、できる限り速やかに、住宅街区整備事業等を実施するよう努めるものとし、区域指定後二年を経過してもその事業が実施されないとき等の場合は、市町村等の公的機関が住宅街区整備事業を施行するものとする。

6 住宅街区整備事業

(1) 本事業は、住宅街区整備促進区域内において、特定土地区画整理事業に準じた手法による住宅地の整備と併せて立体換地による共同住宅の建設を行なう事業とし、事業の施行者は、個人施行者、住宅街区整備組合、市町村、都府県、日本住宅公団及び地方住宅供給公社である。

(2) 本事業の事業計画においては、施設住

宅区(その面積は施行地区面積のおおむね四〇%以上とする)を定めなければならないものとし、集合農地区等に換地を定められる土地以外の土地については、換地計画において、施設住宅区に建設される共同住宅の一部とその敷地の共有持分を与えるよう定めなければならないものとする。ただし、土地の所有者等から金銭により清算すべき旨の申出があつたときは、施行の限りでないものとする。

なお、施行者は、生活再建等のため必要があるときは、関係権利者に対し、本事業により施行者が取得する共同住宅の一部等を優先譲渡することができるものとする。

(3) その他本事業の事業計画においては、施行地区内に若干存する既存建築物等の敷地を一定の場所に換地するため既存住宅区を定めることができるものとし、集会農地区及び義務教育施設用地の設定について特定土地区画整理事業の規定を準用するものとする。

7 議案の修正議決理由

土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域内の農地を転用して一定の賃貸住宅を建設する場合には、農協等の金融機関からの融資について利子補給ができるものとする。

二 目次

目次

第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 宅地開発協議会(第四条)
第三章 土地区画整理促進区域(第五条—第九条)

第四章 特定土地区画整理事業(第十一条—第二十三条)

第五章 住宅街区整備促進区域(二十四条—第二十七条)

第六章 住宅街区整備事業(第二十八条—第三十二条)

第一節 施行者(第三十三条—第三十九条)

第二節 施行者(第五十七条)

第三節 住宅街区整備事業(第五十五条—第五十六条)

第四節 日本住宅公団及び地方住宅供給公社(第五十七条—第六十一条)

第五節 住宅街区整備事業の施行(第六十二条—第六十三条)

第六節 仮換地の指定、換地処分、減価補償金、清算及び権利関係の調整(第六十三条—第七十一条)

第七節 換地計画(第七十二条—第八十二条)

第八節 住宅街区整備事業の実施(第八十三条—第八十九条)

第九節 宅地の立体化手続の特別(第九十条)

付することに決した。

右報告する。

昭和五十年六月四日

建設委員長 天野 光晴

衆議院議長 前尾繁三郎殿
(小字及び一は修正)

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法

〔別紙〕

議案の修正議決理由

大都市地域における住宅需要の著しい増大にもかかわらず住宅地の供給が円滑に行われていない実情にかんがみ、大都市地域に大量の住宅地の供給と良好な住宅街区の整備とを図ろうとする本案の措置は、妥当なものと認めるが、なお、法律番号、公団法の名称等につき、所要の修正を加えることの必要を認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

第四節 費用の負担等（第九十一条—第九十一条）

四条

第七章 雜則（第九十五条—第一百一条）

第八章 嘲則（第一百十条—第一百二十二条）

第一章 総則
附則

（目的）

第一条 この法律は、大都市地域における住宅市街地の開発に関し、宅地開発協議会の制度を設けるとともに、土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域内における住宅地の整備又はこれと併せて行う中高層住宅の建設について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、大量の住宅地の供給と良好な住宅街区の整備とを図り、もつて大都市地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 大都市地域 都市の区域（特別区の存する区域に限る。）及び市町村でその区域の全部又は一部が首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三条）第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域をいう。

二 市街化区域 都市計画法（昭和四十三年法律第二百二号）第七条第一項の規定による市街化区域をいう。

三 土地区画整理事業 土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）による地区画整理事業をいう。

四 住宅街区整備事業 この法律で定めるところ

ろに従つて行われる土地の区画形質の変更、公共施設の新設又は変更及び共同住宅の建設に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

五 公共施設 土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設をいう。

六 宅地 土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。

七 借地権 借地法（大正十年法律第四十九号）第一条に規定する借地権をいう。

八 ○六十八農地等 生産緑地法（昭和四十九年法律第六号）第二条第一号に規定する農地等をいう。

九 集合農地区 農地等を集合すべき土地の区域をいう。

十 義務教育施設用地 義務教育施設の用に新たに供すべき土地又はその代替地をいう。

十一 公営住宅等 地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社その他の公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

（国及び関係地方公共団体の責務）

十二条 国及び関係地方公共団体は、大都市地域における住宅の需要及び供給に関する長期的見通しに基づき、新たに必要となる住宅地の供給を確保するため、相当規模の住宅市街地を開発する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（第二章 宅地開発協議会）

十三条 国及び関係地方公共団体は、大都市地域における住宅の需要及び供給に関する長期的見通しに基づき、新たに必要となる住宅地の供給を確保するため、相当規模の住宅市街地を開発する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（第三章 土地区画整理促進区域）

十五条 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に土地区画整理促進区域を定めることができる。

一 良好な住宅市街地として一体的に開発される自然的条件を備えていること。

二 当該区域が既に住宅市街地を形成している区域又は住宅市街地を形成する見込みが確実である区域に接続していること。

三 当該区域の土地の大部分が建築物の敷地として利用されていないこと。

（第四章 ヘクタール以上の規模の区域）

十六条 当該区域の大部分が都市計画法第八条第一項第一号の第一種居住専用地域、第二種居住専用地域又は住居地域内にあること。

十七条 土地区画整理促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の二第二項に定める事項のほか、住宅市街地としての開発の方針を定めるものとする。

（第五章 ヘクタール以上の規模の区域）

十八条 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

一 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ 主として住宅の建設の用に供する目的で行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の区画整理促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨

議会を組織する。

2 前項の協議を行うための会議（次項において「会議」という。）は、国の行政機関等の長又はその指名する職員及び宅地開発協議会が委嘱する関係市町村の長をもつて構成する。

3 会議において協議が調つた事項については、国の行政機関等は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 宅地開発協議会の庶務は、建設省計画局において処理する。

5 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

6 前項の協議を行つたための会議（次項において「会議」という。）は、国の行政機関等の長又はその指名する職員及び宅地開発協議会が委嘱する関係市町村の長をもつて構成する。

7 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

8 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

9 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

10 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

11 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

12 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

13 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

14 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

15 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

16 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

17 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

18 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

19 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

20 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

21 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

22 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

23 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

24 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

25 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

26 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会が定運営に関する必要な事項は、宅地開発協議会が定めること。

公共施設に関する都市計画を定めなければならない。

（宅地の所有者等の責務）

第六条 土地区画整理促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、当該区域内の宅地について、できる限り速やかに、土地区画整理事業を施行する等により、当該土地区画整理促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。

（建築行為等の制限）

第七条 土地区画整理促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、都府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

一 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ 主として住宅の建設の用に供する目的で行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の区画整理促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案及び同報告書

昭和五十年六月五日 衆議院会議録第二十六号〔〕

九〇一

の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する土地の形質の変更

二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ 前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

（1）階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

（2）主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

（3）容易に移転し、又は除却することができること。

（4）敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築

第一項の規定は、土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告（日本住宅公団又は宅地開発公団が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の認可の公告又は土地区画整理事業を施行する土地の区域の変更を含む事業計画の変更についての認可の公告）があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

4 都市計画法第五十三条の規定中市街地開発事務の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、土地区画整理促進区域内におい

ては、適用しない。
(土地の買取り)

第八条 都府県、市町村、日本住宅公団、地方住宅供給公社又は土地開発公社は、都府県知事に

対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 都府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 都府県知事（前項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、土地区画整理促進区域内の土地の所有者から、次の各号の一に該当する行為について前条第一項の許可がされないときは、その土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買取るものとする。

一 前条第二項第二号ロ（1）から（3）までに掲げる要件に該当する建築物の新築、改築又は増築の所有者に通知しなければならない。

二 前号に規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更手方として公告された者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

3 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都府県知事に通知しなければならない。

（買取った土地の利用）

第九条 前条第三項の規定により土地を買取つた者は、当該土地が公営住宅等又は義務教育施設の用に供されるように努めなければならぬ。

4 都市計画法第五十三条の規定中市街地開発事務の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、土地区画整理促進区域内においては、適用しない。

（特定土地区画整理事業）

第十一条 土地区画整理促進区域の土地についての土地区画整理事業（以下「特定土地区画整理事業」という。）については、土地区画整理法及び市計画に係る都市計画法第二十二条第一項の規定による告示の日から起算して二年以内に土地区画整理法第四条第一項若しくは同法第十四条第一項の規定による認可又は第七条第二項第一号イに該当する行為についての同条第一項の規定による許可がされていないものについては、施行の障害となる事由がない限り、特定土地区画整理事業を施行するものとする。

2 市町村は、土地区画整理促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する相当数の者がから当該区域内の土地について特定土地区画整理事業を施行すべき旨の要請があつたとき、土地区画整理促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が特定土地区画整理事業を施行することが困難又は不適当であると認められるとき、その他特別の事情があるときは、前項の期間内であつても、特定土地区画整理事業を施行することができる。

3 前二項の場合において、都府県は、当該市町村と協議の上、これらの規定による特定土地区画整理事業を施行することができる。当該特定土地区画整理事業が日本住宅公団又は宅地開発公団の施行することができるものであるときは、これらの公団についても、同様とする。

（施行地区的面積等）

第十二条 特定土地区画整理事業の事業計画においては、特定土地区画整理事業を施行する土地の区域（以下この章において「施行地区」という。）は、その面積が二ヘクタール以上で、かつ、当該土地区画整理促進区域の他の部分につ

いての特定土地区画整理事業の施行を困難しないものとなるよう定めなければならない。

（共同住宅区）

第十三条 特定土地区画整理事業の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、共同住宅の用に新たに供すべき土地の区域（以下この章において「共同住宅区」という。）を定めることができる。

2 共同住宅区は、土地の利用上共同住宅が集団的に建設されることが望ましい位置に定め、その面積は、共同住宅の用に供される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

3 共同住宅区への換地の申出等）

第十四条 前条第一項の規定により事業計画において共同住宅区が定められたときは、施行地区内の宅地でその地積が共同住宅を建設するのに必要な地積の換地を定めることができるものとして規約、定款又は施行規程で定める規模（次条において「指定規模」という。）のものとの面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があつた日から起算して六十日以内に、特定土地区画整理事業を施行する者（以下この章において「施行者」という。）に対し、建設省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を共同住宅区内に定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地について共同住宅の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならぬ。

4 事業計画が定められた場合 第七条第三項に規定する公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。）は、定められた場合 当該事業計画の変更についての認可の公

の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する土地の形質の変更

二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ 前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

（1）階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

（2）主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

（3）容易に移転し、又は除却することができること。

（4）敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築

第一項の規定は、土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告（日本住宅公団又は宅地開発公団が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の認可の公告又は土地区画整理事業を施行する土地の区域の変更を含む事業計画の変更についての認可の公告）があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

4 都市計画法第五十三条の規定中市街地開発事務の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、土地区画整理促進区域内においては、適用しない。

の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する土地の形質の変更

二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ 前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

（1）階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

（2）主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

（3）容易に移転し、又は除却これができること。

（4）敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築

第一項の規定は、土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告（日本住宅公団又は宅地開発公団が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の認可の公告又は土地区画整理事業を施行する土地の区域の変更を含む事業計画の変更についての認可の公告）があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

4 都市計画法第五十三条の規定中市街地開発事務の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、土地区画整理促進区域内においては、適用しない。

の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する土地の形質の変更

二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ 前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

（1）階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

（2）主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

（3）容易に移転し、又は除却これができること。

（4）敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築

第一項の規定は、土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告（日本住宅公団又は宅地開発公団が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の認可の公告又は土地区画整理事業を施行する土地の区域の変更を含む事業計画の変更についての認可の公告）があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

4 都市計画法第五十三条の規定中市街地開発事務の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、土地区画整理促進区域内においては、適用しない。

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い共同住宅区の面積が拡張された場合 事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

2 施行者は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を共同住宅区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 建築物その他の工作物（容易に移転し、又は除却することができるもので政令で定めるものをを除く。）が存しないこと。

二 地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（共同住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。

三 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 施行者は、第二項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(宅地の共有化)

第十五条 第十三条第一項の規定により事業計画において共同住宅区が定められたときは、施行地区内の宅地でその地積が指定規模に満たないものの所有者は、前条第一項の期間内に、施行者に対し、換地計画において当該宅地について換地を定めないで共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地に他

人の権利（建築物その他の工作物を使用し、又は収益することができる権利に限る。）の目的となつてある建築物その他の工作物が存するときは、当該申出についてその者の同意がなければならぬ。

2 前項の規定による申出は、建設省令で定めるところにより、当該宅地の地積の合計が指定規模となるように、数人共同してしなければならない。

3 施行者は、第一項の規定による申出があつた場合において、当該申出の手続が前項の規定に違反しておらず、かつ、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該申出に係る各宅地を、換地計画において換地を定めないで共同住宅区内の土地の共有持分を与えるよう定められるべき宅地として指定し、当該申出に応じないと認めるとき、又は当該申出に係る

一 建築物その他の工作物（容易に除却することができるもので政令で定めるものを除く。）が存しないこと。

二 地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（地役権を除く。）が存しないこと。

3 施行者は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

4 施行者は、第二項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(共同住宅区への換地等)

第十六条 第十四条第二項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を共同住宅区内に定めなければならない。

2 前条第三項の規定により指定された宅地については、換地計画において、換地を定めないで、共同住宅区内の土地の共有持分を与えるよう定めなければならない。

3 前項の規定により換地を定めないで共同住宅区内の土地の共有持分を与える場合における清

算については、土地区画整理法第九十四条中「又はその宅地について存する権利の目的である宅地若しくはその部分及び換地又は換地について定める権利の目的となるべき宅地若しくはその部分」とあるのは、「及び大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法」第五十九条法律第号)第十六条第二項の規定により数人の共有となるべきものとして定める土地」とする。

4 第二項の規定により換地計画において共同住宅区内の土地の共有持分が与えられるよう定められた宅地の所有者は、土地区画整理法第三条第四項の規定による公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。同法第百四条第六項後段の規定は、この場合について準用する。

(集合農地区)

第十七条 特定土地区画整理事業の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、集合農地区を定めることができる。

2 集合農地区は、施行地区的面積のおおむね三十パーセントを超えない範囲内において、次に掲げる要件に該当する土地の区域又は特定土地区域整理事業の施行により次に掲げる要件に該当することとなると認められる土地の区域について定めなければならない。

一 公害又は災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等（生産緑地法第一条第一号に規定する公共施設等をいう。）の敷地の用に供する土地として適している一団の農地等の区域であること。

二 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。

三 おおむね〇・二ヘクタール以上の規模の区域であること。

3 特定土地区画整理事業を施行しようとする者

(市町村を除く。)若しくは土地区画整理組合を設立しようとする者又は施行者(市町村を除く。)は、事業計画において集合農地区を定めようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見を聴かなければならない。

(集合農地区への換地の申出等)

第十八条 前条第一項の規定により事業計画において集合農地区が定められたときは、施行地区内の農地等である宅地の所有者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があつた日から起算して六十日以内に、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を集合農地区内に定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地について永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

一 事業計画が定められた場合 第七条第三項に規定する公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告）を除く。)

二 事業計画の変更により新たに集合農地区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告を除く。)

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い集合農地区的面積が拡張された場合 当該事業計画の変更についての認可の公告

合において、当該申出に係る宅地の地積の合計がおおむね〇・二ヘクタールの面積の換地を定めることができるものとして規約、定款又は施工規程で定める規模以上であるときは、同項の期間の経過後遅滞なく、当該申出に係る宅地

を、換地計画においてその宅地についての換地を集合農地区内に定められるべき宅地として指定しなければならない。ただし、同項の規定による申出に係る宅地の地積の合計及び集合農地区の面積からみて、当該申出に係る宅地のすべてを指定することが困難であると認めるときは、規約、定款又は施行規程で定めるところにより、公正な方法で選考して、これらの宅地の一部を指定することができる。

施行者は、第一項の規定による申出に係る宅地の地積の合計が前項の規約、定款又は施行規程で定める規模に満たない場合には、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。同項ただし書の規定による選考の結果同項の規定による指定をしないこととした宅地についても、同様とする。

第十四条第三項の規定は第二項の規定による指定をした場合について準用する。

第十九条前条第二項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を集合農（集合農地区への換地）

第二十条特定土地地区画整理事業の換地計画においては、土地地区画整理法第九十五条第三項の規定による場合のほか、義務教育施設が設置されることにより当該換地計画に係る区域内に居住する者の受けける利便に応じて、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることとする。

施行者は、前項の規定により換地計画において定められた保留地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

第二十一条土地区画整理法第三条第三項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定により施行する特定土地地区画整理事業の換地計画においては、公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

第二十二条土地区画整理法第一百四条第九項及び第一百八条第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地地区画整理法第一百三条第四項の規定による公告があつた日における從前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対する行為に定めないで、その土地を義務教育施設用地として定めることができる。この場合においては、この土地は、換地計画において、換地とみなされるものとする。

施行者は、前項の規定により換地計画において義務教育施設用地を定めようとするときは、あらかじめ、その地積について義務教育施設の設置義務者と協議しなければならない。

3 第一項の義務教育施設用地については、換地計画において、金銭により清算すべき額に関する特別の定めをすることができる。

4 土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合について、同法第一百四条第八項の規定は第一項の規定により換地計画において定められた換地について準用する。

（公営住宅等の用地）

第二十二条土地区画整理法第三条第三項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定により施行する特定土地地区画整理事業の換地計画においては、公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

第二十三条土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この章の規定による処分及び決定について準用する。

2 特定土地地区画整理事業に関する土地区画整理法第二百二十三条から第二百一十六条まで、第二百二十七条の二、第二百二十九条及び第二百四十四条の規定の適用については、この章の規定は、同法の規定とみなす。

（住宅街区整備促進区域）

第二十四条大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に住宅街区整備促進区域を定めることができる。

一 都市計画法第八条第一項第一号の第二種住居専用地域内で、かつ、同項第三号の高密度利用地区内にあること。

二 当該区域の土地の大部が建築物その他の工作物の敷地として利用されていないこと。

三 一ヘクタール以上の規模の区域であること。

四 当該区域を住宅街区として整備することが、都市機能の増進と住宅不足の緩和に貢献すること。

2 住宅街区整備促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の二第二項に定める事項のはか、住宅街区としての整備の方針を定めるものとする。

3 都府県知事又は市町村は、住宅街区整備促進区域に関する都市計画においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第十四条第一項、第十五

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案及び同報告書

九〇四

条第一項又は第十八条第一項の規定による申出は、土地地区画整理法第十四条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

（土地区画整理法の準用等）

第二十三条土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この章の規定による処分及び決定について準用する。

第二十六条住宅街区整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、都府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

（建築行為等の制限）

第二十五条住宅街区整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、当該区域内の宅地について、できる限り速やかに、住宅街区整備事業を施行する等により、当該住宅街区整備促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。

（宅地の所有者等の責務）

第二十六条住宅街区整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、当該区域内の宅地について、できる限り速やかに、住宅街区整備事業を施行する等により、当該住宅街区整備促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。

イ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合する建築物の新築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、当該住宅街区整備促進区域の他の部分についての住宅街区整備事業の施行を困難にしないもの

ロ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一項の規定による告示の日において当該区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有していた者又はその一般承継人が次号ロに規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

八 次条において準用する第八条第四項の規定により買取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更
二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの
イ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合する建築物の新築

ロ 前号ロに規定する者が行う自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で第七条第二項規定により掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

ハ 次条において準用する第八条第四項の規定により買取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築

3 第一項の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公報があつた日後は、当該公報に係る土地の区域内においては、適用しない。

4 都市計画法第五十三条の規定中市街地開発事務の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分及び同法第五十七条の規定中市街地開発事業の施行区域内の土地の有償譲渡の制限に関する部分は、住宅街区整備促進区域内においては、適用しない。
(土地の買取り等)

第二十七条 第八条及び第九条の規定は、住宅街区整備促進区域内における土地の買取り及び買い取った土地の利用について準用する。この場合において、第八条第三項中「前条第一項の許可」とあるのは、「第二十六条第一項の許可」と読み替えるものとする。

第六章 住宅街区整備事業

第一節 総則

(定義)

第二十八条 この章において、次に掲げる用語の意義は、それらが各号に定めるところによ

る。

一 施行者 住宅街区整備事業を施行する者をいう。

二 施行地区 住宅街区整備事業を施行する土地の区域をいう。

三 施行区域 都市計画法第十二条第二項の規定により住宅街区整備事業について都市計画に定められた施行区域をいう。

四 施設住宅 住宅街区整備事業によつて建設される共同住宅で施行者が処分する権利を有するもの及びその附帯施設をいう。

五 施設住宅敷地 一個の施設住宅の敷地である一団の土地をいう。

六 施設住宅の一部 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる施設住宅の部分(同条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む。)をいう。

七 施設住宅の一部等 施設住宅の一部及び当該施設住宅の存する施設住宅敷地の共有持分をいう。

(住宅街区整備事業の施行)

第二十九条 住宅街区整備促進区域の宅地について所有権又は借地権を有する者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地について住宅街区整備事業を施行することができる。

2 住宅街区整備促進区域の宅地について所有権又は借地権を有する者が設立する住宅街区整備組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域内の土地について住宅街区整備事業を施行することができる。

3 供給公社は、施行区域の土地について住宅街区整備事業を施行することができる。(市町村の責務等)

第三十条 市町村は、住宅街区整備促進区域内の土地で、当該住宅街区整備促進区域に関する都市計画に係る都市計画法第二十二条第一項の規定による告示の日から起算して二年以内に第三十条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による認可又は第二十六条第二項第一号イに該当する行為についての同条第一項の規定による許可がされていないものについては、施行の障害となる事由がない限り、住宅街区整備事業を施行するものとする。

2 市町村は、住宅街区整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する相当数の者から当該区域内の土地について住宅街区整備事業を施行すべき旨の要請があつたとき、住宅街区整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が住宅街区整備事業を施行することが困難又は不適当であると認められるとき、その他特別の事情があるときは、前項の期間内であつても、住宅街区整備事業を施行することができる。

3 前二項の場合において、都府県、日本住宅公団又は地方住宅供給公社は、当該市町村と協議の上、これらの規定による住宅街区整備事業を施行することができる。(住宅街区整備事業に関する都市計画)

第三十一条 都市計画法第十二条第二項の規定により住宅街区整備事業について都市計画に定めるべき施行区域は、住宅街区整備促進区域の土地の区域でなければならない。

2 住宅街区整備事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二条第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに施設住宅の建設に関する計画を定めるものとする。

3 住宅街区整備事業に関する都市計画は、次の各号に規定するところに従つて定めなければならない。

一 道路、公園、下水道その他の施設に関する都市計画が定められている場合には、その都市計画に適合するよう定めること。

二 当該区域が、適正な配置及び規模の道路、公園その他の公共施設を備えた良好な居住環境のものとなるように定めること。

三 施設住宅の建設に関する計画は、宅地の有効な利用及び中高層住宅に係る良好な住居の環境の確保を考慮して、施設住宅が都市計画上当該区域にふさわしい容積を備え、かつ、その敷地内に相当の空地を有するものとなるよう定めること。

2 都市計画事業として施行する住宅街区整備事業は、都市計画事業として施行する住宅街区整備事業として施行する住宅街区整備事業とは別途定められることは、都市計画事業として施行する住宅街区整備事業には適用しない。

第二節 施行者

第一款 個人施行者

(施行の認可)

第三十三条 第二十九条第一項の規定により住宅街区整備事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、その住宅街区整備事業の施行について都府県知事の認可を受けなければならない。

2 都府県知事は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならぬ。

3 第二十九条第一項の規定による施行者(以下この章及び第八章において「個人施行者」といいう。)が施行区域内の土地について施行する住宅街区整備事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。ただし、同法第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第

八十九条第一項の規定の適用については、この限りでない。

(規準又は規約)

第三十四条 前条第一項の規準又は規約には、次の各号(規準にあつては、第五号から第七号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならない。

一 住宅街区整備事業の名称

二 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称

三 住宅街区整備事業の範囲

四 事務所の所在地

五 費用の分担に関する事項

六 業務を代表して行う者を定めるときは、その方法に関する事項

七 会議に関する事項

八 事業年度

九 公告の方法

十 その他政令で定める事項

(事業計画)

第三十五条 第三十三条第一項の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)、設計の概要、事業実施期間、資金計画、施設住宅を建設すべき土地の区域(以下この章において「施設住宅区」という。)及び施設住宅内の住宅の予定戸数を定めなければならない。

2 事業計画においては、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めることができる。
一 建築物その他の工作物の敷地として利用されている宅地又はこれに準ずる宅地についての換地を定めるべき土地の区域(以下この章において「既存住宅区」という。)

3 事業計画においては、施行地区は、施行区域

の内外にわたるものであつて、その面積が一ヘクタール以上で、かつ、当該住宅街区整備促進区域内の他の部分についての住宅街区整備事業の施行を困難にしないものとなるよう定め、事業実施期間は、適切に定め、施設住宅区の面積は、施行地区的面積のおおむね四十分セント以上となるよう定め、施設住宅内の住宅の規模は、住宅を必要とする労働者の居住の用に供するのにふさわしいものとなるよう定めなければならない。

4 第十七条第二項及び第三項の規定は、事業計画において集合農地区を定める場合について準用する。

5 事業計画は、住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合し、かつ、公共施設その他の施設又は住宅街区整備事業に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

6 事業計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(土地区画整理法の適用)

第三十六条 土地区画整理法第七条の規定は第三十三条第一項の事業計画を定めようとする者にては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)、設計の概要、事業実施期間、資金計画、施設住宅を建設すべき土地の区域(以下この章において「施設住宅区」という。)及び施設住宅内の住宅の予定戸数を定めなければならない。

2 事業計画においては、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めることができる。
一 建築物その他の工作物の敷地として利用されている宅地又はこれに準ずる宅地についての換地を定めるべき土地の区域(以下この章において「既存住宅区」という。)

3 事業計画においては、施行地区は、施行区域

で準用する。

3 組合が施行区域内の土地について施行する住

宅街区整備事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。第三十三条第三項た

だし書の規定は、この場合について準用する。

(組合の名称)

第三十八条 前条第一項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合の名称

二 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称

三 事業の範囲

四 事務所の所在地

五 參加組合員に関する事項

六 費用の分担に関する事項

七 役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項

八 総会を開くときは、総代及び総代会に関する事項

九 総代会を開くときは、総代及び総代会に

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 その他政令で定める事項

(事業計画)

第三十九条 第三十五条の規定は、第三十七条第一項の事業計画について準用する。

(組合の法人格)

第四十条 組合は、法人とする。

(名称の使用制限)

第四十一条 組合は、その名称中に住宅街区整備

組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に住宅街区整備組合という文字を用いてはならない。

(組合員)

第四十二条 組合が施行する住宅街区整備事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とす

る。

2 土地区画整理法第二十五条第一項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

(参加組合員)

第四十三条 前条第一項に規定する者はほか、地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社その他の住宅の建設及び賃貸又は譲渡を行うこと

を主たる目的の一とする法人で政令で定めるものであつて、組合が施行する住宅街区整備事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

(総会の組織)

第四十四条 組合の総会は、総組合員で組織する。

(総会の議決事項等)

第四十五条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画の変更

三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

四 経費の収支予算

五 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

六 賦課金の額及び賦課徴収の方法

七 換地計画

八 仮換地の指定

九 保留地及び事業の施行により組合が取得する施設住宅の一部等の処分方法

十 事業の引継ぎについての同意

十一 第百条第一項の管理規約

十二 その他定款で定める事項

(総会)

十二 土地区画整理法第三十二条の規定は総会の招集について、同法第三十三条の規定は総会の議長について準用する。

(総会の会議及び議事)

第46条 総会の会議は、定款に特別の定めがない。

ある場合を除くほか、組合員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項、同項第十号及び第十一号に掲げる事項並びに組合の解散及び合併の決定に関する総会の議事は、前項の規定にかかわらず、組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地について所有権を有する出席者の議決権及び施行地区内の宅地について借地権を有する出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。土地区画整理法第十八条後段の規定は、この場合について準用する。

3 土地区画整理法第三十四条第三項の規定は、総会の議事について準用する。

(総会の部会)

第四十七条 組合は、施行地区が工区に分かれているときは、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を設け、工区内の宅地及び建築物に関する事項についての総会の権限を第十一号に掲げる事項についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

2 総会の部会は、その部会の設けられる工区に關係のある組合員で組織する。

3 前条第一項及び第二項並びに土地区画整理法第三十二条第二項から第五項まで及び第八項、第三十三条並びに第三十四条第三項の規定は、総会の部会について準用する。

(総代会)

第四十八条 組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組

員の総数が三百人を超える組合にあっては、二十人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総会に代わって行う権限は、次に掲げる事項以外の事項に関する総会の権限とする。

1 理事及び監事の選挙及び選任

2 第四十六条第二項の規定に従つて議決しなければならない事項

4 第四十六条第一項並びに土地区画整理法第三十二条(第七項を除く)、第三十三条(第四項ただし書を除く)及び第三十四条第三項の規定は、總代会について、同法第三十六条第五項の規定は、總代会が設けられた組合について、同法第三十七条の規定は總代について準用する。

(議決権及び選挙権)

第四十九条 組合員及び總代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地について所有権と借地権とをともに有する組合員は、第四十六条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかるらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行

2 施行地区内の宅地について所有権と借地権とをともに有する組合員は、第四十六条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかるらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行

3 組合は、組合員が賦課金、負担金又は分担金の納付を怠つたときは、定款で定めるところにより、その組合員に對して過怠金を課することができる。

4 土地区画整理法第四十条第二項の規定は賦課金について、同法第四十一条(第二項を除く)の規定は賦課金、負担金、分担金又は過怠金を滞納する者がある場合について、同法第四十二条の規定は賦課金、負担金、分担金及び過怠金を徴収する権利について準用する。

(土地区画整理法の準用)

第五十一条 土地区画整理法第七条の規定は第三十七条第一項の事業計画を定めようとする者について、同法第十八条及び第十九条の規定は第三十七条第一項の規定による認可を申請しようとする者について、同法第二十二条、第二十二条(第二項を除く)、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで、第三十九条及び第四十三条から第五十一条までの規定は組合について準用する。

(施行規程及び事業計画の決定等)

第三款 都府県及び市町村

第五十二条 都府県又は市町村は、第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行しよ

うとするときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画(資金計画に係る部分を除く)については、建設省令で定めるところにより、都府県にあつては建設大臣の、市町村にあつては都府県知事の認可を受けなければならない。

2 都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について事業計画を定めたときは、都府県にあつては前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第二項の規定による認可と、市町村にあつては前項の規定による認可をもつて同条第一項の規定による認可とみなす。第三十三条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

6 代理人について準用する。

(賦課金、負担金等)

第五十条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に對して金銭を賦課徴収することができる。

2 参加組合員は、政令で定めるところにより、換地計画において定めるところにより取得することとなる施設住宅の一部等の価額に相当する額の負担金及び組合の事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。

3 組合は、組合員が賦課金、負担金又は分担金の納付を怠つたときは、定款で定めるところにより、その組合員に對して過怠金を課することができる。

4 土地区画整理法第四十条第二項の規定は賦課金について、同法第四十一条(第二項を除く)の規定は賦課金、負担金、分担金又は過怠金を滞納する者がある場合について、同法第四十二条の規定は賦課金、負担金、分担金及び過怠金を徴収する権利について準用する。

(施行規程)

第五十三条 前条第一項の施行規程は、当該都府県又は市町村の条例で定める。

2 施行規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 住宅街区整備事業の名称

2 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称

3 住宅街区整備事業の範囲

4 事務所の所在地

5 費用の分担に関する事項

6 住宅街区整備事業の施行により施行者が取得する施設住宅の一部等の処分方法に関する事項

7 保留地を定めようとする場合においては、保留地の処分方法に関する事項

8 住宅街区整備審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く)

九 その他政令で定める事項

(事業計画)

第五十四条 第三十五条の規定は、第五十二条第一項の事業計画について準用する。

(住宅街区整備審議会の設置)

第五十五条 都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業ごとに、都府県又は市町村に、住宅街区整備審議会(以下この款において「審議会」という。)を置く。

2 土地区画整理法第五十六条第二項から第四項までの規定は、審議会の設置について準用する。

(審議会の組織)

第五十六条 審議会は、五人から二十人までの範囲内において、政令で定める基準に従つて施行規程で定める数の委員をもつて組織する。

(土地区画整理法の準用)

第五十七条 土地区画整理法第五十五条及び第五十八条から第六十五条までの規定は、都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施

する住宅街区整備事業について準用する。

(第四款 日本住宅公団及び地方住宅供給公社)

第五十八条 日本住宅公団(以下この章において「公団」という。)又は地方住宅供給公社(以下この章において「地方公社」という。)は、第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣(市ののみが設立した地方公社にあっては都府県知事とし、次条において「建設大臣等」という。)の認可を受けなければならない。

2 公団又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業については、公団にあつては前項の規定による認可をもつて

都市計画法第五十九条第三項の規定による承認と、市ののみが設立した地方公社にあつては前項の規定による認可をもつて同条第一項の規定による認可と、その他の地方公社にあつては前項の規定による認可をもつて同条第二項の規定による承認とみなす。第三十二条第三項ただし書

の規定は、この場合について準用する。

(施行規程及び事業計画)

第五十九条 公団又は地方公社は、前条第一項の規定による認可の申請をしようとするときは、第三項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

2 第五十三条第二項の規定は前条第一項の施行規程について、第三十五条の規定は前条第一項の事業計画について準用する。

3 公団又は地方公社は、事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聽かなければならぬ。

4 建設大臣等は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、施行規程及び事業計画を二週間公衆の総覽に供しなければならない。

5 当該住宅街区整備事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該住宅街区整備事業に関係のある水面について権利を有する者は、前項の規定により総覽に供された施行規程及び事業計画について意見があるときは、経過する日までに、都府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

6 都府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、遅滞なく、当該意見書について都市計画地方審議会の意見を聴き、その意見を付して、これを建設大臣に送付しなければならない。ただし、当該意見書が市ののみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係るものであるときは、これを建設大臣に送付することを要しない。

7 都府県知事は、第五項の期間内に公団又は地方公社(市ののみが設立したものと除く。)が定めた施行規程及び事業計画について意見書の提出

がなかつたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

8 建設大臣等は、第五項の規定により提出された意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、公団又は地方公社に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきないと認めるときは、

その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

9 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

10 公団又は地方公社が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えたとき(政令で定める軽微な修正を加えたときを除く。)は、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

11 建設大臣等は、前条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業実行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、関係都府県知事及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

12 市町村長は、第八十三条において準用する土地地区画整理法第二百三十三条第四項の規定による公告の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の総覽に供しなければならない。

13 公団又は地方公社は、第十一項の規定による公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

14 公団又は地方公社は、施行規程又は事業計画

を変更しようとするときは、建設大臣等の認可を受けるなければならない。

15 第一項の規定は前項の規定による認可の申請をしようとするときについて、第三項から第十五項までの規定は施行規程又は事業計画を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。)について、第十一項から第十三項までの規定は前項の規定による認可をしたときについて準用する。

(住宅街区整備審議会の設置及び組織)

第六十条 公団又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業ごとに、公団又は地方公社に、住宅街区整備審議会(以下この款において「審議会」という。)を置く。

2 土地区画整理法第五十六条第二項から第四項までの規定は審議会の設置について、第五十六条の規定は審議会の組織について準用する。

3 審議会の委員及び評議員の公務員たる性質

第六十一条 審議会の委員及び次条において準用する土地地区画整理法第六十五条第一項の規定により選任される評議員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(土地区画整理法の準用)

第六十二条 土地区画整理法第五十八条から第六十五条までの規定は、公団又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について準用する。

第三節 住宅街区整備事業の施行

第一款 通則
(測量及び調査のための土地の立入り等)
第六十三条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、住宅街区整備事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行ふ必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又

はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者となるうとする者若しくは組合を設立しようとする者は又は個人施行者若しくは組合にあつては、あらかじめ、市町村長の許可を受けた場合に限る。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が存し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第六十四条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行つて、障害となる植物若しくは得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐採しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、市町村長が許可を与えるときには障害物の所有者及び占有者に、都府県知事が許可を与えるようとするときは土地又は障害物の所有者を与えようとするときは土地又は障害物の所有者を与えなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難である、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となる者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第六十五条 第六十三条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書及び、個人施行者となるうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者若しくは組合にあつては、市町村長の許可証を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第六十六条 施行者となるうとする者若しくは組合において、当該申出に係る宅地の利用上やむを得ない特別の事情があると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地を設立しようとする者又は施行者は、第六十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難である、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となる者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

第六十七条 次に掲げる公告があつた日後、第八十三条において準用する土地区画整理法第百三十条第四項の規定による公告がある日までは、施行地区内において、住宅街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 前条第一項各号に掲げる公告(事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告)に依る指定を希望しない旨の申出があつたときには、同項の規定にかかわらず、当該宅地については、同項の規定による指定をしないことがでて六十日以内に宅地の所有者から前項の規定による指定を希望しない旨の申出があつたときは、同項の規定にかかわらず、当該宅地については、同項の規定による指定をしないことがでてその者の同意がなければならぬ。

3 施行地区内の宅地で建築物その他の工作物の敷地として利用されている宅地に準ずる宅地として規範、規約、定款又は施行規程で定めるものの所有者(第二十六条第二項第一号ロに規定する者に限る。)は、前項の期間内に、施行者に對し、建設省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を既存住宅区内に定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地について借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

4 施行者は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る宅地の利用上やむを得ない特別の事情があると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地を設立しようとする者若しくは施行者は、第六十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

合を設立しようとする者又は施行者は、第六十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第六十七条 施行者となるうとする者若しくは組合において、当該申出に係る宅地の利用上やむを得ない特別の事情があると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地を設立しようとする者若しくは施行者は、第六十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

合を設立しようとする者又は施行者は、第六十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第六十六条 施行者となるうとする者若しくは組合において、当該申出に係る宅地の利用上やむを得ない特別の事情があると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地を設立しようとする者若しくは施行者は、第六十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

地についての換地を既存住宅区内に定められるべき宅地として指定することができる。

5 施行者は、第二項の規定に基づいて第一項の規定による指定をしないとき、又は第三項の規定による申出があつた場合において前項の規定による指定をしないときは、第二項の規定による申出に応じる旨を決定しなければならない。

6 第一項若しくは第四項の規定による指定又は前項の規定による決定は、第二項の期間の経過に応じない旨を決定しなければならない。

7 施行者は、第一項の規定による指定をしたときは当該宅地の所有者に対し、第四項の規定による指定又は第五項の規定による決定をしたときは第二項又は第三項の規定による申出をした者に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(集合農地区への換地の申出等)

第六十九条 第十八条の規定は、第三十五条第二項(第三十九条、第五十四条及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画において集合農地区が定められた場合について準用する。この場合において、第八条第一項第一号中「第七条第三項に規定する公告」とあるのは、「第六十七条第一項各号に掲げる公告」と読み替えるものとする。

(申出を受理する者に関する特例)

第七十条 第二十二条の規定は、第六十八条第二項若しくは第三項の規定又は前条において準用する第十八条第一項の規定による申出の受理について準用する。この場合において、第二十二条中「土地区画整理組合」とあるのは「住宅街区整備組合」と、「土地区画整理法第十四条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

(土地区画整理法の準用)

第七十一条 土地区画整理法第七十四条及び第七十七条から第八十五条までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

(第二款 換地計画)

(換地計画の決定及び認可)

第七十二条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならぬ。この場合において、施行者が個人施設者、組合、市町村、公園又は地方公社であるときは、建設省令で定めるところにより、その換地計画について都府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第八十六条第二項及び第三項の規定は、前項の換地計画について準用する。

(換地計画)

第七十三条 换地計画においては、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 換地設計

二 各筆換地明細

三 各筆各種利別清算金明細

四 施行者が取得することとなる施設住宅の一部等及び組合の参加組合員に与えられることとなる施設住宅の一部等の明細

五 前号に掲げるもののほか、保留地その他特

別の定めをする土地の明細

六 その他建設省令で定める事項

(宅地の立体化)

第七十四条 施行者は、第六十八条第一項若しくは第四項の規定により指定された宅地及び第六十九条において準用する第十八条第二項の規定により指定された宅地以外の宅地(以下この章及び第七十七条第一項において「一般宅地」といいう。)又は一般宅地について存する借地権について、換地計画において、換地又は借地権の目的となるべき宅地若しくはその部分を定めないで、施設住宅の一部等を与えるよう定めなければならない。

(宅地の立体化)

第七十五条 前条第一項の規定により換地計画において施設住宅の一部等を与えるよう定める場合においては、一般宅地について権利を有する者相互間及び一般宅地について権利を有する者と一般宅地以外の宅地について権利を有する者との間の利害の衝突に十分の考慮を払わなければならない。

2 換地計画は、施設住宅敷地は一筆の土地となるものとして定めなければならない。

3 一般宅地の所有者又は一般宅地について借地権を有する者が取得することとなる施設住宅敷地の共有持分及び施設住宅の共有持分の割合は、政令で定めるところにより、その者が取得することとなる施設住宅の一部の位置及び床面積を勘案して定めなければならない。

2 前項の場合において、一般宅地の所有権の帰属又は同項の借地権の存否若しくは帰属について争いがあることを確知したときは、当該権利が現在の名義人に属するものとして、又は当該権利が存するものとして換地計画を定めなければならない。

3 一般宅地の所有者又は一般宅地について借地権を有する者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、第一項の規定によらないで金銭により清算すべき旨の申出をすることができる。

4 施行者は、前項の規定による申出があつたときは、当該宅地又は借地権については、第一項の規定にかかわらず、換地計画において施設住宅の一部等を与えるよう定めないで、金銭により清算するものとする。

5 換地計画においては、組合の定款により施設住宅の一部等が与えられるよう定められた参加組合員に対しては、施設住宅の一部等が与えられるよう定めなければならない。

6 換地計画においては、第一項又は前項の規定により一般宅地の所有者等に与えられるよう定められる施設住宅の一部等以外の施設住宅又はその共有持分は、施行者に帰属するよう定めなければならない。

(宅地の立体化の基準)

第七十六条 換地計画においては、良好な居住条件を確保し、又は施設住宅の合理的利用を図るために必要があるときは、前条第一項の規定によれば床面積が過小となる施設住宅の一部の床面積を増して適正なものとすることができる。

2 前項の過小な床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が定める。

3 换地計画においては、第七十四条第一項及び前条第一項の規定によれば前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく小である施設住宅の一部を与えることとなる一般宅地又は一般住宅地に存する借地権については、第七十四条第一項の規定にかかわらず、施設住宅の一部等を与えないよう定めることができる。

2 前項の規定に従い、施行者が組合であるときは総会の議決を、都府県、市町村、公園又は地方公社であるときは住宅街区整備審議会の議決を経なければならない。

3 换地計画においては、第七十四条第一項及び前条第一項の規定によれば前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく小である施設住宅の一部を与えることとなる一般宅地又は一般住宅地に存する借地権については、第七十四条第一項の規定にかかわらず、施設住宅の一部等を与えないよう定めなければならない。

(既存住宅区への換地)

第七十七条 第六十八条第一項又は第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を既存住宅区内に定めなければならない。

(集合農地区への換地)

第七十八条 第十九条の規定は、第六十九条において準用する第十八条第二項の規定により指定された宅地について準用する。

(義務教育施設用地)

第七十九条 換地計画においては、第八十二条第一項において準用する土地地区画整理法第九十五条第三項の規定による場合のほか、義務教育施設が設置されることにより当該換地計画に係る区域に居住する者の受けける利便に応じて、一

定の土地を換地として定めないで、その土地を義務教育施設用地として定めることができる。この場合においては、この土地は、換地計画において、換地とみなされるものとする。

2 第二十条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

第八十条 第二十九条第一項又は第二項の規定により施行する住宅街区整備事業の換地計画においては、住宅街区整備事業の施行の費用に充てるため、又は規準、規約若しくは定款で定める目的のため、一定の土地（施設住宅敷地となるものを除く。次項において同じ。）を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。

2 第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業の換地計画においては、その住宅街区整備事業の施行後の宅地の価額の総額及び一般宅地の所有者又は一般宅地について借地権を有する者が取得することとなる施設住宅の一部の価額の合計額から施行者が住宅街区整備事業の施行により取得することとなる施設住宅敷地又は施設住宅敷地の共有持分の価額の総額を控除した価額がその住宅街区整備事業の施行前の宅地の価額の総額を超えるときは、住宅街区整備事業の施行の費用に充てるため、その差額に相当する金額を超えない価額の一定の土地として定めることができる。その土地を保留地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。

3 土地区画整理法第九十六条第三項の規定は、前項の規定により保留地を定めようとする場合について準用する。

（換地計画の変更）

第八十一条 個人実行者、組合、市町村、公団又は地方公社は、換地計画を変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、建設省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都府県知事の

認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第九十七条第二項及び第三項の規定は、換地計画の変更について準用する。

（土地区画整理法の準用）

第八十二条 土地区画整理法第八十八条から第九十二条まで、第九十四条及び第九十五条の規定は、換地計画について準用する。

第三款 版換地の指定、換地処分、減地に関する規定

2 前項中土地区画整理法第九十三条第三項及び第九十二条第三項に係る部分は、第六十八条第七節までの規定により指定された宅地についての換地に関しては、適用しない。

（土地区画整理法の準用）

第八十三条 土地区画整理法第三章第三節から第七節までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

（一般宅地の所有者等が取得する施設住宅の一
部等以外の施設住宅の一部等の帰属等）

第八十四条 第七十四条第五項の規定により換地計画において施設住宅の一部等を与えられるようになつて定められた参加組合員は、前条において準用する土地区画整理法第百三十三条第四項の規定による公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、施設住宅の一部等を取得するものとする。

（施設住宅の一部等の先買い等）

第八十五条 第二十九条第一項又は第二項の規定による施行者は、住宅街区整備事業の施行により得られた施設住宅敷地又はその共有持分は、前条において準用する土地区画整理法第一百三十四条第六項の規定により換地計画において定められた施設住宅の一部等を譲渡しようとするときは、当該施設住宅の一部等の明細、譲渡予定価額その他建設省令で定める事項を、建設省令で定めるところにより、都府県知事に届け出なければならない。ただし、前条の規定によつて譲渡するとき、又は換地計画において定められたものは、前条において準用する土地区画整理法第一百三十四条第六項の規定による施行者は、住宅街区整備事業の施行により得られた施設住宅の一部等を譲渡しようとするときは、当該施設住宅の一部等を譲渡するときは、この限りでない。

は、換地計画中その定めをした部分は、それぞれ同法第三条第二項又は第四条第二項若しくは第八条ただし書の規定による規約とみなす。

（保留地の処分）

第八十五条 第二十九条第一項又は第二項の規定による施行者は、換地計画において住宅街区整備事業の施行の費用に充てるために定めた保留地を、教育施設、医療施設、官公署施設、購買施設その他の施設で居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要なもの又は公営住宅等の用に供されるように処分しなければならない。

（生活再建等のための施設住宅の一部等の優先譲渡）

第八十六条 施行者は、一般宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の一般宅地を使用し、又は収益することができる権利を有していた者（以下この条において「一般宅地の所有者等」という。）で住宅街区整備事業の施行に伴い生活の基礎を失うこととなるものについて生活再建のための措置を講ずる必要があるとき、その他特別の事情があるときは、規準、規約、定款又は施行規程で定めるところにより、一般宅地の所有者等に対し、施行者が住宅街区整備事業の施行により取得した施設住宅の一部等を譲り受けける機会を与えないければならない。

（施設住宅の一部等の先買い等）

第八十七条 第二十九条第一項又は第二項の規定による施行者は、住宅街区整備事業の施行により得られた施設住宅敷地又はその共有持分は、前条において準用する土地区画整理法第一百三十四条第六項の規定による施行者は、住宅街区整備事業の施行により得られた施設住宅の一部等を譲渡しようとするときは、当該施設住宅の一部等を譲渡するときは、この限りでない。

2 第四項の規定による通知があつた場合

（該通知があつた時）

三 第三項に規定する期間内に第二項又は第四項の規定による通知がなかつた場合 当該届出をした日から起算して三週間を経過する

（該通知があつた日から起算して三週間以内に行うものとする）

2 第二項の規定による通知を受けて了者は、正當な理由がなければ、当該通知に係る施設住宅の一部等の買取りの協議を行うことを拒んではならない。

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日又は時までの間、届出に係る施設住宅の一部等を当該地方公共団体等以外の者に譲渡してはならない。

4 都府県知事は、第二項の規定による通知があつた日から起算して三週間を経過する

（該通知があつた日から起算して三週間を経過する）

5 第二項の規定による通知を受けた者は、正當な理由がなければ、当該通知に係る施設住宅の一部等の買取りの協議を行ふことを拒んではならない。

6 第一項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日又は時までの間、当該届出に係る施設住宅の一部等を当該地方公共団体等以外の者に譲渡してはならない。

7 市町村長は、第四項の規定による通知があつたときは、住宅を必要とする労働者が当該施設住宅の一部等を取得できるようにつせんすることに努めなければならない。

(財産の処分に関する法令の規定の適用の特例)

第八十八条 施行者が都府県又は市町村であるときは、住宅街区整備事業の施行により取得した施設住宅の一部等の処分については、当該都府県又は市町村の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(先取特権)

第八十九条 第八十三条において準用する土地区画整理法第一百十条第一項の清算金(一般宅地又は一般宅地について存する借地権について徴収すべき清算金に限る。次項において同じ。)を徴収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる施設住宅の一部の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第八十三条において準用する土地区画整理法第一百七条第二項の規定による登記の際に清算金の額を登記することによつてその効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項の規定に従つてした登記とみなす。

第四款 宅地の立体化手続の特則

第九十条 施行者は、施設住宅の建設並びに一般宅地について存する権利の消滅並びに施設住宅及び施設住宅敷地に関する権利の取得につき、一般宅地又は一般宅地に存する物件に関し権利を有するすべての者の同意を得たときは、第七十三条第一項から第四項まで及び第六項の規定によらないで換地計画を定めることができる。この場合においては、第七十五条第二項及び第三項の規定は適用しない。

2 前項の規定により換地計画を定めた場合においては、第八十三条において準用する土地区画整理法第一百四条の規定にかかわらず、当該一般宅地について存する権利は、第八十三条において準用する土地区画整理法第一百三条第四項の規

定による公告があつた日が終了した時において消滅し、当該住宅街区整備事業に係る施設住宅又は施設住宅敷地に関する権利は、当該公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、これを取得すべき者が

取得する。

3 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第四十五条第一項第九号、第五十条第二項、第五十三条第三項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十九号、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九号、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十四条第一項及び前条第一項	施設住宅の一部等
第七十六条第三項	施設住宅又は施設住宅敷地に
第七十六条第一号	第七十四条第一項及び前条第一項
第七十六条第三項	前条第一項

第七十六条第三項	第七十四条第一項及び前条第一項
第七十六条第一号	前条第一項
第七十六条第三項	第七十四条第一項及び前条第一項
第七十六条第一号	前条第一項

第五節 雜則	(報告、勧告等)
第九十五条 建設大臣は都府県又は市町村に対し、都府県知事は市町村、組合又は個人施行者に對し、市町村長は組合又は個人施行者に対して、それぞれその施行する住宅街区整備事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。	第九十五条 建設大臣は都府県又は市町村に対し、都府県知事は市町村、組合又は個人施行者に對し、市町村長は組合又は個人施行者に対して、それぞれその施行する住宅街区整備事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
2 都府県知事は、組合又は個人施行者に對し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な措置を命ずることができる。	2 都府県知事は、組合又は個人施行者に對し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な措置を命ずることができる。
(監督)	(監督)

第五節 雜則	(報告、勧告等)
第九十五条 建設大臣は都府県又は市町村に対し、都府県知事は市町村、組合又は個人施行者に對し、市町村長は組合又は個人施行者に対して、それぞれその施行する住宅街区整備事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。	第九十五条 建設大臣は都府県又は市町村に対し、都府県知事は市町村、組合又は個人施行者に對し、市町村長は組合又は個人施行者に対して、それぞれその施行する住宅街区整備事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
2 都府県知事は、組合又は個人施行者に對し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な措置を命ずることができる。	2 都府県知事は、組合又は個人施行者に對し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な措置を命ずることができる。
(監督)	(監督)

第五節 雜則	(報告、勧告等)
第九十五条 建設大臣は都府県又は市町村に対し、都府県知事は市町村、組合又は個人施行者に對し、市町村長は組合又は個人施行者に対して、それぞれその施行する住宅街区整備事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。	第九十五条 建設大臣は都府県又は市町村に対し、都府県知事は市町村、組合又は個人施行者に對し、市町村長は組合又は個人施行者に対して、それぞれその施行する住宅街区整備事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
2 都府県知事は、組合又は個人施行者に對し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な措置を命ずることができる。	2 都府県知事は、組合又は個人施行者に對し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な措置を命ずることができる。
(監督)	(監督)
第九十六条 施行者に対する建設大臣又は都府県知事の監督については、前条に定めるもののは、土地を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その住宅街区整備事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。	第九十六条 施行者に対する建設大臣又は都府県知事の監督については、前条に定めるもののは、土地を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その住宅街区整備事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。
2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、個人施行者又は組合が施行する住宅地を準用する土地区画整理法第三十九条第一項の	2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、個人施行者又は組合が施行する住宅地を準用する土地区画整理法第三十九条第一項の

規定による認可

二 第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第三項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通

知

三 都府県又は市町村が第五十二条第一項の規定によってする事業計画の決定（事業計画の変更を含む。）

四 第五十二条第一項又は第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十二項の規定による認可

五 第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による通知

六 第五十八条第一項又は第五十九条第十四項の規定による認可

七 第五十九条第八項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による通知

八 第八一条第二項において準用する土地区画整理法第九十七条第三項において準用する同法第八十八条第四項（第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知

九 第九十八条前条に規定するものを除くほか、組合、市町村、都府県、公団又は地方公社がこの法律（第四章を除く。以下この項において同じ。）又はこの法律に基づく命令に基づいてした処分その他の公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある者は、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあつては都府県知事に対して、都府県、公団又は地方公社（市のみが設立したものと除く。）がした処分にあつては建設大臣に対しても行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求につき都府県知事がした裁決に不服ある者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができる。

（技術的援助の請求）

第九十九条個人施行者となるうとする者若しくは個人施行者又は組合を設立しようとする者若しくは組合は都府県知事及び市町村長に対し、住宅街区整備事業の施行の準備又は施行のために、

それぞれ住宅街区整備事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

市町村は建設大臣及び都府県知事に対し、住宅街区整備事業の施行の準備又は施行のために、

それぞれ住宅街区整備事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

に不当な義務を課するものであつてはならぬ。

（監督処分）

第一百四条都府県知事は、第七条第一項、第二十

六条第一項又は第六十七条第一項の規定に違反した者又は前条の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、

相当の期限を定めて、良好な住宅市街地を開発し、又は良好な住宅街区を整備するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

この場合において、施行者が個人施行者、組合、市町村、公団又は地方公社であるときは、建設省令で定めるところによる法律第二十三条の規約とみなす。

2 前項の管理規約は、建物の区分所有等に関する法律第二十三条の規約とみなす。

（土地区画整理法の準用）

三百三十二条まで及び第一百三十二条から第一百三十六条までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

（公有水面の取扱い）

第七章 雜則

第一百一一条 土地区画整理法第一百二十八条から第一百三十条まで及び第一百三十二条から第一百三十六条までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

（許可の条件）

第六百三十三条 第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の許可是、良好な住宅街区を整備するための必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者

しきは除却しようとする者は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（大都市の特例）

第一百五条この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令で定めるとおり、指定都市の長が行うものとする。

この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

（第二種生産緑地地区に関する都市計画についての要請）

第一百六条特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する土地の区域内の農地等である宅地の所有者は、第十八条第一項（第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による申出と併せて、当該申出に係る宅地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これららの権利に関する差押えの登記又はその宅地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の同意を得た上で、建設省令で定めるところにより、当該宅地についての換地に係る集合農地区内の土地の区域について都市計画に生産緑地法第四条第一項の規定による第二種生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対する要請すべき旨の申出をすることができる。

（公有水面の取扱い）

第一百一一条 公有水面埋立法（大正十年法律第五十五号）の規定による埋立ての免許を受けた者がある場合においては、この法律の規定の適用については、その免許に係る水面を宅地とみなして、その者を宅地の所有者とみなす。

（許可の条件）

第六百三十三条 第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の許可是、良好な住宅街区を整備するための必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者

に不当な義務を課するものであつてはならぬ。

（監督処分）

第一百四条都府県知事は、第七条第一項、第二十

六条第一項又は第六十七条第一項の規定に違反したときは、第十八条第四項（第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する第十一

四条第四項の規定による公告と併せて、その旨を公表しなければならない。

3 特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する者は、集合農地内に土地の区域で、生産緑地法第四条第一項の規定による第二種生産緑地地区に関する都市計画に関する基準に適合し、かつ、当該土地の区域内の宅地に対応する從前の宅地の所有者のすべてから第一項の規定による申出があつたものについては、建設省令で定めるところにより、都市計画に同条第一項の規定による第二種生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に要請するものとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第百七条 土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域内の農地(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第二号)第二条に規定する特定市街化区域農地に該当するものを除く)を転用して賃貸住宅を建設する場合においては、当該賃貸住宅が、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)第二条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであっても、その規模、構造及び設備が同項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

2 次の各号の一に該当する者が、賃貸住宅の用に供するため、第八十六条の規定により施設住宅の一部等を譲り受けける場合において、当該賃貸住宅(その者が第八十三条において準用する土地区画整理法第二百四条第六項の規定又は第九十条第二項の規定により取得する施設住宅の一部で賃貸住宅の用に供されるものを含む。以下この項において同じ。)の規模、構造及び設備が

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、当該賃貸住宅が同項第一号に掲げたる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、その者を同条第一項各号の一に該当する者と、当該施設住宅の一部等の譲受けを同条第二項に規定する特定賃貸住宅の建設とみなして、同法の規定を適用するべきことを当該都市計画を定めるべき者に要請するものとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第百八条 土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域内の農地(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第二号)第二条に規定する特定市街化区域農地に該当するものを除く)を転用して賃貸住宅を建設する場合においては、当該賃貸住宅のうち、第八十三条において準用する土地区画整理法第二百四条第六項の規定又は第九十条第二項の規定により取得された施設住宅の一部は、当該利子補給契約に係る融資に係る賃貸住宅とみなす。

一 農地等である一般宅地を所有していた個人(当該一般宅地に関し第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた後に相続又は遺贈によらないで当該一般宅地を取得した者を除く。)は、当該利子補給契約に係る融資に係る賃貸住宅とみなす。

二 その他農地等である一般宅地を所有している者で政令で定めるもの

(指導及び助言)

第百八一条 都府県及び市町村は、土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域に関する都市計画の目的を達成するため必要があると認めるときは、これらの区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者に対し、良好な住宅市街地の開発又は良好な住宅街区の整備に関する事項について指導及び助言を行うものとする。

(政令への委任)

第百九条 この法律における土地区画整理法の準用について必要な技術的読替えその他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第百十条 個人施行者(法人である個人施行者に備組合の役員、総代若しくは職員)(以下「個人施

行者等」と総称する。)が、その職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けた上で不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 個人施行者等がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十一条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対して賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第百十二条 第六十三条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百十三条 第百四条第一項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他的工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除外しなかつた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(金刑を科する。)

第百十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第八十二条又は前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰

金刑を科する。

第百十五条 第七十七条において準用する土地区画整理法第八十二条第二項の規定又は第一百一条において准用する土地区画整理法第二百二十四条第一項の規定による都府県知事の検査を妨げたとき。

二 第九十六条において準用する土地区画整理法第二百二十四条第一項の規定による都府県知事の命令に違反したとき。

三 第九十六条において準用する土地区画整理法第三十九条第三項、第四十五条第三項若し事の命令に違反したとき。

一 住宅街区整備組合が住宅街区整備事業以外の事業を営んだとき。

二 第五十二条において準用する土地区画整理法第三十九条第三項、第四十五条第三項若し事の命令に違反したとき。

一 住宅街区整備組合が住宅街区整備事業以外の事業を営んだとき。

二 第五十二条において準用する土地区画整理法第三十九条第三項、第四十五条第三項若し事の命令に違反したとき。

三 第五十一条において準用する土地区画整理法第四十七条又は第四十九条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第五十二条において準用する土地区画整理法第四十八条の規定に違反して住宅街区整備組合の残余財産を処分したとき。

五 第九十六条において準用する土地区画整理法第一百二十五条第一項又は第二項の規定による都府県知事の検査を妨げたとき。

六 第九十六条において準用する土地区画整理法第一百二十五条第三項の規定による都府県知事の命令に違反したとき。

七 建設大臣、都府県知事若しくは市町村長又は総会、総会の部会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

八 住宅街区整備組合がこの法律の規定による公告をすべき場合において、公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

第九十七条において準用する土地区画整理法第八十四条第一項の規定に違反して簿書を個人施行者は、一万円以下の過料に処する。

二 第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第二項の規定に違反して簿書を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二 第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

第一百二十条次の各号に掲げる場合には、その行為をした住宅街区整備組合の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第四十五条第二項若しくは第四十八条第四項において準用する土地区画整理法第三十二条第一項の規定又は第四十五条第二項、第四十七条第三項若しくは第四十八条第四項において準用する同法第三十二条第三項から第五項までの規定に違反したとき。

二 第五十一条において準用する土地区画整理法第五十一条において準用する土地区画整理法第五十一条第一項中「又ハ新都市基盤整備法」を加える。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（名称の使用制限に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の際、現にその名称中に住宅街区整備組合という文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、第四十二条第二項の規定を適用しない。
（公有水面埋立法の一帯改正）
第三条 公有水面埋立法の一帯を次のよう改正する。
第一条第三項中「又ハ新都市基盤整備法」を改める。
（新都市基盤整備法又ハ大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法）
第四十二条第一項第二号中「又ハ新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）」を「新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）又は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第五十号）」に改め、同項第四号及び第五号中「又ハ新都市基盤整備法」を「新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法」に改める。
（土地区画整理法の一帯改正）
第七条 土地区画整理法の一帯を次のように改正する。
第一条第三項及第十一项第一項中「第四条第十九項」を「第四条第十一項」に改める。
（日本住宅公团法の一部改正）
第八条 日本住宅公团法（昭和三十年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
第三十一条第一項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に

（墓地、埋葬等に関する法律の一帯改正）
第四条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法）
第五十一条において準用する土地区画整理法第五十一条第一項中「又ハ新都市基盤整備法」を加える。

（都市計画法の一部改正）
第十一条 都市計画法の一帯を次のように改正する。
第一条第二項中「第四条第十三項」を「第四条第十四項」に改める。
（下水道整備緊急措置法）
第十三条 下水道整備緊急措置法（昭和四十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「第四条第十三項」を「第四条第十四項」に改める。
（国土総合開発公团法）
第五条 土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五条）の一部を次のように改正する。
第六条 土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五条）の一部を次のように改正する。
第七条 土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五条）の一部を次のように改正する。

（都市計画法の一部改正）
第十一条 都市計画法の一帯を次のように改正する。
第一条第二項各号に掲げる区域を「促進区域」とは、第十条の二の見出しを「（促進区域）」に改め、同条第一項を次のように改める。
（都市計画法の一部改正）
第十四条 中第十四項を第十五項とし、第四項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。
4 この法律において「促進区域」とは、第十条の二第一項各号に掲げる区域をいり、第十条の二の見出しを「（促進区域）」に改め、同条第一項を次のように改める。
（都市再開発法）
第一大都市再開発法（昭和四十四年法律第三十号）第七条第一項の規定による市街地再開発促進区域
二 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第五十号）第五条第一項の規定による土

次の二号を加える。

十四 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第五十号）による住宅街区整備事業を

促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第五十号）による住宅街区整備事業を

施行すること。

第三十一条第二項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

（国土総合開発公团法の一部改正）

（地域振興整備）

る不動産取得税については、当該取得が同法の施行の日から昭和五十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、その者の当該施設住宅の一部の取得に係る不動産取得税額（その一部を貸家の用に供する部分に係る不動産取政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該不動産取得税額から減額するものとする。

6 第七十三条の二十五から第七十三条の二十までの規定は、前項に規定する施設住宅の七までの規定は、前項に規定する施設住宅の一部の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「土地」とあるのは「施設住宅の一部」と、「前条第一項第一号」とあるのは「附則第十二条の二第五項」と、「同号」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「施設住宅の一部」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十二条の二第五項」と、「同号」とあるのは「同項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「施設住宅の一部」と、「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十二条の二第五項」と、「同号」とあるのは「同項」と、「同号」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

附則第十九条の二第一項中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)
 第十五条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。
 第三十四条の二第二項第三号イ中「第四条第十一項」を「第四条第十二項」に改める。
 第六十五条の四第一項第三号イ中「第四条第十一項」を「第四条第十二項」に改める。

(所得税法の一部改正)
 第十五条 所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中宗教法人の項の次に次のように加える。

住宅街区 整備組合	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第百四十九号）
和四十九年法律第百四十九号	（法人税法の一部改正）

第十七条 法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中宗教法人の項の次に次のように加える。

第十八条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中社会福祉事業振興会の項の次に次のように加える。

第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

住宅街区 整備組合	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第百四十九号）
和四十九年法律第百四十九号	（印紙税法の一部改正）

第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

住宅街区 整備組合	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第百四十九号）
和四十九年法律第百四十九号	（登録免許税法の一部改正）

第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

住宅街区 整備組合	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第百四十九号）
和四十九年法律第百四十九号	（登録免許税法の一部改正）

第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

住宅街区 整備組合	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第百四十九号）
和四十九年法律第百四十九号	（登録免許税法の一部改正）

第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

住宅街区 整備組合	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第百四十九号）
和四十九年法律第百四十九号	（登録免許税法の一部改正）

第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

住宅街区 整備組合	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第百四十九号）
和四十九年法律第百四十九号	（登録免許税法の一部改正）

第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

住宅街区 整備組合	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第百四十九号）
和四十九年法律第百四十九号	（登録免許税法の一部改正）

(建設省設置法の一部改正)
 第十九条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号の十三の次に次の一号を加える。

五の十四 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第百四十九号）の施行に関する事務を

管理すること。
 年法律第百四十九号の施行に関する事務を

第四条第三項中「第四条第六項」を「第四条第七項」に、「前条第六号の大」を「前条第五号の十四に規定する事務のうち宅地開発協議会に関するもの、同条第六号の大」に改め、同条第四項中「同条第五号の十三」の下に「及び第五号の十四」を加える。

六 住宅に困窮する低額所得者に対する住宅を確保するため、本法による公営住宅等の用地制度の活用に努めるとともに、住宅街区整備事業による共同住宅の一部が公営住宅等に与えられるよう十分配慮すること。

七 本法による特定土地区域画整理事業及び住宅街区整備事業について、大都市地域における人口集中を助長することのないよう適切な配慮をすべきである。

八 本法による特定土地区域画整理事業及び住宅街区整備事業について、大都市地域のみならず、これに準ずる地方の中核的な都市周辺においても施行することができるよう、今後十分検討すること。

九 船舶料理士の資格証明に関する条約（第六十九号）の締結について承認を求める件

右国会に提出する。

昭和五十年四月十六日
 内閣総理大臣 三木 武夫

二 本法による特定土地区域画整理事業及び住宅街区整備事業について、大都市地域のみならず、これに準ずる地方の中核的な都市周辺においても施行することができるよう、今後十分検討すること。

三 土地区域画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域に関する都計画の決定及びその区域内における市町村等の公的團体による特定土地区域画整理事業又は住宅街区整備事業の施行に当たつては、事前に関係権利者の意向を十分把握し、その意向に即してこれをを行うよう指導すること。

四 特定土地区域画整理事業及び住宅街区整備事業の施行に当たつては、近郊農業との調整について十分配慮すること。

五 大量の住宅地の供給と良好な住宅街区の整備を図るため、特定土地区域画整理事業及び住宅街区整備事業について、融資その他の助成措置をさらに強化するとともに、これらの事業に関連して必要となる公共公益施設の整備に要する費用についてもその助成措置の強化を図ること。

六 住宅に困窮する低額所得者に対する住宅を確保するため、本法による公営住宅等の用地制度の活用に努めるとともに、住宅街区整備事業による共同住宅の一部が公営住宅等に与えられるよう十分配慮すること。

七 本法による特定土地区域画整理事業及び住宅街区整備事業について、大都市地域のみならず、これに準ずる地方の中核的な都市周辺においても施行することができるよう十分検討すること。

八 本法による特定土地区域画整理事業及び住宅街区整備事業について、大都市地域のみならず、これに準ずる地方の中核的な都市周辺においても施行することができるよう十分検討すること。

九 船舶料理士の資格証明に関する条約（第六十九号）の締結について承認を求める件

右国会に提出する。

昭和五十年四月十六日
 内閣総理大臣 三木 武夫

二 本法による特定土地区域画整理事業及び住宅街区整備事業について、大都市地域のみならず、これに準ずる地方の中核的な都市周辺においても施行することができるよう十分検討すること。

三 土地区域画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域に関する都計画の決定及びその区域内における市町村等の公的團体による特定土地区域画整理事業又は住宅街区整備事業の施行に当たつては、事前に関係権利者の意向を十分把握し、その意向に即してこれをを行うよう指導すること。

四 特定土地区域画整理事業及び住宅街区整備事業の施行に当たつては、近郊農業との調整について十分配慮すること。

たしたい。これが、この案件を提出する理由である。

船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)

国際労働機関の総会は、
理事会によりシートルに招集され、千九百四十六年六月六日にその第二十八回会期として会合し、

その会期の議事日程の第四議題に含まれている船舶料理士の資格証明に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百四十六年の船舶料理士資格証明条約と称することができる。)を千九百四十六年六月二十七日に採択する。

第一条 この条約は、公有であると私有であるとを問わず、營利のために貨物又は旅客の運送に從事し、かつ、この条約の適用を受ける領域において登録されている海上航行船舶について適用する。

第二条 この条約の適用上、「船舶料理士」とは、船舶の乗組員のための食事の調理について直接に責任を負う者をいう。

第三条

この条約の規定に従つて与えられる船舶料理士の資格証明書を有する者以外の者をこの条約が適用される船舶内において船舶料理士として従事させてはならない。

第四条

もつとも、権限のある機関は、資格証明書を有する船舶料理士が不足していると認める場合

には、1の規定の適用を免除することができる。

第五条

事務局長に通知する。

第八条

この条約は、国際労働機関の加盟国准が事務局長に登録されたものののみを拘束する。

- 1 権限のある機関は、試験を実施するため及び資格証明書を与えるための措置をとる。
- 2 資格証明書は、次の(a)から(c)までの要件を満たしている者以外の者に対する与え方はならないこと。

- (a) 権限のある機関が定める最低年齢に達していること。
- (b) 権限のある機関が定める最小限の期間海上において勤務したこと。
- (c) 権限のある機関が定める試験に合格したこと。

- 3 所定の試験においては、受験者の食事を調理する能力についての実技試験を行う。所定の試験は、また、食品価値、変化がありかつ適切に均衡のとれた献立の作成並びに船内における食品の取扱い及び貯蔵に関する受験者の知識についての試験を含まなければならない。

- 4 所定の試験及び資格証明書は、権限のある機関が直接に、又は認められた料理人訓練学校その他の団体が権限のある機関の規制の下に、実施し及び与えることができる。

- 5 第五条

- 6 第二条

- 7 第三条

- 8 第四条

- 9 第五条

間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了することと、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第十条

国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

第十二条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百一一条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十三条

国際労働機関の理事会は、この条約が効力を生じた後十年の期間が満了することと、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議する。

第十四条

- 1 この条約を批准した加盟国は、この条約が効力を生じた日から十年を経過した後は、登録する海員については、当該勤務に関する証明書を有する資格証明書と同等なものとして認めることを国内法に規定することができる。
- 2 この条約を批准した後一年間は効力を生じない。
- 3 この条約を批准した加盟国で、1に定める十一年の期間が満了した後一年間は効力を生じない。
- 4 この条約を批准した加盟国は、登録された日の後一年間にこの条に規定する廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了することと、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

は、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項の自動車を無料で使用することができる。ただし、当該公職の候補者に係る供託物が第九十三条(供託物の没収)第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国庫に帰属することとなる場合に限る。

第一百四十二条に次の一項を加える。

4 衆議院議員の総選挙については、衆議院の解散に付し、公職の候補者又は公職の候補者となるとする者(公職にある者を含む。)の氏名又はこれらの者の氏名が類推されるような事項を表示して、郵便又は電報により、選挙人にあいさつする行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。

第一百四十三条に次の三項を加える。

13 衆議院議員及び参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号のポスター(参議院全国選出議員の選挙については、同号のポスター)を無料で作成することができる。この場合においては、第一百四十二条(自動車、拡声機及び船舶の使用)第四項ただし書の規定を準用する。

14 公職の候補者又は公職の候補者となるとする者(公職にある者を含む。)の氏名又は公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書(後援団体の名称を表示する文書)又は掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。

1 立札及び看板の類で、政令で定める総数の

範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの

一一 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のも

の

三 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会(以下この号において「演説会等」という。)の会場において当該演説会等の開催中使用されるもの

四 第十四章の三(政党その他の政治団体の選挙における政治活動)の規定により使用することができるもの

15 前項第一号の立札及び看板の類は、縦百五センチ×メートル、横四十センチ×メートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選舉管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については、中央選舉管理会)の定めるところの表示をしたものでなければならぬ。

セセンチメートル、横四十センチ×メートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選舉管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については、中央選舉管理会)の定めによるところの表示をしたものでなければならない。

れ、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものとする。

第百九十七条の二第一項中「次の各号に」を「政令で」に改め、各号を削り、同項第二項を削り、同項第三項中「第一項の」を「前項の」に、「三千円以内で」を「政令で定める基準に従い」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第二項とする。

第百九十九条の二第一項本文中、当該選挙に関する「者に対し」の下に「いかなる名義をもつてするを問わず」を加え、同項ただし書きを次のように改める。

ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は親族に対してする場合及び当該公職の候補者又は公職の候補者となるとする者(公

職にある者を含む。)が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会(当該選挙区選挙区がないときには、選挙の行われる区域)外において行われるもの及び第百九十九条の五(後援団体に関するところの表示をしたものでなければならない。

セセンチメートル、横四十センチ×メートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選舉管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については、中央選舉管理会)の定めによるところの表示をしたものでなければならない。

この場合において、同条第二項中「通常の方法(選挙運動の期間中及び選挙の当日において、定期購読者以外の者に対して頒布する新聞紙又は雑誌について発行されている期間が六月以上のものについては「通常の方法(定期購読者以外の者に対して頒布する新聞紙又は雑誌について発行されている期間が六月に満たないものについては「通常の方法(政談演説会の会場において頒布する場合を除き、有償である場合に限る。)」と読み替えるものとする。)

第十四章の三中第二百一条の十四の次に次の二条を加える。
(新聞による政策広告)
第二百一条の十五 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙においては、第二百一条の五(總選挙における政治活動の規制)第三項(第二百一条の六(通常選挙における政治活動の規制)第二項において準用する場合を含む。)の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体が、選挙運動の期間中、政策の普及宣伝及び演説の告知のため行う広告で、自治大臣の定めるところにより、同一寸法で、いずれか一の新聞において行うものについては、三回(衆議院議員の總選挙にあつては、所属候補者の数が百人を超える場合にはその超える数が五十人を増すごとに一回を三回に加えた回数、参議院議員の通常選挙にあつては、所属候補者の数が三十人を超える場合にはその超える数が十五人を増すごとに一回を三回に加えた回数)限り、無料とする。

第二百十条を次のように改める。

第二百十一条 第二百五十五条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効)第一

4 前三項の金銭 物品その他の財産上の利益に花輪、供花、香典又は祝儀として供与さるの臨時に発行するものを除き)を加え、同項後段を次のように改める。

第二百十一条 第二百五十五条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効)第一

えの取下げがあつた時又は第二百十一条(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効の訴訟)の規定による訴訟についての原告勝訴の判決が確定した時において、それぞれ生ずるものとする。

第二百五十二条の二第一項中「五千円以上十万円以下」を「三十万円以下」に改め、同条第二項中「五万円」を「二十万円」に改める。同条第二項中「左の」を「次の」に、「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百五十四条の次に次の二条を加える。

(総括主宰者、出納責任者等の処刑の通知)

第二百五十四条の二 第二百五十二条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効)第一項第一号から第三号までに掲げる者が第二百二十二条(買収及び利害誘導罪)第三項、第二百二十二条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)第三項、第二百二十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)第三項若しくは第二百二十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)第二項の規定により刑に処せられたとき又は出納責任者が第二百四十七条(選舉費用の法定額違反)の規定により刑に処せられたときは、当該事件が係属した最後の審級の裁判所は、検察官の申立てにより、その旨を

これらの者に係る当選人に書面により速やかに通知しなければならない。

裁判所の長は、その旨を、自治大臣に通知し、中央選舉管理会、この法律に定めるその他の選舉については関係地方公共団体の長を経て当該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員会に通知しなければならない。

第一項の規定による通知が行われたときは、

第一編第四章第三節(送達)の規定を準用する。

埼玉県	東京都	千葉県	第一区
第一区	第二区	第三区	第七区
五人	四人	五人	八人
六人	五人	五人	七人

大港区	西成吉速正に第六区	天王寺区
住之江区	阿生野区	南天王寺区
東住吉区	東倍野区	平野区
天王寺区	南天王寺区	天王寺区

附則第八項の表を次のように改める。

兵庫県	大阪府	神奈川県	第一区
第一区	第二区	第三区	第七区
八人	五人	五人	八人
五人	六人	五人	五人
六人	七人	八人	七人
四人	五人	五人	五人
五人	五人	五人	五人

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二項、第七項及び第八項の改正規定は、次の総選挙から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第三十四条第四項、第九十二条、第一百七条、第一百九条、第一百三十九条、第一百四十二条、第一百三十三項及び第四項、第一百四十三条第十一項、第一百四十八条第二項、第一百四十九条第二項、第一百九十七条の二第一項及び第二項、第二百十条、第二百十一条、第二百十七条、第二百十九条、第二百二十条第二項、第二百五十一条の四、第二百五十四条の二並びに第二百六十三条第五号の四、第六号の二及び第十三号並びに

この法律による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)第三条及び第十五条中「附則第十三項」を「附則第十二項」に改め、同項を附則第十四項とする。附則中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とする。

附則第十五項中「附則第十三項」を「附則第十二項」に改め、同項を附則第十四項とする。附則中第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

後その選挙の期日を公示され又は告示された選

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣)

提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における選挙の実情にかんがみ、衆議院議員の総定数及び各選挙区において選挙すべき定数については是正を行うとともに、選挙の腐敗を防止し、及びその公正を確保する等のため、供託金の引上げ、選挙公営の拡充、寄附、文書図画の掲示及び機関紙等の領布の制限の強化並びに連座制の強化その他所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

第一 衆議院議員の定数は正に関する事項

衆議院議員の次の各選挙区内において選挙すべき議員の数を、当分の間、次のとおりとし、衆議院議員の総定数を、当分の間、五百十一人とする。

埼玉県 第一区 六人(現行 四人)

千葉県 第二区 七人(三 四人)

東京都 第七区 八人(三 五人)

神奈川県 第十区 五人(三 四人)

第一区 八人(三 五人)

第二区 五人(三 四人)

第三区 六人(三 五人)

愛知県 第一区 四人(三 三人)

第六区 四人(三 三人)

大阪府 第二区 七人(三 四人)

第一区 五人(三 四人)

第二 供託金に関する事項
供託金の額を約三倍程度の額に引き上げるものとすること。

第三 選挙公営に関する事項

一 選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営

衆議院議員及び参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、供託物が国庫に帰属することとならない場合に限り、政令で定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができるものとするとともに、選挙運動用ポスター等についても無料で作成することができるものとする。

二 新聞による政策広告の公営

衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙においては、確認団体が選挙運動の期間中、政策の普及宣伝及び演説の告知のために行う広告は、一定の限度内で無料とするものとすること。

第四 後援団体等に関する文書図画の掲示に関する事項

公職の候補者等の政治活動のために使用される候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものは掲示することができないものとすること。なお、これに違反する文書図画があると認めたときは、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、これを撤去させることができるものとすること。

一 立札及び看板の類で、政令で定める総数の範囲内で、政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの

二 ポスターでベニヤ板等で裏打ちされていなもの

三 演説会等の会場において開催中使用されるもの

四 確認団体が使用することができるもの

第五 公職の候補者等の寄附の禁止に関する事項

公職の候補者等は、当該選挙に関するとおりを問わず、当該選挙区内にある者に対し、政党その他の政治団体又は親族に対してもする

場合及び公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために当該選挙区内で行う講習会等において必要やむを得ない実費の補償としてする場合を除き、寄附をしてはならないものとすること。また、公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、これらの者の氏名を表示し又は氏名が類推されるような方法でする寄附についても、政党その他の政治団体若しくはその支部に対して寄附をする場合を除き、これをしてはならないものとすること。

第六 機関紙等の領布に関する事項

一 政党その他の政治団体の機関紙誌の号外等について、選挙運動の期間中及び選挙の当日においては、選挙に関する報道評論を掲載したものを領布することができないものとすること。

二 右のほかに、選挙に関する報道評論を掲載した確認団体の届出機関紙誌又は一般紙誌の領布については、選挙運動の期間中及び選挙の当日においては、当該新聞紙又は雑誌の定期購読者以外の者に対する報道評論を掲載する場合に限るものとすること。ただし、政談演説会の会場内においてする確認団体の届出機関紙誌の領布については、この限りでないものとすること。

第七 連座制に関する事項

総括主導者等が買収及び利害誘導罪等の規定により刑に処せられたとき又は出納責任者が選挙費用の法定額違反の規定により刑に処せられたときは、最後の審級の裁判所は、検察官の申立てにより、その旨をこれらの者に係る当選人に書面により速やかに通知しなければならないものとし、この通知を受けた当選人は、検察官を被告とし、通知を受けた日から三十日以内に、高等裁判所に、これら者が当該当選人に係る総括主導者等に該当しないことを理由とし、当該当選が無効とならないことの確認を求める訴訟を提起すること

第六 その他のいわゆる解散電報等の禁止、実費弁償及び報酬の額の基準の政令委任、罰則の強化等所要の規定の整備を図るものとする

第九 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超過しない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、衆議院議員の定数に関する改正規定は、次の総選挙から施行するものとすること。

第十 議案の修正議決理由

最近における選挙の実情にかんがみ、衆議院議員の総定数及び各選挙区において選挙すべき定数について是正を行うとともに、選挙の腐敗を防止し、及びその公正を確保する等のため、供託金の引上げ、選挙公営の拡充、寄附、文書図画の掲示及び機関紙等の領布の制限の強化並びに連座制の強化等の見地から妥当な措置と認められるが、なお、衆議院議員の選挙区の区割及び選挙区において選挙すべき議員の数、選挙運動用の通常葉書及びビラ、機関紙誌の領布、新聞による政策広告の公営等については修正する必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

二 なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本修正の結果必要とする経費は、衆議院議員の総選挙については約三億四千万円、参議院議員の通常選挙については、約二億六千万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

見要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、福田自治大臣より本修正に対し「政府としては、やむを得ない旨の意見が述べられた」。

右報告する。

昭和五十年六月四日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 小澤 太郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

め、同条に次の二項を加える。

2 通常一般の社交の程度を超えて第百九十九条の一〇の規定及び第二項に規定して同条の規定に違反したものとみなす。

第二百六十三条第六号〇の次に次の二号を加える。

六の二 第百四十三条第十三項(ポスターの作成の公営)の規定によるポスターの作成に要する費用

附則第二項中「四百九十一人」を「五百十一人」に改める。

附則第七項に後段として次のように加える。

この場合において、千葉県第一区の分割にかかるわらず、市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第十一條の規定による衆議院議員の選舉区に関する千葉市に係る特例については、なお前例による。

埼玉県 浦川和口市市		埼玉県 第一区 上鴻大鳩戸蕨草浦川 尾巣宮田加和口谷市市市市市市市		千葉県 第一区 西住浪大港西 成吉速正 名守中中西北東千種 東山村 区区区区区区区	
第一区 三人		第一区 四人 に、第六区 東河生南天王寺 住倍野吉野区区区区区区 平東阿生南天王寺 住倍野吉野区区区区区区 天緑南港中熟瑞昭 白川田穗和 区区区区区区区		第一区 三人 に、第六区 江戸川区区区区区区 四人を第十区 江戸川足立 区区区区区区区 五人	
第一区 三人		第一区 四人 に、第一区 西住浪大港西 成吉速正 名守中中西北東千種 東山村 区区区区区区区 三人		第一区 四人 に、第一区 江戸川足立 区区区区区区区 五人	

第六区	第五区	第一区	東京都	第一区	千葉県	第一区	北足立郡市
荒江墨練板北豊台文新港中千 川東田馬橋島東京宿中央田 区区区区区区区区区区区区区	葛原葉田戸橋川葉 郡郡郡市市市市市	東市千野松船市千 葛飾郡郡郡市市市市					
第六区	第九区	第五区	第一区	東京都	千葉県	第五区	北足立郡市
荒江墨練板北豊台文中新港千 川東田馬橋島東京央宿田 区区区区区区区区区区区区	葛ヶ孫山田戸川千原志野 郡郡郡市市市市市市市	東鎌我流柏野松市八市習船千 葛飾谷子郡市市市市市市市市					
四人	三人	三人	三人	三人	四人	三人	

神奈川県

第七区

北南西青三武立八
多多多藏王
摩摩摩梅鷹野子
郡郡郡市市市市

江葛足
戸飾立
川区区

第一区

神奈川県

第十一区

第七区

第十区

緑港中西神鶴
北奈見川
区区区区区

西秋稻多泊福日町調府青八武東清東保田国國東小小昭三武立江葛足
多川城摩江生野田布中梅王藏久大分村金藏戸飾立
摩子山米和谷無立寺山井鷹野川川
郡市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市区区区

四人

四人

四人

五人

第一区名古屋市

愛知県

第三区

第一区横浜市

津愛足足中高茅小藤平
久甲柄柄座ケ田沢塚
井下上崎原
郡郡郡郡郡市市市

第一区

愛知県

第五区

第三区

第四区

瑞昭名守中中西北東千
穂和東山村種
区区区区区区区

愛足足中南伊厚秦小平津高座海大相茅藤瀬旭港戸金磯保南
柄柄足勢木野坂久老模ケ澤谷南塚沢子ヶ谷
甲下上柄原原井間名原崎
郡郡郡市市市市郡市市市市市市市市区区区区区

四人

三人

三人

四人

昭和五十年六月五日 衆議院会議録第二十六号(一) 公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

				大阪府
第三区	第一区			
北 豊 三 寢 荐 枚 守 高 吹 池 豊	西 東 住 阿 生 浪 南 天 大 港 西			
河 能 島 屋 木 方 口 楠 田 田 中	成 吉 住 倍 野 速 王 正			
内 川 郡 郡 郡 市 市 市 市 市 市	吉 野 寺	区 区 区 区 区 区 区 区 区		
第七区	第三区	第六区	第一区	第六区
交 四 門 大 寢 枚 守 豊 三 摂 箕 荐 高 吹 池 豊 平 東 阿 生 南 天 住 西 住 浪 大 港 西	天 緑 南 港 中 熟			
條 野 真 東 川 房 口 能 島 津 面 木 楠 田 田 中 住 倍 王 之 成 吉 速 正	白 川 田			
曇 嘴 郡 郡 郡 市 市 市 市 市 市 市 区 区 区 区 区 区 区 区 区	区 区 区 区 区 区 区 区 区			
三人	四人	三人	三人	四人

九一八

中
神奈川県
第一区
五人

埼玉県 第一区	千葉県 第一区	東京都 第二区	神奈川県 第三区	大阪府 第二区	兵庫県 第一区
六人	七人	五人	八人	五人	五人

十一 ポスター作成公費
第十一條の見出しを「新聞広告公費等」に改め、同条中「新聞広告の公費」を「衆議院議員及び參議院地方選出議員の選舉の新聞広告、選舉運動用自動車の使用○及び、ビラの作成公營に改める。
〔別紙〕
公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
一 參議院地方区の定数是正については、早急に結論を得るよう政府は特段の措置を講ずること。
一 全国区制度のあり方についても、早急に検討すること。

第七条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律中「左の」を「次の」に改め、第十一号を第三条中「左の」を「次の」に改め、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十二 この法律による改正後の地方自治法(昭和二十四年法律第六十五回、施行日以後の選舉の期日を告示された選舉において選舉された地方公共団体の議会の議員及び長について適用し、施行日の前日までにその選舉の期日を告示された選舉において選舉された地方公共団体の議会の議員及び長については、なお前項の例による。)
(国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

百六十三条第五号の四、○第六号の二及び第十
三号並びにこの法律による改正後の漁業法（昭
和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第
一項、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関
する法律（昭和二十五年法律第二百七十九号）第三
条及び第十一條並びに農業委員会等に関する規
律（昭和二十六年法律第二百八十二号）第十一條の規
定は、この法律の施行の日（以下「施行日」とい
う。以後その選挙の期日を公示され又は告示さ
れた選挙について適用し、施行日の前日までに
その選挙の期日を公示され又は告示された選挙
については、なお従前の例による。

この法律による改正後の地方自治法（昭和二

政治資金規正法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十年四月八日

内閣総理大臣 三木 武夫

政治資金規正法の一部を改正する法律
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四
号)の一部を次のように改正する。

政治資金規正法目次中「第二章 政党、協会その他の団体及び公職の候補者以外の者」を「第二章 政治団体の届出等」に改める。
(目的)
第一条から第五条までを次のように改める。

第一条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性にかんがみ、その政治活動が国民の不斷の監視と批判の下に行われるようにするため、政党その他の政治団体の届出、政治資金の収支の公開並びに授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。
(基本理念)

第二条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意志を抑制することのないよう、適切に運用されなければならない。

第三条 政党その他の政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たつては、いやしくも國民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならぬ。

(定義等)

第三条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。
一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

一 特定の公職の候補者(公職選挙法(昭和二十
五年法律第百号))第八十六条の規定により候
補者として届出をし、又は推薦届出をされた
者をいい、当該候補者となるうとする者及び

同法第三条に規定する公職にある者を含む。
以下同じ。)を推薦し、支持し、又はこれに反
対することを本来の目的とする団体

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活
動をその主たる活動として組織的かつ継続的
に行う団体

イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支
持し、又はこれに反対すること。

ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、
又はこれに反対すること。

二 この法律において「政党」とは、政治団体のうち次の各号の一に該当するものをいう。

一 直近において行われた衆議院議員の総選挙
において、公職選挙法第二百一条の五第三項
の規定による自治大臣の確認書の交付を受け
たもの

二 直近において行われた参議院議員の通常選
挙において、公職選挙法第二百一条の六第二
項において準用する同法第二百一条の六第三
項の規定による自治大臣の確認書の交付を受け
たもの

三 前二号の規定に該当する政治団体に所属し
ていない衆議院議員又は参議院議員が五人以
上所属しているもの

四 前項第三号の規定は、他の政党に所属してい
ない政党その他の政治団体を指すものとみなす。

五 「第二章 政党、協会その他の団体」を「第二章
政治団体の届出等」に改める。

第六条 政治団体は、その組織の日又は第三条第
一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつ
た日(同項第二号の団体にあつては、次条第二
項前段の規定による届出がされた日)から七日
以内に、郵便によることなく文書で、その旨、
当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所
在地及び主としてその活動を行う区域、当該政
治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に
事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその
職務を行なうべき者それぞれ一人の氏名、住所、
金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成
員が負担するものをいう。

三 この法律において「寄附」とは、金銭、物品そ
の他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又
は会費その他債務の履行としてされるもの以外
のものをいう。

四 この法律において「政治活動に関する寄附」と
は、政治団体に対ししてされる寄附又は公職の候
補者の政治活動(選挙運動を含む。)に関してさ
れる寄附をいう。

五 この法律において「支出」とは、金銭、物品そ
の他の財産上の利益の供与又は交付をいう。

一 直近において行われた衆議院議員の選挙管
理委員会を経て自治大臣

二 二以上の都道府県の区域にわたり、又は主
たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地
域において、主としてその活動を行う政治団
体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙
管理委員会を経て自治大臣

三 政党及び政治資金団体 主たる事務所の所
在地の都道府県の選挙管理委員会を経て自治
大臣

四 第一項及び第二項の規定は、政党以外の政
治団体が第三条第二項の規定に該当することによ
り政党となつた場合について準用する。

五 第一項の文書の様式は、自治省令で定める。

六 第一項及び第二項の規定は、政党以外の政
治団体が第三条第二項の規定に該当することによ
り政党となつた場合について準用する。

第七条中「政党、協会その他の団体は、前条」を
「政治団体は、第六条第一項(同条第四項において
準用する場合を含む。次条及び第七条の三において
同じ。)に改め、「あつたときは」の下に「第六
条第四項に規定する場合に該当する場合を除き」
を加え、「前条の例」を「その異動に係る事項を同
条第一項の規定の例」に改め、同条に後段として

次のように加える。

同条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により政治団体が提出した綱領等の内容に異動があつたときも、同様とする。

第七条の次に次の二条を加える。

(政治団体の名称等の公表)

第七条の一 第六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、その届出に係る政治団体の名称、その代表者及び会計責任者の氏名、当該政治団体の主たる事務所の所在地並びに当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときは、その旨を、遅滞なく、告示しなければならない。これらの事項につき前条前段の規定による届出があつたときも、同様とする。

二 都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により告示をしたときは、直ちに当該告示の写しを自治大臣に送付しなければならない。

3 政党が第三条第二項の規定に該当しなかつたことにより政党でなくなつたとき又は政治資金団体につき第六条の二第一項後段の規定による届出があつたときは、自治大臣は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。(届出台帳の調製等)

第七条の三 第六条第一項の規定による届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、その届出に係る政治団体の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関する必要な事項は、自治省令で定める。

第八条に見出しとして「(届出前の寄附又は支出の禁止)」を付し、同条中「政党、協会その他の団体」を「政治団体」に、「第六条又は前条」を「第六条第一項」に、「なされた」を「された」に改め、「公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の」を削り、「政治活動」の下に「(選挙運動を含む。)」を加え、「以て」を「もつて」に改め、ただし書を削る。

第十条に見出しとして「(会計責任者に対する明

第九条を次のように改める。

(会計帳簿の備付け及び記載)

第九条 政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体のすべての収入及び支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条及び第十七条において同じ。)並びに当該収入及び支出に係る次に掲げる事項

責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条及び第十七条において同じ。)並びに当該収入及び支出に係る次に掲げる事項

細書の提出)を付し、同条中「何人も、」を削り、「政党、協会その他の団体」を「政治団体」に、「主幹者若しくは」を「又は」に改め、「寄附を受け、又は」を削り、「寄附を受け又は支出」を「その支出」に、「寄附をし、又は支出」を「当該支出」に、「寄附又は支出の金額、年月日及び年月日」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の二項を加える。

2 政治団体のために寄附のあつせん(特定の政

治団体又は公職の候補者のために政治活動に関

する寄附を集めて、これを当該政治団体又は公

職の候補者に提供することをいう。以下同じ。)

2 政治団体のために寄附のあつせん(特定の政

治団体又は公職の候補者のために政治活動に関

する寄附を集めて、これを当該政治団体又は公

内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、四月以内)に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣に提出しなければならない。

一 収入については、次に掲げる事項

イ 個人が負担する党費又は会費について

ロ 寄附については、その件数、金額及び納入年月日

(一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が一万円以上のものに限る。)について、その支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに当該支出の目的、金額及び年月日

2 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同項第一号の支出について、自治省令で定めるところにより、領収書等の写し(領収書等を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面)を併せて提出しなければならない。

3 第一項の報告書の様式及び記載要領は、自治省令で定める。

第十三条 前条第一項の規定は、政治団体の会計責任者が同項の規定により報告すべき寄附以外の寄附について同項の規定による報告書に同項の規定により報告すべき寄附に準じて記載することを妨げるものではない。

(監査意見書の添付)

第十四条 政党又は政治資金団体の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書を提出するときは、あらかじめ、当該政党又は政治資金団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づいて設けられた会計監査を行うべき者に対し、当該報告書に係る会計帳簿、明細書(第十条に規定する明細書をいう。以下同じ。)及び領収書等についての監査意見を求め、当該監査意見を記載した書面を当該報告書に添付するものとする。

2 前項の書面の様式は、自治省令で定める。

第十五条 に見出しとして「(会計責任者の事務の引継ぎ)」を付し、同条第一項中「政党、協会その他の団体」を「政治団体」に改め、同条第二項中「引継ぎ」を「引継ぎ」に改め、「第六条第二項の規定により」を削り、「同項に項番号を付し、同条第三項中「引継ぎ」を「引継ぎ」に改め、「第十二条及び第十三条の例により」を削り、「第十二条及び第

の」に改め、同項に項番号を付する。

第十六条に見出しとして「(会計帳簿等の保存)」を付し、同条中「政党、協会その他の団体」を「政治団体」に、「第十二条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面」を「領収書等」に、「第十二条又は第十三条の規定による報告書提出の日から三年間」を「第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで」に改める。

第十七条に見出しとして「(解散の届出等)」を付し、同条第一項中「政党が解散したとき、又は政党の他の団体が第三条に規定する目的を有しなくなつたとき」を「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」に改め、「又は主幹者」を削り、「十五日」を「三十日」に、「第十二条の例により解散の日又は第三十条に規定する目的を有しなくなつた日の現在」を「第十二条第一項の規定の例により、その日現在に、寄附及びその他の収入並びに」を「収入及び大臣に」を削り、同条第二項を次のよう改める。

2 政治団体が第十二条第一項の規定による報告書をその提出期限までに提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるときは、第八条の規定の適用について当該都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣に改め、同条第二項中「前項の期間内において

第十四条の規定は第一項の報告書について、第七条の二第二項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が告示をしたときについて、それぞれ準用する。

第十八条 政治団体(政治資金団体を除く。)が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それらの政治団体とみなしてこの章の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。

第七条の二第三項及び第十四条(前条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、当該政その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部については適用がないものとし、政治団体の支部についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第十九条 削除

第二十条に見出しとして「(收支報告書の要旨の公表)」を付し、同条第一項中「第十二条乃至第十四条、第十七条若しくはこれらを準用する第十八条又は前条」を「第十二条第一項又は第十七条第一項」に、「中央選挙管理会又は」を「又は都道府県の」に改め、同条第二項中「及び中央選挙管理会」及び「市町村の選挙管理委員会にあつてはその予め告示を以て定めたところの周知させ易い方法に

よつて」を削り、同項に項番号を付し、同条に次の一項を加える。

3 都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定により同項の報告書の要旨を公表したときは、直ちにその写しを自治大臣に送付しなければならない。

第二十一条に見出しとして「(収支報告書等の保存及び閲覧)」を付し、同条第一項中「第十二条乃至第十四条、第十七条若しくはこれらを準用する第十八条又は第十九条の規定による報告書は、これを」を「前条第一項に規定する報告書及び第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による書面は、これらを」に、「中央選挙管理会又は選挙管理委員会において、受理した日から三年間これを」を「又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書の要旨を公表した日から三年を経過する日までに改め、同条第二項中「前項の期間内においては」を「前条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間に改め、「又は中央選挙管理会及び「又は市町村」を削り、「それらの」を「当該に」、「報告書」を「当該報告書又は書面」に改め、同項に項番号を付する。

第二十二条 政治活動に関する寄附は、各年内に当該都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

第一個人のする寄附
二会社のする寄附

一	二千五百円
二	三千五百円
三	五千五百円
四	七百五十万円
五	一千五百万元
六	三千五百万元
七	五千五百万元
八	七千五百万元
九	九千五百万元
十	一亿一千五百万元
十一	一亿三千五百万元
十二	一亿五千五百万元
十三	一亿七千五百万元
十四	一亿九千五百万元
十五	二亿一千五百万元
十六	二亿三千五百万元
十七	二亿五千五百万元
十八	二亿七千五百万元
十九	二亿九千五百万元
二十	三亿一千五百万元
二十一	三亿三千五百万元
二十二	三亿五千五百万元
二十三	三亿七千五百万元
二十四	三亿九千五百万元
二十五	四亿一千五百万元
二十六	四亿三千五百万元
二十七	四亿五千五百万元
二十八	四亿七千五百万元
二十九	四亿九千五百万元
三十	五亿一千五百万元
三十一	五亿三千五百万元
三十二	五亿五千五百万元
三十三	五亿七千五百万元
三十四	五亿九千五百万元
三十五	六亿一千五百万元
三十六	六亿三千五百万元
三十七	六亿五千五百万元
三十八	六亿七千五百万元
三十九	六亿九千五百万元
四十	七亿一千五百万元
四十一	七亿三千五百万元
四十二	七亿五千五百万元
四十三	七亿七千五百万元
四十四	七亿九千五百万元
四十五	八亿一千五百万元
四十六	八亿三千五百万元
四十七	八亿五千五百万元
四十八	八亿七千五百万元
四十九	八亿九千五百万元
五十	九亿一千五百万元
五十一	九亿三千五百万元
五十二	九亿五千五百万元
五十三	九亿七千五百万元
五十四	九亿九千五百万元
五十五	一亿一千五百万元
五十六	一亿三千五百万元
五十七	一亿五千五百万元
五十八	一亿七千五百万元
五十九	一亿九千五百万元
六十	二亿一千五百万元
六十一	二亿三千五百万元
六十二	二亿五千五百万元
六十三	二亿七千五百万元
六十四	二亿九千五百万元
六十五	三亿一千五百万元
六十六	三亿三千五百万元
六十七	三亿五千五百万元
六十八	三亿七千五百万元
六十九	三亿九千五百万元
七十	四亿一千五百万元
七十一	四亿三千五百万元
七十二	四亿五千五百万元
七十三	四亿七千五百万元
七十四	四亿九千五百万元
七十五	五亿一千五百万元
七十六	五亿三千五百万元
七十七	五亿五千五百万元
七十八	五亿七千五百万元
七十九	五亿九千五百万元
八十	六亿一千五百万元
八十一	六亿三千五百万元
八十二	六亿五千五百万元
八十三	六亿七千五百万元
八十四	六亿九千五百万元
八十五	七亿一千五百万元
八十六	七亿三千五百万元
八十七	七亿五千五百万元
八十八	七亿七千五百万元
八十九	七亿九千五百万元
九十	八亿一千五百万元
九十一	八亿三千五百万元
九十二	八亿五千五百万元
九十三	八亿七千五百万元
九十四	八亿九千五百万元
九十五	九亿一千五百万元
九十六	九亿三千五百万元
九十七	九亿五千五百万元
九十八	九亿七千五百万元
九十九	九亿九千五百万元
一百	一亿一千五百万元
一百零一	一亿三千五百万元
一百零二	一亿五千五百万元
一百零三	一亿七千五百万元
一百零四	一亿九千五百万元
一百零五	二亿一千五百万元
一百零六	二亿三千五百万元
一百零七	二亿五千五百万元
一百零八	二亿七千五百万元
一百零九	二亿九千五百万元
一百一十	三亿一千五百万元
一百一十一	三亿三千五百万元
一百一十二	三亿五千五百万元
一百一十三	三亿七千五百万元
一百一十四	三亿九千五百万元
一百一十五	四亿一千五百万元
一百一十六	四亿三千五百万元
一百一十七	四亿五千五百万元
一百一十八	四亿七千五百万元
一百一十九	四亿九千五百万元
一百二十	五亿一千五百万元
一百二十一	五亿三千五百万元
一百二十二	五亿五千五百万元
一百二十三	五亿七千五百万元
一百二十四	五亿九千五百万元
一百二十五	六亿一千五百万元
一百二十六	六亿三千五百万元
一百二十七	六亿五千五百万元
一百二十八	六亿七千五百万元
一百二十九	六亿九千五百万元
一百三十	七亿一千五百万元
一百三十一	七亿三千五百万元
一百三十二	七亿五千五百万元
一百三十三	七亿七千五百万元
一百三十四	七亿九千五百万元
一百三十五	八亿一千五百万元
一百三十六	八亿三千五百万元
一百三十七	八亿五千五百万元
一百三十八	八亿七千五百万元
一百三十九	八亿九千五百万元
一百四十	九亿一千五百万元
一百四十一	九亿三千五百万元
一百四十二	九亿五千五百万元
一百四十三	九亿七千五百万元
一百四十四	九亿九千五百万元
一百四十五	一亿一千五百万元
一百四十六	一亿三千五百万元
一百四十七	一亿五千五百万元
一百四十八	一亿七千五百万元
一百四十九	一亿九千五百万元
一百五十	二亿一千五百万元
一百五十一	二亿三千五百万元
一百五十二	二亿五千五百万元
一百五十三	二亿七千五百万元
一百五十四	二亿九千五百万元
一百五十五	三亿一千五百万元
一百五十六	三亿三千五百万元
一百五十七	三亿五千五百万元
一百五十八	三亿七千五百万元
一百五十九	三亿九千五百万元
一百六十	四亿一千五百万元
一百六十一	四亿三千五百万元
一百六十二	四亿五千五百万元
一百六十三	四亿七千五百万元
一百六十四	四亿九千五百万元
一百六十五	五亿一千五百万元
一百六十六	五亿三千五百万元
一百六十七	五亿五千五百万元
一百六十八	五亿七千五百万元
一百六十九	五亿九千五百万元
一百七十	六亿一千五百万元
一百七十一	六亿三千五百万元
一百七十二	六亿五千五百万元
一百七十三	六亿七千五百万元
一百七十四	六亿九千五百万元
一百七十五	七亿一千五百万元
一百七十六	七亿三千五百万元
一百七十七	七亿五千五百万元
一百七十八	七亿七千五百万元
一百七十九	七亿九千五百万元
一百八十	八亿一千五百万元
一百八十一	八亿三千五百万元
一百八十二	八亿五千五百万元
一百八十三	八亿七千五百万元
一百八十四	八亿九千五百万元
一百八十五	九亿一千五百万元
一百八十六	九亿三千五百万元
一百八十七	九亿五千五百万元
一百八十八	九亿七千五百万元
一百八十九	九亿九千五百万元
一百九十	一亿一千五百万元
一百九十一	一亿三千五百万元
一百九十二	一亿五千五百万元
一百九十三	一亿七千五百万元
一百九十四	一亿九千五百万元
一百九十五	二亿一千五百万元
一百九十六	二亿三千五百万元
一百九十七	二亿五千五百万元
一百九十八	二亿七千五百万元
一百九十九	二亿九千五百万元
一百二十	三亿一千五百万元
一百二十一	三亿三千五百万元
一百二十二	三亿五千五百万元
一百二十三	三亿七千五百万元
一百二十四	三亿九千五百万元
一百二十五	四亿一千五百万元
一百二十六	四亿三千五百万元
一百二十七	四亿五千五百万元
一百二十八	四亿七千五百万元
一百二十九	四亿九千五百万元
一百三十	五亿一千五百万元
一百三十一	五亿三千五百万元
一百三十二	五亿五千五百万元
一百三十三	五亿七千五百万元
一百三十四	五亿九千五百万元
一百三十五	六亿一千五百万元
一百三十六	六亿三千五百万元
一百三十七	六亿五千五百万元
一百三十八	六亿七千五百万元
一百三十九	六亿九千五百万元
一百四十	七亿一千五百万元
一百四十一	七亿三千五百万元
一百四十二	七亿五千五百万元
一百四十三	七亿七千五百万元
一百四十四	七亿九千五百万元
一百四十五	八亿一千五百万元
一百四十六	八亿三千五百万元
一百四十七	八亿五千五百万元
一百四十八	八亿七千五百万元
一百四十九	八亿九千五百万元
一百五十	九亿一千五百万元
一百五十一	九亿三千五百万元
一百五十二	九亿五千五百万元
一百五十三	九亿七千五百万元
一百五十四	九亿九千五百万元
一百五十五	一亿一千五百万元
一百五十六	一亿三千五百万元
一百五十七	一亿五千五百万元
一百五十八	一亿七千五百万元
一百五十九	一亿九千五百万元
一百六十	二亿一千五百万元
一百六十一	二亿三千五百万元
一百六十二	二亿五千五百万元
一百六十三	二亿七千五百万元
一百六十四	二亿九千五百万元
一百六十五	三亿一千五百万元
一百六十六	三亿三千五百万元
一百六十七	三亿五千五百万元
一百六十八	三亿七千五百万元
一百六十九	三亿九千五百万元
一百七十	四亿一千五百万元
一百七十一	四亿三千五百万元
一百七十二	四亿五千五百万元
一百七十三	四亿七千五百万元
一百七十四	四亿九千五百万元
一百七十五	五亿一千五百万元
一百七十六	五亿三千五百万元
一百七十七	五亿五千五百万元
一百七十八	五亿七千五百万元
一百七十九	五亿九千五百万元
一百八十	六亿一千五百万元
一百八十一	六亿三千五百万元
一百八十二	六亿五千五百万元
一百八十三	六亿七千五百万元
一百八十四	六亿九千五百万元
一百八十五	七亿一千五百万元
一百八十六	七亿三千五百万元
一百八十七	七亿五千五百万元
一百八十八	七亿七千五百万元
一百八十九	七亿九千五百万元
一百九十	八亿一千五百万元
一百九十一	八亿三千五百万元
一百九十二	八亿五千五百万元
一百九十三	八亿七千五百万元
一百九十四	八亿九千五百万元
一百九十五	九亿一千五百万元
一百九十六	九亿三千五百万元
一百九十七	九亿五千五百万元
一百九十八	九亿七千五百万元
一百九十九	九亿九千五百万元
一百二十	一亿一千五百万元
一百二十一	一亿三千五百万元
一百二十二	一亿五千五百万元
一百二十三	一亿七千五百万元
一百二十四	一亿九千五百万元
一百二十五	二亿一千五百万元
一百二十六	二亿三千五百万元
一百二十七	二亿五千五百万元
一百二十八	二亿七千五百万元
一百二十九	二亿九千五百万元
一百三十	三亿一千五百万元
一百三十一	三亿三千五百万元
一百三十二	三亿五千五百万元
一百三十三	三亿七千五百万元
一百三十四	三亿九千五百万元
一百三十五	四亿一千五百万元
一百三十六	四亿三千五百万元
一百三十七	四亿五千五百万元
一百三十八	四亿七千五百万元
一百三十九	四亿九千五百万元
一百四十	五亿一千五百万元
一百四十一	五亿三千五百万元
一百四十二	五亿五千五百万元
一百四十三	五亿七千五百万元
一百四十四	五亿九千五百万元
一百四十五	六亿一千五百万元
一百四十六	六亿三千五百万元
一百四十七	六亿五千五百万元
一百四十八	六亿七千五百万元
一百四十九	六亿九千五百万元
一百五十	七亿一千五百万元
一百五十一	七亿三千五百万元
一百五十二	七亿五千五百万元
一百五十三	七亿七千五百万元
一百五十四	七亿九千五百万元
一百五十五	八亿一千五百万元
一百五十六	八亿三千五百万元
一百五十七	八亿五千五百万元
一百五十八	八亿七千五百万元
一百五十九	八亿九千五百万元
一百六十	九亿一千五百万元
一百六十一	九亿三千五百万元
一百六十二	九亿五千五百万元
一百六十三	九亿七千五百万元
一百六十四	九亿九千五百万元
一百六十五	一亿一千五百万元
一百六十六	一亿三千五百万元
一百六十七	一亿五千五百万元
一百六十八	一亿七千五百万元
一百六十九	一亿九千五百万元
一百七十	二亿一千五百万元
一百七十一	二亿三千五百万元
一百七十二	二亿五千五百万元
一百七十三	二亿七千五百万元
一百七十四	二亿九千五百万元
一百七十五	三亿一千五百万元
一百七十六	三亿三千五百万元
一百七十七	三亿五千五百万元
一百七十八	三亿七千五百万元
一百七十九	三亿九千五百万元
一百八十	四亿一千五百万元
一百八十一	四亿三千五百万元
一百八十二	四亿五千五百万元
一百八十三	四亿七千五百万元
一百八十四	四亿九千五百万元
一百八十五	五亿一千五百万元
一百八十六	五亿三千五百万元
一百八十七	五亿五千五百万元
一百八十八	五亿七千五百万元
一百八十九	五亿九千五百万元
一百九十	六亿一千五百万元
一百九十一	六亿三千五百万元
一百九十二	六亿五千五百万元
一百九十三	六亿七千五百万元
一百九十四	六亿九千五百万元
一百九十五	七亿一千五百万元
一百九十六	七亿三千五百万元
一百九十七	七亿五千五百万元
一百九十八	七亿七千五百万元
一百九十九	七亿九千五百万元
一百二十	八亿一千五百万元
一百二十一	八亿三千五百万元
一百二十二	八亿五千五百万元
一百二十三	八亿七千五百万元
一百二十四	八亿九千五百万元
一百二十五	九亿一千五百万元
一百二十六	九亿三千五百万元
一百二十七	九亿五千五百万元
一百二十八	九亿七千五百万元
一百二十九	九亿九千五百万元
一百三十	一亿一千五百万元
一百三十一	一亿三千五百万元
一百三十二	一亿五千五百万元
一百三十三	一亿七千五百万元
一百三十四	一亿九千五百万元
一百三十五	二亿一千五百万元
一百三十六	二亿三千五百万元
一百三十七	二亿五千五百万元
一百三十八	二亿七千五百万元
一百三十九	二亿九千五百万元
一百四十	三亿一千五百万元
一百四十一	三亿三千五百万元
一百四十二	三亿五千五百万元
一百四十三	三亿七千五百万元
一百四十四	三亿九千五百万元
一百四十五	四亿一千五百万元
一百四十六	四亿三千五百万元
一百四十七	四亿五千五百万元
一百四十八	四亿七千五百万元
一百四十九	四亿九千五百万元
一百五十	五亿一千五百万元
一百五十一	五亿三千五百万元
一百五十二	五亿五千五百万元
一百五十三	五亿七千五百万元
一百五十四	五亿九千五百万元
一百五十五	六

第一百七十四号) 第二条に規定する労働組合をいう。以下この条において同じ。又は職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号) 第百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第五十ニ条に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。)のする寄附

四 前一号の団体以外の団体のする寄附

2 資本若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千円に、それぞれ資本若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千円ごとに五百円(その合計額が三千万円に達した後においては、三百万円)を加算した金額(その加算する金額の合計額が七千円を超える場合には、七千円を加算した金額)として、同項の規定を適用する。

3 前項の規定は、政治団体がする寄附及び個人が遺贈によつてする寄附については、適用しない。

4 何人も、第一項及び第二項の規定に違反してされた寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

5 第一項第二号に規定する資本又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同

職員団体の構成員(次項において「組合員等」という。)の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

十万人以上	三千万円
五万人以上未満	一千五百万円
五万人未満	七百五十万円

次の表の上欄に掲げる団体の前年における年間の経費の額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第五章中第二十二条の次に次の六条を加える。

第二十二条の二 何人も、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対する寄附をし

てはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附及び個人

が遺贈によつてする寄附については、適用しない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされた寄附を受けたはならない。

(寄附の質的制限)

第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補

給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他の性質上利益を伴わないもの)を除く。第四項において同じ。)の交付の決定

4 何人も、第一項及び第二項の規定に違反してされた寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

5 第一項第二号に規定する資本又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同

交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

3 前二項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者に係る第三条第一項第二号若しくは第三号の規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対する政治活動に関する寄附について準用する。

1 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人

2 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人

3 第一項の寄附に係る金銭又は物品の提供があったときは、当該金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

(寄附のあつせんに関する制限)

第二十二条の七 何人も、政治活動に関する寄附のあつせんをする場合において、相手方に對し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該あつせんに係る行為をしてはならない。

2 政治活動に関する寄附のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの扣除による方法で、当該寄附を集めなければならない。

3 第二十二条の八 何人も、第一項又は第二項(これららの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附することを勧誘し、又は要求してはならない。

4 何人も、第一項又は第二項(これららの規定を第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反してされた寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

5 第二十二条の四 事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社は、当該

2 何人も、前項の規定に違反してされた寄附であることとを知りながら、これを受けてはならない。

2 第二十二条の五 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の六 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 第二十二条の七 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の八 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の九 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の十 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の十一 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の十二 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の十三 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の十四 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の十五 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の十六 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の十七 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の十八 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の十九 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の二十 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の二十一 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の二十二 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の二十三 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

2 第二十二条の二十四 何人も、前項の規定に違反してされた寄附を受けてはならない。

体」という。)にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者は「に」、「禁錮又は一千円以上五万円以下」を「禁錮又は二十万円以下」に改め、ただし書を削り、同条第一号中「又はこれを準用する第十八条」を削り、「会計帳簿に」を「これに記載すべき事項の」に、「とき」を「者」に改め、同条第一号中「又はこれを準用する第十九条」を削り、「これに」の下に「記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに」を加え、「とき」を「者」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「又はこれを準用する第十八条」を削り、「第十一一条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面」を「領収書等」に、「とき」を「者」に改め、同条第六号中「引継をしないとき」を「引継ぎをしない者」に改め、同条第七号を次のように改め、同条第八号を削る。

二 第二十二条第四項、第二十二条の二第三項
又は第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者（団体につきては、その役職員又は構成員と
して当該違反行為をした者）

三 第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした会社の役職員として当該違反行為を
した者

第二十六条の次に次の三条を加える。

第二十六条の二 次の各号の一に該当する者は、
三年以下の禁錮、又は二十万円以下の罰金に処す

二 第二十二条の三第一項又は第二項（これら
の規定を同条第四項において準用する場合を
含む。）の規定に違反して寄附をした会社その
他の法人の役職員として当該違反行為をした
者

附をすることを勧誘し、又は要求した者（団

体にあつては、その役職員又は構成員として
当該違反行為をした者)

三 第二十二条の三第六項、第二十二条の五又は第二十二条の六第二項の規定に違反して寄

に第二二二条の第一項の規定を違反する事
附を受けた者（団体にあつては、その役職員

又は構成員として当該違反行為をした者)

附をした者（団体にあつては、その役職員又は団員二二名該當又行焉二二三者）

第二十六条の三 第二十二条の七第一項の規定に　^{該構成員として当該違反行為をした者}

違反して寄附のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員とし

て当該違反行為をした者)は、六月以下の禁錮

又は十万円以下の罰金に処する。

違反して寄附を集めた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該団体又行爲をして

昭和五十年六月五日 衆議院会議録第二十六号(二)

二 施行日前に旧法第十七條第一項（旧法第十
三條第一項（旧法第十八條において準用
する場合を含む。）の規定による報告書並びに
当該支出に関する旧法第十九條の規定による
報告書

八条において準用する場合を含む。)に規定する事由が生じた場合における同項の規定による報告書

規定する報告書又は前項の規定によりその提出につき從前の例によることとされる報告書の要旨の公表については、同条の規定の例による。
(会計帳簿等の保存及び報告書の閲覧に関する経過措置)

第四条 旧法第十六条(旧法第十八条において準用する場合を含む。)に規定する会計帳簿、明細書及び支出を証すべき書面(前条第一項の規定によりその提出につき從前の例によることとされる同項第一号及び第二号に掲げる報告書(旧法第十九条の規定によるものを除く。)に係るもの)の保存については、なお從前の例による。

2 前条第二項に規定する報告書の保存及び閲覧については、旧法第二十一条の規定の例による。

(寄附の量的制限に関する暫定措置)
第五条 当分の間 新法第二十二条の規定の適用
については、同条第一項中「政治活動に関する
寄附」とあるのは、「政党及び政治資金団体に対
してされる寄附並びに公職の候補者の政治活動
(選挙運動を含む。)に関する寄附」とし、
政党及び政治資金団体以外の政治団体に対しして
される政治活動に関する寄附については、同条
の規定を準用する。
前項の場合において、その準用する新法第二
十二条第一項及び第二項の規定による政治活動
に関する寄附の限度額は、同条第一項及び第二

項の規定による当該限度額の二分の一に相当する額とし、新法第二十六条中「第二十二条第一項及び第二项」とあり、又は「第二十二条第四項」とあるのは、これらの規定を前項において準用する場合を含むものとする。

(寄附の質的制限に関する経過措置)

第六条 新法第二十二条の三の規定は、施行日前に行われた同条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する給付金の交付の決定に関しては、適用しない。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 この法律の施行後五年を経過した場合においては、新法の施行状況を勘案し、政治資金の個人による拠出を一層強化するための方途及び会社、労働組合その他の団体が拠出する政治資金のあり方について、更に検討を加えるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

「第一百八十二条第五項及び第六項中「団体」を「政治団体」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十一条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

目次中「第二百一条(匿名の寄附等の禁止及び国庫帰属)」を「第二百一条削除」に、「第十四章の三 政党その他の政治団体の選挙における政治活動」を第十四章の三 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動に、「第二百五十二条の三(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)」を「第二百五十二条の三(政党その他の政治活動を行なう団体の政治活動の規制違反)」に改める。

第五条の二「第三項及び第五項中「団体」を「政治団体」に改める。

第三百九十九条第二項及び第三項を削り、同条
第一項第六号中「政治団体の選挙」を「政治團
体等の選挙」に改める。

第一回 行方不明の元官吏の娘の事件
の公職選挙法(次項)において「旧公職選挙法」という。選舉法(九次項)第一項に規定する給付金の二十つほどをこなすと、三十歳未満の者には二十つほどをこなすと、三十歳未満の者には

2 旧公職選挙法第二百一条第三項に規定する審査の決定を受けた会員の他の法人の登記者については、なお従前の例による。

附に係る金銭又は物品に係る同項の規定による納付については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)
第十二条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の十四」を「第四十一条の十五」に改める。

**第二章第六節中第四十一条の十四の次に次の
一条を加える。**

第四十一条の十五個人が、昭和五十一年一日
一日から昭和五十五年十二月三十一日までの

間に、政治資金規正法（昭和二十三年法律百九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反すること

となるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次は

掲げる団体に対するもの（第四四号口に掲げる
団体に対する寄附に係る支出金にあつては、
この日本に生れるべき人をさする旨）が、公債

その医師が推薦し、又は、(ア)不正公職
選法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条
規定により同号の候補者として届出をし、

又は推薦届出をされた日の属する年及びそ
前年にされたものに限る。)で政治資金規
法第十二条又は第十七条の規定による報告
により報告されたもの及び同号イに規定す

官報(号外)

公職の候補者として公職選挙法第八十六条の規定により届出をし、又は推薦届出をされた者に対し当該公職に係る選挙運動に関する報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一 政治資金規正法第三条第二項に規定する政党

二 政治資金規正法第五条第一項第一号に掲げる政治資金団体

三 政治資金規正法第三条第一項第一号に掲げる団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの(同法第五条第一項第一号に掲げる団体を含む)。

四 政治資金規正法第三条第一項第二号に掲げる団体のうち次に掲げるもの

イ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員又は都道府県知事の職(ロにおいて「公職」という。)にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの。

ロ 特定の公職の候補者(公職選挙法第八十六条の規定により公職の候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者をいふ。)又は当該公職の候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの(イに掲げるものを除く。)

(罰則に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為及び附則第三条第一項、第四条第一項又は第十一条第一項の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

理由

議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能を重視し、その政治活動の公明と公正を確保するため、政治活動に関する寄附の制限、個人が拠出する政治資金に対する税制上の優遇措置、政治資金の収支の公開の強化その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能を重視し、その政治活動の公明と公正を確保するため、政治活動に関する寄附の制限、個人が拠出する政治資金に対する税制上の優遇措置、政治資金の収支の公開の強化その他の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

第一 用語の意義に関する事項

政党及び政治資金団体に対する寄附とその他の政治団体に対する寄附を区別する制限規定を設けることとしたため政治団体、政党並びに党費・会費・寄附等の用語の意義を明確にし、特に、政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰し又はその主要な構成員であるもの並びに政治資金団体は、政治団体とみなすものとすること。

二 政治団体の届出等に関する事項

政治団体は、その組織の日又は政治団体となつた日から七日以内に文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、代表者、会計責任者等を、都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣に届け出なければならないものとすること。なお、この場合は、その綱領、党則、規約等の文書を提出しなければならない。

ならないものとすること。

二 政治資金団体の指定

政党は、各政党につき一つの団体を限り当該政党の政治資金団体になるべき団体として指定することができるものとし、政党が政党を自治大臣に届け出なければならないものとすること。政党がその指定を取り消したときも、同様とすること。

三 政治団体の名称の公表

政治団体の届出があつたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、その名称、代表者等並びに当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨を、遅滞なく、公表するものとすること。また、政党が政党の資格を失つたとき等も同様とすること。

三 報告及び公表等の合理化に関する事項

一 会計帳簿の備付及び記載

会計責任者は、会計帳簿を備え、当該政治団体のすべての収入及び支出並びに当該収入及び支出に係る一定の事項を記載しなければならないものとすること。

二 収支報告書の提出

(1) 政治団体の会計責任者は、毎年十二月三十一日現在で、その年の収支を記載した報告書を、原則としてその日の翌日から三月以内に、当該選挙管理委員会又は

自治大臣に提出しなければならないものとすること。

(2) 収支報告書には、次の事項についてその明細を記載しなければならないものとすること。

① 収入
② 同一の者からの寄附で政党、政治資金団体にあつては年間一千万円以上の寄附を、その他の政治団体にあつては年間百万円以上の寄附をした者又はあつせんした者の住所、氏名等。

ただし、これら以外のものでもこれらの例により報告することを妨げないものとすること。
③ 借入金の金額等、機関紙誌の発行その他の事業収入による金額等、及び五十万円以上のその他の収入。

④ 支出
⑤ 人件費等の一定の経費以外の支出で一万円以上のものについて、支出を受けた者の氏名、目的、金額等。

第四 寄附の量的制限

(1) 政治活動に関する寄附は、年間を通じて、次に掲げる額を超えてはならないものとすること。

一 寄附の量的制限

上のときは
十億円以上五十億円未満のときは
一千五百万円
七百五十万円
二千五百万円

上のときは
十億円未満のときは
組合員又は構成員の数が十万人以上
三千万円
五万人以上十万人未満のときは
一千五百万円
五万人未満のときは
七百五十万円

4 会社、労働組合及び職員団体以外の団体のす
員団体以外の団体のす 千万円以上のときは
る寄附

前年における年間の経費の額が六
一千円以上六千円未満のときは
は

二千万円以上六千万円未満のときは
一千五百万円

二千万円未満のときは
七百五十万円

二千万円未満のときは
一千五百万円

(一) 前記(一)の2から4までに規定する寄附の額は、資本等の金額、組合員等の数又

は前年における年間の経費の額に応じて加算することができるものとし、その最高限度額は七千万円までとすること。

(二) 当分の間、前記(一)及び(二)の政治活動に

関する寄附は、政党及び政治資金団体に対してされる寄附並びに公職の候補者の政治活動に関する寄附とし、これ

一に相当する額の別枠を設けることとする

(四) 同一の政治団体等に対しては、年間百五十万円を超えてはならないものとすること。ただし、この制限は、政党及び政

してする政治活動に関する寄附については適用しない。

地方公共団体から出資等を受け、又は、補助金等の交付を受けている会社その他の法人についても当該地方公共団体の公職の候補者又はこれらの者に係る政治活動に関する寄附については、同趣旨

治資金団体に対する寄附については適用しないものとすること。

(五) 政治団体がする寄附及び個人が遺贈によってする寄附については、制限しないものとすること。

(一) 国からの補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人は一定期間、選舉に

関すると否とを問わず政治活動に関する

寄附をしてはならないものとすること。

(二) 匿名の寄附等の禁止

本人の名義以外の名義又は匿名による

政治活動に関する寄附は禁止するものと

し、また、何人も、外国人若しくは外国

法人等からこれを受けてはならないものとすること。

(三) 寄附のあつせんの規制

何人も、政治活動に関する寄附のあつせんをする場合において、相手方に対して威迫する等不当にその意思を拘束する

ような方法で、当該あつせんに係る行為をしてはならないこととし、又寄附をしてはならないこととし、その者のようとする者の意思に反して、その者の黃金等からの控除による方法で、当該寄附を集めてはならないものとすること。

第五 政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置に関する事項

政治活動に関する寄附の個人拠出を奨励するため、個人のする政治活動に関する寄附で、政治資金規正法又は公職選挙法の規定により報告がされているもので、一定要件に該当するものは、租税特別措置法の定めるところにより税制上の優遇措置を講ずるものとすること。

第六 改正法の施行後五年を経過した場合においては、その施行状況を勘案し、政治資金の個人による拠出を一層強化するための方途及び会社、労働組合その他の団体が拠出する政治資金のあり方について、更に検討を加えるものとすること。その他、寄附の制限違反等についての罰則規定を設けること等所要の改

持若しくはこれに反対する政治団体に対して威迫する等不当にその意思を拘束する正を行ふこと。

官報(号外)

第七 施行期日

この法律は、昭和五十一年一月一日から施行するものとすること。

一 議案の可決理由

議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能を重視し、その政治活動の公明と公正を確保するため、政治活動に関する寄附の制限、政治資金收支の公開等の見地から妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十年六月四日

公職選舉法改正に關する調査特別委員長 小澤 太郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和五十年六月五日 衆議院会議録第二十六号(二)

九三八

明治三十五年三月三十日
種類便物認可

定価一部一一〇円

發行所

東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二四四二二(大代)